

第507回
三戸町議会定例会会議録

令和4年12月 8日 開会

令和4年12月13日 閉会

三戸町議会

目 次

会期日程表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日目 令和4年12月8日(木)	3
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	
職務のために出席した事務局職員	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
○日程第3 諸般の報告	6
議長の報告	
○日程第4 議案一括上程・提案理由の説明	6
第5日目 令和4年12月12日(月)	10
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	
職務のために出席した事務局職員	
○日程第1 一般質問	12
山田 将之議員	12
1. 三戸町における自治体DXの推進について	
千葉 有子議員	22
1. 地域おこし協力隊の増員について	
2. 18歳成人者への支援について	
藤原 文雄議員	32
1. 学校安全・危機管理について	
栗谷川柳子議員	40
1. 姉妹都市との交流のあり方について	
2. 三戸高校全国募集への支援について	
3. 可燃ごみの減量化対策	
4. 安全・安心のための防犯カメラ設置について	
第6日目 令和4年12月13日(火)	54
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名
職務のために出席した事務局職員

○日程第1	一般質問		
	久慈	聡議員	57
		1. 城山公園下山道について	
		2. 農業法人の推進について	
		3. 町有施設の光熱水費について	
○日程第2	議員提案第2号	三戸町議会基本条例の制定について	76
○日程第3	議案第67号	三戸町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について	76
○日程第4	議案第68号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	78
○日程第5	議案第69号	三戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	79
○日程第6	議案第70号	三戸町立学校給食調理場条例の一部を改正する条例案	81
○日程第7	議案第71号	三戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案	84
○日程第8	議案第72号	財産の減額譲渡について	85
○日程第9	議案第73号	三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	87
○日程第10	議案第74号	令和4年度三戸町一般会計補正予算(第10号)	88
○日程第11	議案第75号	令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	94
○日程第12	議案第76号	令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	96
○日程第13	議案第77号	令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	97
○日程第14	議案第78号	令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第2号)	99
○日程第15	常任委員会の閉会中における所管事務調査、請願・陳情審査の結果の報告について		99
○日程第16	常任委員会の閉会中における所管事務調査について		102
○日程第17	諸般の報告		102
		・ 議長の報告	
		・ 一部事務組合の報告	
		・ 視察報告	
閉	会		104
署	名		105

会 期 日 程 表

会 期 令和4年12月8日～令和4年12月13日（8日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時間	内 容
第1日	12月8日(木)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	12月9日(金)	休 会		議案熟考
第3日	12月10日(土)	休 会		休日のため
第4日	12月11日(日)	休 会		休日のため
第5日	12月12日(火)	本 会 議	午前10時	一般質問
第6日	12月13日(水)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 決算特別委員会設置・付託 各常任委員長報告 閉会中常任委員会所管事務調査報告 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議員提案 第2号	三戸町議会基本条例の制定について	R4. 12. 13	原案可決
議案第67号	三戸町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について	R4. 12. 13	原案可決
議案第68号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	R4. 12. 13	原案可決
議案第69号	三戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	R4. 12. 13	原案可決
議案第70号	三戸町立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案	R4. 12. 13	原案可決
議案第71号	三戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案	R4. 12. 13	原案可決
議案第72号	財産の減額譲渡について	R4. 12. 13	原案可決
議案第73号	三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	R4. 12. 13	原案同意
議案第74号	令和4年度三戸町一般会計補正予算（第10号）	R4. 12. 13	原案可決
議案第75号	令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	R4. 12. 13	原案可決
議案第76号	令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	R4. 12. 13	原案可決
議案第77号	令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	R4. 12. 13	原案可決
議案第78号	令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）	R4. 12. 13	原案可決

第1日目 令和4年12月8日(木)

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員(14人)

○出席議員(14人)

- 1番 柳 雫 圭 太 君
 - 2番 小笠原 君 男 君
 - 3番 和 田 誠 君
 - 4番 越 後 貞 男 君
 - 5番 乗 上 健 夫 君
 - 6番 山 田 将 之 君
 - 7番 栗谷川 柳 子 君
 - 8番 藤 原 文 雄 君
 - 9番 番 屋 博 光 君
 - 10番 千 葉 有 子 君
 - 11番 久 慈 聡 君
 - 12番 澤 田 道 憲 君
 - 13番 佐々木 和 志 君
 - 14番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事(税務課長事務取扱)	遠山潤造君
	参事(住民福祉課長事務取扱)	馬場均君
	参事(総務課長事務取扱)	武士沢忠正君
	参事(三戸中央病院事務長事務取扱)	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者(会計課長)	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君

まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第507回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果について報告します。

第507回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、11月30日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定しました。

12月8日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を12月8日から12月13日までの6日間と定めます。諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

12月9日は、議案熟考のため休会。

12月10日並びに11日は、休日のため休会。

12月12日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

12月13日、本会議、午前10時開議。一般質問を継続し、議員提案第2号及び議案第67号から議案第78号までの審議、採決を行います。次に、各常任委員長から所管事務調査の報告、閉会中における所管事務調査の申出、諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定しました。

以上で報告を終わります。

令和4年12月8日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、小笠原君男君、3番、和田誠君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月13日までの6日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和4年9月から11月に実施した例月出納検査の結果及び随時監査並びに定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第67号から議案第78号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第507回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

まず初めに、東北農政局発表の本年産の水稻の作柄概況によりますと、県全体の作況指数は99の平年並み、県南地方においても同様に101の平年並みであると発表されております。

また、当町の特産品であるリンゴにつきましては、高温や大雨の影響により大玉傾向となり、若干の品質の低下は見受けられるものの、数量は平年並みであると伺っております。

今年は、7月中旬から8月上旬にかけての大雨により、冠水や土砂の流入等、道路や農地への被害が発生しておりますが、それにもかかわらず、このように実りの秋を迎えることができましたことは、誠に喜ばしいことであるとともに、当町の生産農家の方々のたゆまぬ努力のたまものであると、改めて感謝を申し上げる次第であります。

現在町では、道路、農地等の災害復旧工事に向けた作業に着手しております。農家の皆様が安心安全に作業に取り組むことができるよう、一日でも早い現状復旧に取り組んでまいりますとともに、当町の基幹産業であります農業経営の基盤強化の方策と災害に強いまちづくりにつきましても、引き続き取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、次より今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第67号 三戸町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、町の機関等への申請、届出、その他の手続等について、オンラインで実施することができるよう、その基本的事項を定めた条例を新たに制定しようとするものであります。

情報通信技術を活用することにより、感染症の防止を図るとともに、町民の利便性の向上、行政運営の簡略化並びに効率化に資することを目的として、当該条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなったことを踏まえ、当町においても職員の給与並びに待遇等について必要な措置を講ずるため、三戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正するとともに、本条例においては、三戸町職員の給与に関する条例など、関係する11の条例について改正及び廃止をしようとするものであります。

改正の主な内容であります。国の制度に合わせ、当分の間60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定することとしております。

また、再任用職員の制度が廃止され、暫定再任用または定年前再任用短時間勤務職員の制度に移行することから、三戸町職員の再任用に関する条例を廃止するとともに、法改正による条ずれや条例で使用している文言の統一及び給料表の整備等、所要の整備を行うものであります。

次に、議案第69号 三戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなったことを踏まえ、当町においても職員の給与並びに待遇等について必要な措置を講ずるため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主なる内容であります。職員の定年を段階的に引き上げ、令和13年度までに65歳とすること、管理監督職の勤務上限年齢について60歳を基本とする役職定年制を設けること及び定年前再任用短時間勤務制を導入することなど、国家公務員の制度と同様に、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号 三戸町立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、現在三戸町内の小中学校の給食を提供することを目的として設置されている三戸町立学校給食共同調理場の事業内容について、青森県立三戸高等学校の生徒に対しても昼食として供与することができるよう、当該条例の一部を改正するものであります。

三戸高等学校の生徒の昼食については、保護者などの用意した弁当等を主に利用する状況となっておりますが、栄養バランスのよい食事の提供を制度的に確保するとともに、保護者の負担軽減を図ることで、三戸高等学校の魅力化の推進に資することを目的とするものであります。

次に、議案第71号 三戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県重度心身障害者医療費助成事業市町村参考例が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。重度心身障害者医療費助成制度における対象者の居住地特例に係る規定について改正を行うものであります。

次に、議案第72号 財産の減額譲渡について申し上げます。

本案は、平成28年1月に移住者向け土地活用を条件として、寄附採納により取得した三戸町大字同心町字古間木平地区の町有地について、移住者向け土地売却事業への応募により売却相手と決定した者に対し、土地100坪を50万円で売却しようとするものについて、地方自治法第96条第1項第6号に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、令和4年12月26日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員に竹原広実氏を再任いたしたく、提案するものであります。

竹原氏は、農業を営む傍ら、農業委員会農地利用最適化推進委員を務めるなど、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員として適任者であると存じますので、何とぞ全会一致にてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第74号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額70億6,520万円に歳入歳出それぞれ2億2,618万6,000円を追加し、予算総額を72億9,138万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、地方交付税6,295万9,000円、国庫支出金7,435万円、県支出金4,376万7,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、機構集積協力金事業等農林水産業費3,390万2,000円、エネルギー価格高騰対策事業者支援金事業等商工費8,171万7,000円、公共土木施設災害復旧事業等災害復旧費3,615万3,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第75号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額7,120万1,000円に歳入歳出それぞれ71万2,000円を追加し、予算総額を7,191万3,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、繰入金93万3,000円を減額し、繰越金179万8,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、総務管理費131万3,000円を減額し、簡易水道管理費206万4,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第76号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町下水道事業特別会計既決予算額2億1,620万2,000円に歳入歳出それぞれ262万2,000円を追加し、予算総額を2億1,882万4,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、繰入金119万2,000円、繰越金113万円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、施設管理費280万円を増額し、公債費17万8,000

円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第77号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億6,920万5,000円に歳入歳出それぞれ582万7,000円を増額し、予算総額を12億7,503万2,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、保険給付費等交付金16万5,000円、一般会計繰入金178万7,000円、前年度繰越金888万4,000円を増額し、国保財政調整基金繰入金500万9,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、一般管理費582万7,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第78号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入において、既決予定額に1,285万9,000円を追加し、総額を18億1,304万3,000円に、収益的支出において既決予定額から87万8,000円を減額し、総額を17億9,930万6,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入及び支出において、既決予定額に収入支出それぞれ534万6,000円を追加し、収入総額を2億4,321万3,000円に、支出総額を3億2,651万6,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容であります。収益的収入におきましては、新型コロナ病床16床の確保に伴う入院患者数の減少見込みにより、医業収益を1億4,632万円減額する一方で、新型コロナ病床確保事業費補助金等の増加見込みにより、医業外収益を1億5,917万9,000円増額しようとするものであります。

収益的支出におきましては、令和4年度の決算見込みにより、経費、材料費等を増額、給与費については減額し、合計で87万8,000円減額しようとするものであります。

資本的収入及び支出におきましては、新型コロナ対応地方創生臨時交付金の活用により整備をするシャワー入浴装置の更新に伴う費用を追加しようとするものであります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時24分 散会

第5日目 令和4年12月12日（月）

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|-------------------------|
| 山田 将之議員 | 1. 三戸町における自治体DXの推進について |
| 千葉 有子議員 | 1. 地域おこし協力隊の増員について |
| | 2. 18歳成人若者への支援について |
| 藤原 文雄議員 | 1. 学校安全・危機管理について |
| 栗谷川柳子議員 | 1. 姉妹都市との交流のあり方について |
| | 2. 三戸高校全国募集への支援について |
| | 3. 可燃ごみの減量化対策 |
| | 4. 安全・安心のための防犯カメラ設置について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 零 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|-------------|
| 説 明 員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事（税務課長事務取扱） | 遠 山 潤 造 君 |
| | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 馬 場 均 君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 武 士 沢 忠 正 君 |
| | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼 澤 修 二 君 |
| | 健康推進課長 | 太 田 明 雄 君 |
| | 会計管理者（会計課長） | 井 畑 淳 一 君 |

農 林 課 長	極 檀 浩 君
建 設 課 長	齋 藤 優 君
まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事務局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事務局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<6番 山田将之議員>

1. 三戸町における自治体DXの推進について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

6番、山田将之君。

○6番（山田 将之君）

おはようございます。早速ではありますが、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

1、三戸町における自治体DXの推進について。世の中のあらゆる商品、サービス、活動を対象としてデジタル化を進め、便利な世の中を実現していこうというDX、デジタルトランスフォーメーションの推進が広く叫ばれています。また、国ではデジタル庁の設置や自治体DX推進計画の策定など、特に力を入れて進めています。

DXは、住民の生活に広範囲に影響を及ぼし、地域社会経済全般の発展、課題解決に大きく資することが考えられます。ウィズコロナ、アフターコロナ時代での町行政の在り方、重点の置き方を考える際には、DXを踏まえた構想の構築が重要であります。町民、町にとって必要性の高い分野、これからの時代の生活の利便性向上や課題解決のために、デジタル技術の活用、DXに積極的に取り組んでいくべきであると考えることから、以下3点質問いたします。

1、自治体DXの推進について、町はどう認識しているか。

2、三戸町におけるデジタル活用の状況と今後の計画は。

3、マイナンバーカード普及促進の状況と今後の見通しは。

以上、よろしく願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、山田議員の質問にお答えを申し上げます。

三戸町における自治体DXの推進についての3点のご質問でございます。初めに、1点目の自治体DXの推進についての町の認識ですが、国では令和2年にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を定め、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタル活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を示しております。このビジョン実現のため、住民に身近な市区町村においては、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげて

いくことが重要であると捉えているところであり、具体的な取組といたしましては、国の自治体DX推進計画において示されている行政手続のオンライン化や押印の見直し、システムの標準化やAI、RPAの活用などが必要であると認識しております。

次に、2点目の町におけるデジタル活用の状況と今後の計画についてであります。町では昨年度、押印等の見直しに着手したほか、来年3月以降、子育てや介護に関する手続のオンライン申請を開始することとしております。また、AI、RPAの活用や令和7年度末までに取り組むシステムの標準化などにより、業務見直しを行う計画としているところであり、行政サービスなど、利便性の向上につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目のマイナンバーカード普及促進の状況と今後の見通しについてであります。当町の交付件数は11月末時点で4,140件、交付率は43.8%となっております。国では、令和4年度末までにマイナンバーカードをほぼ全国民が所有することを目標に掲げ、今年末までのカード申請者を対象としたマイナポイント事業、PR活動、携帯事業者による申請受付といった各種の取組を実施するとともに、令和6年秋の健康保険証とマイナンバーカードとの一体化方針を打ち出しております。

町独自の取組としては、カードの新規取得者に対して2,000円分の商品券を配布、加えて町内写真店で申請用写真を撮影した方に対しては、さらに1,000円分の商品券を贈呈する取組を行っております。また、カード申請等をする方の利便性を図るため、県内初の取組となる三戸郵便局での申請受付を開始するとともに、夜間休日窓口の開設や、職員が直接職場等を訪問して申請を受け付ける出張申請受付を実施しております。

今後におきましても、引き続き広報紙やホームページにより、マイナンバーカードの持つメリットや将来性について周知し、窓口でも申請やマイナポイント申込みの支援を積極的に行うことで、普及に努めてまいりたいと考えております。

○6番（山田 将之君）

それでは、順に再質問のほうさせていただきたいなと思います。

まず、自治体DXについての認識の部分ですが、この言葉、とても認識が難しいように感じております。ただいま説明いただいたのですけれども、デジタルという部分の言葉を聞いただけで、苦手意識であったり、難しいものだというように感じている方も多いと思います。今この場で聞いている方の中でも、何の話なのかというのが、多分理解している方はほぼいないのではないかなと思っております。

いま一度DXとは何なのか、DXはなぜ進めなければならないのか、DXによって何が変わるのかといったところ、説明していただけますでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

デジタルに関する全般的なこととお伺いしております。

まず、デジタルというと、反対の言葉でアナログという言葉があるのですが、デジタルというのは、行政の手続とか、あと業務をする上で住民票とか戸籍とか、様々なデータを取り扱っております。昔々は、今もそうなのですが、紙でデータを保存していると。それをコピーして、書面にして出したりとかというのが前々の流れであります。こちらのアナログ的な取組について、今般コロナウイルスが、2019年の末から感染が拡大をいたしまして、国において給付金等を支給する際、自治体の手続、こちらが紙で申請をしたり、紙で通知をしたりということが足かせになりまして、給付の事務に相当な時間がかかったということが大変大きな問題になっていたところであり

ます。こちらのほうを迅速に交付するという観点から考えられることは、デジタルの技術を使って、例えば対象者がどれくらいいるのかとか、どういった通知をするのかとかというところを紙によらないで、紙のやり取りをしないで、よく町のほうでもプッシュ型という形で表現をさせておりますけれども、そういった形で、迅速な給付金の手続ができるということに寄与するというのが、まずデジタル化の活用の流れということになってございます。

ほかの事例ですと、コロナウイルスの感染症によりまして、例えば勤務先への出社、また学校への出校、あと観光する際の移動、場所を移動するとか、あと冠婚葬祭など、様々なところで制限されていたり、またあと手続が省力化という形で行われているところでもあります。

こういった私たちの社会構造が制限を受けてきたということでございます。人と人のつながりの部分では制限がされておりますけれども、デジタルの活用によりまして、デジタルのデータの相互のやり取りで済むという場合もありますので、そういったところの考えなのかなと思っております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

説明いただきましたけれども、自治体DXというものは、デジタル化またはICT化とは違うということは、認識されているのかなというような説明だったと思うのですけれども、私の認識として、少し申し上げたいと思います。

私は、この自治体DX、大まかにはデジタルの話ではないと思っております。これからの私たちの、住民の幸せの話だと私は思っております。これまで人、物、金という手段を使って町は成り立ってきたわけでありましてけれども、人口減少によって人、物、金、こういった資源、財源、資産というものは減ってきています。反対に、解決しなければならない課題であったり、これから生み出していかなければならない価値というものは増えている傾向にあります。このアンバランスな状態に対して、町は危機感を持たなければならぬと考えております。今までと同じやり方でやっていたら、いい方向に進まないのではないかと。

そこで、これまでの人、物、金という手段にプラスして、第4の手段として、デジタル技術が有効ではないかというような考え方だと私は認識しております。デジタル技術だけで何かをしようというのではなく、人、物、金、プラスデジタル技術の組合せで、町のビジョンであったりミッションというものをどう実現していくかということです。デジタル技術をたくさん使ったほうがいい場合もあれば、全く使わないほうがいいという場合もあると思います。住民の幸せのためという部分、その手段として何が適正かというような視点だと思っております。手段が変わるので、手段に合わせて組織の体制であったり制度、また仕組みなどが変わっていくものではないのかなと考えております。

先ほども言いましたが、町はこのアンバランスな状態に危機感を持たなければならぬ。このような認識を持って、今後町はデジタルトランスフォーメーションに取り組んでいかなければならぬと考えているわけではありますが、町のお考えとして、まだ先の話ということなのか、近い将来に積極的に取り組んでいかなければならぬという考えなのか、そういったところのお考えを伺いたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまご質問ありました町が危機感を持っているか、直近でやらなければならぬ

いものなのかどうかという認識をどう考えているかということでございます。まず、行政が持っているデータというのは、各種法律に縛られたデータになります。今回の定例会の議案のほうでも提案をさせていただくのですが、手続のオンライン化ができるようにするということの提案をさせていただきます。こちらのほうは、やはりどうしても法律で縛られております。そういった制限等々は、国のほうの法律であれば国が改正して、それを受けて町が条例を改正するという流れになりますので、国よりも先に改正するというのができない部分もある手続がございますので、そこはご理解をいただきたいなと思います。

ただ、その反面町独自で、町の裁量でできるもの等々もございますので、そういったところは、今後こういった形でできるかなというところは研究していかなければいけないなと思っております。

先ほど議員が住民の幸せのために活用するのだというところは、全く同じ考えでございます。これまで、業務量、事務量が、紙ベースでやっていたので、相当の事務量がかかるというものが例えばございます。それをデジタル化することによって、ある程度省力化になるところもあると思っております。国の考え方としては、そういった作業の効率化で人的負担というところ、職員の負担というところを減らして、新たな価値をつくっていくと、その価値を住民に還元するということが国の考えでございますので、そういったところをちゃんと認識して取り組んでいきたいなと考えております。

○6番（山田 将之君）

取り組んでいかなければならないということでしたが、私はまず取り組んでいくための体制が必要ではないかと考えております。DXを進めるに当たり、ある程度トップダウン的な進め方というものが必要ではないかと。先進自治体では、首長の直下に担当部署を設置している、またはそれ相応の権限を与えている例が多くあります。また、各課から若い職員を抜てきし、組織全体に横串を通すようなチーム体制を取っているところもあります。いずれにしても、トップがDXに取り組む強い意志を持ち、体制に反映されることが必要ではないかと考えております。

今回認識という分でしたので、体制についてそんなには突っ込みませんが、恐らくまだ認識不足の状態ではないのかなというような印象です。今回この質問をしたことで、町も、町民も、我々議員も考えていくきっかけになればと思っております。先ほど総務課長おっしゃいましたが、まずは正しく認識していくことが大事であると思っております。

この項目の最後の質問になりますが、町長に伺いたいと思います。DXは、先ほども言いましたトップの意識、経営の問題であると言われております。今後はデジタル技術で、てこの原理が働くような分だけ自治体のトップの意識の差が地域に大きく影響を及ぼしていくと感じております。これまでのことを踏まえ、町長の今後のお考え、意識という部分、答弁いただければと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

町長就任以来、人口減少と向き合う、そういう時代背景もあります。そういった中で国からも叫ばれているのが、それぞれの現場での生産性を高めていくことが何より重要であるということが国から示されてきている部分でございます。そういった意味におきまして、デジタル技術を活用して、RPAであったり、いろんなオートメー

ション化をしていくことで、人的不足部分を補う、あるいはさらに広くサービスを拡充していく、そういうことができる社会になればと、こういう思いで私としても様々に、それぞれの担当課等に指示をして、検討を今即しながら、現実にはできる範囲で取り組んでいるというところがございます。もろもろのそういうことを県であるとか国であるとか、そういったところとの兼ね合いというのが実態のところありますので、先ほど総務課長からも説明があったように、いろいろ進めていきたいという思いと、実際に進めていくのにまたいろんな課題があるという部分と、様々にまだあるというところは、議員のほうにもご理解をいただきたいなと思っております。首長としては、DXについては、とにかく進めていきたいという思いで現在も取り組んでいるところがございます。

○6番（山田 将之君）

町長のお考え、分かりました。次の項目の部分の再質問に移りたいと思います。

デジタル活用の状況という部分。まず、活用の状況ですが、まだ身をもってすごく利便性が向上したとかいうような活用はされていないように感じております。今定例会より議員のタブレット端末利用が始まりました。まだ機会なり、操作方法の不安であったり、機能等うまく活用できている段階ではありませんが、町側も同じようにタブレット端末等を導入することで、初めて機能することであったり、または価値というものが生まれてくるのではないかと感じております。町側もこのようなタブレット端末等導入を検討しているのか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

町側でタブレットの導入を検討しているかということのご質問でございます。現在議員の議会のほうには、アイパッドをお配りしております。同じようなアイパッドの配付については、当初は町長の分と教育長、あと副町長の分を含めるという要求が上がってきたのですが、その際はちょっと一旦様子を見ようということで、予算はつけていなかったところであります。あと、新年度についてはこれからの予算査定ということになりますので、検討を進めていきたいなと思います。それ以外の課長の分については、別にタブレットがありますので、アンドロイドなのですけれども、こちらのほうで活用できるかというのは、ちょっと調査をしてみたいと思います。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

三役、町長、副町長、教育長の分は、今後検討していくということで、課長分に関しては、現在あるアンドロイドを活用するというような認識でいいのかなと思います。

このタブレット導入前に視察に行ったお隣の南部町では、議会側と同時に町側もタブレット端末導入をして、現在もペーパーレスで会議等を行っています。ぜひ前向きな検討をしていただきたいなと思っております。

デジタル技術の活用についてですが、先ほども幸せの話ということをおっしゃいましたが、まずは重要なのは、住民本位であることが前提であります。また、行政業務の効率化であったり、職員の創造力の向上なども観点に置きながら、具体的な目標、計画を設置して、組織、業務、システム等の改革を統合して進めていかなければ、デジタル技術の活用というところまで至らないと思っております。

11月18日にデジタル庁で公表した地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル、こういったものがあるのですけれども、これは各都道府県、各市町村

において、アナログ規制の点検、見直しに取り組むに当たり、必要となる推進体制の構築や作業手順の参考になるものが記載されているものなのではございますけれども、何かから手をつけていったらいいのかというような資料にもなると思うので、ぜひ町でも参考にさせていただきたいなと思っております。

今後の計画についてですが、目標や計画など、町では現段階でまだ設定されていないのかなと思っております。今後必ず設定していかなければならないものであると思いますが、近隣の八戸市では、先日の新聞、デジタル推進計画の原案を公表するというような記事がありました。町では、こういった考え等はないのか、また現在どういう状況なのか、そういったところも併せて伺いたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

計画の策定の予定がないかということでございます。現段階では予定をしておりませんが、八戸市のやつも私、見させていただいたのですが、ほかのところも今計画がどういった内容なのかというところは情報収集しているところであります。加えて、計画のほうで体制の構築というのがやはり重要なことと思っております。町長が最終責任者ということにはなるのですけれども、そういったデジタル化の推進のトップとなる方というものをCIOというのですが、そういった方を設定して動いていくと。そういった中で、デジタルに対応する人材育成というところが大事なかなと思っております。やはり使うだけの職員であればいいのですが、それを企画運営する、そういったアイデアが活用できるのかといったところの創出するところを、まず仕組みがないと、なかなかうまく活用していけないのだろうなというところがありますので、そういったところの人材育成というところも考えて、計画のほうもちょっと考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

ただいまご答弁いただきましたけれども、今後の流れとしてですが、これまで地方創生の計画というものが、デジタル田園都市国家構想の計画に衣替えしていただきというような流れになってくるのではないかなと思っております。国から正式にこういったアナウンス、発表があったわけではありませんが、じきに必ずそうなっていくと思っております。デジタルなしでは地方創生は語れない、デジタル田園都市国家構想がスタンダードになるということです。そのためにも、国でも様々な交付金など、支援策を打ち出している状況であります。現段階では、町はこの交付金の対象外のところにいるのではないかなと思っております。資料等いろいろ調べたのですが、国ではデジタル活用のレベルに応じて、タイプ1のスター型、タイプ2、プレーヤー型、タイプ3、リーダー型と、レベルに応じて3つのタイプに分類して交付金を決定しております。

町は、一番下のタイプ1にもまだ分類されていないところではないかなと思っております。タイプ1は、ほかの地域等で既に確立されている優良モデル、サービスを活用して、地域の個性を生かしたサービスを地域、暮らしに実装する取組とあります。こういったタイプ1の参考事例集なんかも、こういったものを国でも用意しておりますので、これで解説もされております、どういうふうにやったらいいというのを。こういったものを活用しながら、ぜひ計画性を持って、国の交付金等を活用できるような取組にチャレンジしていただきたいと思っております。独自にはあまりできないような、何かそういった発言もありましたけれども、独自にやっている、実際いっぱいあ

りますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。こういったものを御覧になって調査研究等されているのか、またはこれまでのことについての町のお考え等、ご答弁お願いいたしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

政府のデジタル化の支援ということで、デジタル田園都市国家構想交付金というのが創設されております。先日、12月7日の新聞なのですが、国が創設したデジタル田園都市国家構想交付金の受給要件というのが発表されたということでございます。ここの受給要件のところに、マイナンバーカードの申請率というところが条件になっているということでございまして、その申請率の条件が53.9%以上の自治体であれば申込みができるということになっているそうです。残念ながら、三戸町はこれよりも現在下回っている状況ということですので、対象外になるのかなとは思っておりました。

しかしながら、だからといって何もしないということではなくて、私、事例集も参考に見ております、確認をしております、独自で取組をしている事例集というのがございます。これは、マイナンバーカードにアプリケーションが2つ入る領域があります。1つは住民票、マイナンバーが入るエリアが1つあります。もう一つは、町とか自治体独自で運営する部分のデータが入るところがあります。私が先ほど町独自にやるのは難しいというのは、国の手続、介護保険であるとか、あと住民票であるとかというところの部分を私はご説明させていただきました。片や町独自のアプリケーションのところについては、町の考え次第でどうにでもできるというか、独自で運用ができるというところで、よく一般的に言われるのは図書館のカードですとか、あとドローン飛ばしたりとかというのも事例集のほうにはあったようです。

町でもこういった取組ができないかというところで考えたものが、職員のタイムカード、社員証とかでタイムカードをよくやられると思うのですが、そういった活用ができないかなと。もしそうすると、職員の取得率というのが100%になりますので、相乗効果もあるので、いいのではないかなという発案をさせていただいたところでもあります。経費を調べたら、その経費に800万円ほどかかると。しかも、運営維持費用が年間100万円くらいかかるということで、通常のタイムカードで処理すれば10万円ないし20万円で済むような業務が、その分お金がかかるということで、今回は費用対効果がちょっとあまりどうかというところで、調べただけで終わっている状況でございます。他のアプリとかでも同様に、まだ浸透し始める手前の状況ということですので、費用的にはそんなに効果と費用が、なかなかそのバランスが取れない状況なのかなと。ただ、アイデアは考えておいて、広がれば値段も安くなると思いますので、こういったところはしっかり調査して、事例もそうなのですが、検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

いろいろ考えてはいるということで、安心しました。先ほどの事例というか考えた案として、職員のタイムカードということだったので、800万円かかるということで、私はそんなにそこはあまり意味ないのかなとは思っております。一番大事なのは住民のため、住民が幸せになれるかというところをまず考えていかなければならないと思います。そのために800万円かかりましたとか、お金がかかるという部分は、私は大いにいいのではないかなと思っておりますので、そういったところにお

金であったり……部分を第一に考えて、取り組んでいただければなと思っております。

自治体DXは、地方だからこそ取り組んでいかなければならないということだと思っております。デジタル田園都市国家構想が目指すべきものというのは、地方の魅力をそのままに、都市に負けない利便性と可能性を実現していくことという記載がありました。こういった小さい町だからこそ、積極的に取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

では、先ほどマイナンバーのこともありましたので、次のマイナンバーのところ、3項目めの再質問に移りたいと思います。マイナンバーカードについても、私はこの議場でこれまでしつこく質問に当たり、意見を申し上げてきたつもりであります。現在の交付率が43.8%となりました。前より大分上がったのではないかなと、すごく頑張っているなというような印象であります。

この促進事業で、町でチラシ、こういったものを出したと思うのですけれども、2,000円の商品券がもらえるということであったり、申請する場所というものが増えたり、また職員が訪問して申請を受け付けるなど、前に比べてもすごく申請がしやすくなったと感じております。ですが、このチラシを見ていて思ったことです。取得するメリットというものが記載されていない、町民のためという部分が抜けているように感じました。言い方が悪いかもしれませんが、ただ普及率を上げることだけが目的になっているように感じております。確認ですが、マイナンバーカードを取得することの目的、メリットは何でしょうか、伺います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

マイナンバーカードを取得することによるメリットについてというご質問でございます。まずは、マイナンバーカードを取得することによって、第1には本人確認の書類になるという基本的な部分のメリットがございます。次でございますが、健康保険証として使えるということで、これにつきましては町長の答弁でもございましたけれども、令和6年秋から本格的な切替えのほうが行われるということもございますので、そちらでの使用についてのメリット。ただ単に健康保険証としての使用ということだけではなくて、健康に関する様々なデータ、そういったものも各医療機関で利用が可能になるというところでのメリットというのも大きなものであるというふうに思っております。あと、新型コロナの関係でございますけれども、接種証明の関係、電子署名、電子交付等の利用もできると。あとは、税金等の申告、電子申告の際に必要なという様々なメリットというのはあるものというふうに認識しております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

メリット等また説明していただきました。町の出しているチラシには、一切そういったものは記載されておりました。新聞折り込みに入ってきた、これは青森県で出している出張申請のお知らせのチラシなのですけれども、これにはしっかりマイナンバーカード取得のメリットということで、公的な本人書類になる、コンビニで各種証明書が取得可能であったり、健康保険証として利用できる、今説明していただいたような内容がきちんと記載されておりましたので、まずは住民が何のために、住民にどういうメリットがあるのかということのを第一に考えて、普及を促進していただければなと思っております。

私の思うメリットというものですけれども、マイナンバーカードを通じて、町民が便利なサービスを受けられることであったり、手続の簡略化であったりという部分が

あると思います。例えばですが、先ほども答弁のほうにありました図書館の図書カードとして使うであったり、あとの例ですと高齢者にオンデマンドタクシーのチケットを配布するというような、そういった使い方をしているところもあります。町民の利便性を向上することがなければ、今後この普及率というものは上がってこないのではないかなと考えております。

先ほどの項目で、さっきの事例集の中にも載っていたものですが、マイナンバーカードを活用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しや戸籍証明書等を早朝から深夜まで取得することができるというものがありました。全国の895の市町村で、もう既に実施されているものです。こういったものがあるだけで、大分利便性が向上するのではないかなと思います。こういった町民が感じるメリットを増やすというふうなお考え、何度も多分質問していることだと思いますが、ないのか、伺いたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

町独自の取組ということと住民票の関係ですけれども、住民票の関係につきましては、以前ご質問いただいた際にも答弁申し上げましたが、費用負担の部分で、それもかなりの額というところもございまして、現時点ではまだ実施というところまでは行っていないというところもございまして、あと、独自の活用につきましても、先ほど総務課長の答弁にもございました職員のタイムカード等としての利用ということにつきましても、一定程度、相当の経費の負担を求められるというふうな答弁がございました。

あと、活用の例といたしまして、他の市町村での活用事例といたしまして、図書カードですとか、あとは避難所の受付ですとか、あと例えば母子健康情報サービスとか様々あるわけでもございますけれども、それぞれの利用に当たってのシステム改修、さらなる業者へ委託しなければならない、様々なものがございまして、こちらで確認したところの情報でもございますけれども、最低限それぞれについて、構築費用として200万円なり、それ以上の金額が必要になる。プラスランニングコストとして、毎年の経費として最低で150万円程度の金額がかかるというふうな情報がございまして、そういったこともございまして、それぞれ何をやるかということになった段階で、それぞれのものを考えながら、実際どの程度の経費がかかるのかということも考えながらやっていかざるを得ないというところにあるというふうにも考えております。もちろん幾らかかってもということになりますけれども、当然財布は限られているというところもございまして、そこはご理解いただきたいと思っております。

○6番（山田 将之君）

費用がとてもかかるものだというところ、前回は質問したときも同じような答弁でありました。ほかの自治体ではできているものが、なぜ三戸町ではできないのかというところ、どういうふうな費用をうまく工面して、多分同じように費用がかかると思うのです、ほかの自治体でも。ですが、ほかの自治体ではできているという部分もあると思うので、そういったところを調査研究して、前向きに、積極的に進めていってほしいなと感じております。

今回の定例会でも、オンライン申請の手続きができるような条例改正案というものが上がってきております。これは、令和4年度末までにやらなければならないという国の自治体DXの推進計画にのっとったものだと思うのですが、これまでこれができなかったというものが、私の調べだと、三戸郡だと三戸町だけだったのではない

かなと、今まで。もう去年の段階で、ほかの近隣の市町村はできる状態になっていたと思うのですが、期限ぎりぎりという形になってしまったと思っております。この要因というものは、どういったものでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時46分）

休 憩

（午前10時47分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

今回の手続のオンライン化について三戸町が遅れていると、その理由はなぜかということでございます。まず、今回の行政手続のオンライン化については、令和3年4月28日付で総務省の自治行政局地域情報化企画室から、地方公共団体における行政手続のオンライン化についてという通達がなされております。令和3年の4月になされております。この中で、自治体DX計画では、31の手続をオンライン化するという事で、計画のほうに掲載されております。このうちの26の手続、今回条例でお願いする手続なのですが、こちらの手続については、令和4年度末を目指して、原則全自治体でマイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うことということにされております。それぞれ早期に取り組む自治体もおられると思います。三戸はぎりぎりという形にはなっておりますが、こういった通達を受けまして、令和4年度末にやるということでございます。特に遅くなったという認識はしておりませんので、ご了承いただきたいなと思います。

○6番（山田 将之君）

遅れているのではないかとというようなことではないのですけれども、他の自治体では、近隣、同じような町村でも進めることができていなかった部分ではあったので、質問をいたしました。

あと、マイナンバーカード普及事業については、住民福祉課のほうで担当していると思うのですが、活用方法については、全ての課に関係あるのではないかと考えております。現段階で、こういった体制でそういったものを考えているのか、伺いたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。役場全体で取り組むべき課題ではないかということでございます。もちろんそのとおりだと思っております。先ほど私のほうから答弁申し上げておりますが、人材育成が必要だという面については、特定の人ということではなくて、役場の職員一人一人がそういったところにこれから触れていかなければいけないし、それを活用して住民のほうの利益につなげていくということが大事なこ

とっております。例えば総務課では、システムの担当がおります。住民福祉課でも住民票のシステムの担当がおります。それぞれこの担当、そこに業務に行ったからそれをやると、それ以外の人は関係ないのだということとは全然捉えておりませんので、様々な人が、様々な職員が意見を出し合って、こういった活用ができないかということ、話し合いをしていくことが十分な活用につながると考えております。あと、その体制については、全役場の体制でやるということが必要になるのかなとっております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

今回DXについて認識、活用、マイナンバーと、3点質問させていただきましたが、現在の町の状況であったり、お考えというものを理解いたしました。こういったもの、やはり町が自発的に取り組んでいかなければ、町民のため、住民本位のためという部分が欠けてしまうのではないかと考えております。何度も言いますが、デジタルトランスフォーメーションは町のトップである町長の意識という部分が一番大事になってくると思っております。町長の意識が変われば、組織は大きく変わるものだと思います。

以前、私が個人的に自治体DXに携わっている方の講演を聞いた際の言葉なのですが、住民のことを真剣に考え、取り組んでいる首長ほど、DXが住民の幸せに資すると腑に落ちた瞬間に目の色が変わるとおっしゃっておりました。ぜひ我が町の町長には、そうあっていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

<10番 千葉 有子議員>

1. 地域おこし協力隊の増員について

○議長（竹原 義人君）

10番、千葉有子君。

○10番（千葉 有子君）

通告により、一般質問をいたします。

1項目め、地域おこし協力隊の増員について。農家の担い手不足、消滅危機にあるガマズミ、生産量不足のエゴマなどなど、当町の特産品に課題が山積みです。先般協力隊任期終了の方が町に残り、協力隊からの第1号の起業を実現されました。町に活気を届けてくださいました。また、現役の協力隊の方も頑張っておられ、広報や新聞等の紹介で、地域おこし協力隊の認知が町に広がりつつあります。協力隊の活用を、農産物にとどまらず、教育関係にも目を向け、今力を入れている三戸高校の魅力化に特化する協力隊員や、放課後学童への協力隊員など、多岐にわたっての活用ができるものと考えます。担当課の発案だけでなく、町長自ら地域おこし協力隊の活用、採用を考えていただけるか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉議員の質問にお答えを申し上げます。

お尋ねの地域おこし協力隊制度は、都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、一定期間地域に居住をして、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動などを行いながら、その地域へ定住、定着を図る取組であります。令和3年度においては、全国では1,085の自治体が隊員を受け入れ、6,015名の隊員が活動をされています。

当町におけるこれまでの取組といたしましては、平成29年度から観光振興、移住コンシェルジュ、11ぴきのねこのまちづくり、ホップ生産復活の各ミッションに応募をいただいた4名の隊員を受け入れているところであり、そのうち1名の方は、今年の10月に町内で、今議員からもお話がございましたが、カフェを開業されています。

現在町では、令和5年4月から三戸高等学校魅力化のほか、ホップ生産復活、有害鳥獣対策の3つのミッションに従事をしていただく協力隊員の募集を行っております。また、協力隊員の募集に当たっては、町の地域課題に対し、協力隊員を活用して取り組むよう私のほうから既に指示をしているところであり、それを受けて、各課では課題を整理し、募集ミッションを提案しているところでもあります。

町といたしましては、引き続き地域おこし協力隊制度を活用し、地域課題の解決へ一緒に取り組んでいただける人材を募集するとともに、町の地域資源を生かした活性化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○10番（千葉 有子君）

今町長からご答弁いただきました。既に募集を行い、増員を計画しているとのこと承知をいたしました。これまで4名を受け入れて、1名の方が起業なさっているということです。この質問の文言が、以前地域おこし協力隊の増員を提案したときに、活動内容に当たる担当課からの要望がないというような旨のお答えをいただいていたので、ちょっと私の固定概念となっていました。町長のご答弁で、取組の姿勢、仕組みがよく分かりました。

三戸高校魅力化のミッション、本当にありがたいと思います。それから、ホップ生産、それから有害鳥獣対策の募集ということで、3点のミッションで募集を行っているところですが、質問いたします。一応ミッションの募集人数と、それからいつの期間の募集で、どのような周知方法であったか、お願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、今回の募集した協力隊員というものは、先ほど町長答弁にもありましたように、三戸高校の学校魅力化、ホップ生産復活、有害鳥獣対策、3つのミッションの募集をいたしまして、募集のほうは町のホームページ、あと町の移住、定住促進ポータルサイトのおんでニャさいと、あと一般社団法人移住交流推進機構のJOINというものがございますけれども、こちらの地域おこし協力隊ポータルサイトのほうに募集を掲載しております。また、東京都内で開催されました移住フェアにて募集の告知も行っているところです。

今回の募集に当たっては、10月7日から11月11日までの募集を行ったところでございます。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

分かりました。質問を続けます。

ホップ生産のミッションの件ですが、現任の方と同じホップ生産復活ミッションの協力隊募集でよろしいのでしょうか。今回のホップ生産復活ミッションでの募集は、現任の方と同じ業務内容なのか、また1名増員ということになると思うのですが、その経緯をお知らせください。

それから、2つ目です。三戸高等学校の魅力化ミッションの協力隊の募集も行ったと今お聞きしました。三戸高校存続に力を入れている今、大変ありがたい取組だと思って、この取組にエールを送りたく思います。町が期待する活動は、どのようなものか、分かる範囲で、お知らせできる範囲でお願いできればと思います。

それから3つ目、今3つのミッションの募集をしたということなのですが、あったかないかでよろしいので、お聞かせいただければありがたいです。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほどの質問の中で、人数のお答えをしておりませんでした。申し訳ございません。各1名の募集をしたものでございます。

質問にありますホップの募集についてでございますけれども、昨年の11月に任用いたしました協力隊のほうですけれども、斗内の乗上地区のほうでホップの栽培いたしまして、順調に生育いたしまして、今年はず10キロの収穫にできまして、来年度はさらにホップ棚のほうを増設いたしまして、作付面積を拡大して株を植付けするという予定をしております。これまで単独での作業をしておりましたので、隊員の意向のほうも踏まえまして、相談とか協力をしながら問題解決できるのが、仲間と一緒に作業できるのがいいのではないかと、そういうことも期待いたしまして、業務的には同じ内容での、一緒に作業できる、協力し合える、問題解決できるということを期待して、新たな隊員を募集したものでございます。

また、2つ目の高校の魅力化に当たりましては、教育委員会のほうから答弁をいたします。

あと、応募の状況でございますけれども、三戸高校の魅力化ミッションのほうには1名、ホップ生産復活のほうに1名の応募がございまして、有害鳥獣対策のミッションにはございませんでした。応募の状況ということです。

以上でございます。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

質問のありました2点目の三戸高校魅力化ミッションについてですが、こういったものを期待しているのかということでございますけれども、地域おこし協力隊の方には、高校と地域をつなぐコーディネーターとして活動していただくということを期待しているものでございます。具体的な業務といたしましては、まず1つが三戸高校ではSDGsをテーマとしたまちづくりへの学習とか、あと地域活性化、それから人口減少対策といったことをテーマとして学習を行っておりますので、高校の学習と地域をつなぐコーディネート業務、それから全国募集を行っておりますが、そちらの広報活動、あと入学者への支援、あともう一つ、3点目としては小中一貫三戸学園と三戸高校との連携への支援といったものを考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

3つのミッションの募集を行って、2つのミッションに対し応募があったとの答弁、承知いたしました。ホップ生産復活ミッションの増員の件は、作付面積が広がったこ

とと、それから隊員の意向で、仲間で問題解決、それはとてもありがたいものだなと、今お聞きして思いました。

三戸高校魅力化ミッションは、今詳しい内容をお聞きしましたが、地域と学校をつなぐコーディネーター、それからSDGsで三戸高校の2年生でしたか、そういう研究も取り組んでいましたので、いろいろ町の課題を担ってくれる三戸高校魅力化ミッションの協力隊の方が現実に着任して、三戸高校の魅力を発信して、存続に力を入れていただけるかなと期待をしております。

質問を続けます。先ほどホップは復活を目的としての協力隊の活用……どうしても私、これ3回目なのですがすけれども、ガマズミのほうにちょっと熱が入ります。ガマズミは、当町の特産品として紹介されていまして、ホップは復活ですが、ガマズミは消滅から守る地場産品だと思っています。私の一般質問の中で、ガマズミに関するミッションの協力隊の登用は考えられないですかとお聞きした回がございます。そのときに、担当課から上がってこないと検討されないということでした。協力隊の活用が今活発になっています。先ほど町長のほうから、国で今現在6,000人ほどの協力隊がいる。令和8年ですか、それまでに国は1万人に増やすという方針を打ち出しております。ガマズミ関係のミッションの協力隊登用は、難しいものなののでしょうか。担当課のほうからちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまガマズミの協力隊ということでのご質問ございました。それもないことはないかと思いますが、今年度において私どもは、有害鳥獣のほうを優先させていただきました。というのも、鹿とかイノシシ、最近出ております。これの被害をまず食い止めるということを農林課としては一つ考えるということで、こちらのほうの募集をしたところでございます。

ガマズミとかについても、産業として今残っております。確かに生産者も減ってきて、高齢化とか、そういう問題もありますし、例えば生産して、それが収入につながるというもの、この問題がまずあります。作って売るのですけれども、その単価がまず安かったりとか、そういう問題もあるかと思えます。ですので、直接協力隊の方に頼んで、そこら辺が上がるかなというようにところも検討しながら進めていければなと思ってございます。

○10番（千葉 有子君）

課長のお答えいただきました。今は一つ、有害鳥獣のことのミッションを考えているということで、承知をいたしました。先ほど有害鳥獣のほうはまだ募集がないと言っていたのですが、引き続き行うものと思えます。

そのままガマズミのほうに話が行くのですが、地場産品、それから農産物はガマズミだけではありませんけれども、ここ数年弘前大学の教授と学生がガマズミを守りたいと、収穫応援に来てくださっています。今年の3月25日には、役場内でガマズミの今後についての産学官での共同検討会が行われたと聞いています。生産者からの声も届いているものと思えます。新聞等でも現状課題を知らせています。

先ほど担当課の課長からお答えをいただきましたけれども、昨年12月に私もガマズミの支援について質問しています。そのときに町長は、ガマズミはスーパーフルーツとして地域産業の一つになる可能性があるかと答弁されています。今年の11月初旬の収穫時には、副町長が弘前大学の皆さんと一緒に収穫の手伝いに参加され、町の特産品として発信し続けるため、改めて産学官での取組を進めなければならないと発言され

ています。先ほど課長の答弁にもあったように、様々な課題、長い間の懸案とされていると伺っています。消滅の危機と言われるガマズミ生産に、先ほど町長から協力隊の目的を詳しくお答えいただきましたけれども、難しいでしょうが、外部からの視点、行政はできなかった柔軟な行動力、これも国からの協力隊の目的です。スキルのある方は難しいと私も承知していますが、ホップの協力隊の方のように熱意のある方が手を挙げてくれるかもしれません。変わらない現状に、ガマズミ生産守り隊の協力隊の増員は、今すぐでなくても、どうか視野に入れていただきたいなと私は考えますが、トップである町長、副町長のお考えをお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉議員のガマズミに対する、町民に対する思いというのを非常に強く受け止めさせていただきたいと思います。

地域おこし協力隊のこれまでの増員の経過というのは、決して簡単に進んできたものではありません。毎年度こういうものはどうだろう、こういう方に対して来てもらったらどうだろうと、そういったものをいろいろ検討しながら、東京あるいは多くの集まる場に職員たちも出向いてPRをしていただいて、そういった中で、何とか何名かの方々が今地元に来ていただいているということでございます。でありますので、まずはガマズミに限らず、地域課題というものを一緒に取り組んでもらえる方を呼ぶために、PRの方法も含めて、しっかりとこれからも頑張っていきたいなというふうに思っております。

また、ガマズミの部分については、現在も弘前大学のほうとの連携もありますが、そういった中で出てくる課題を町としてもしっかりとそれを検証して、その次につながるように打合せをして応援をしていきたいと、そのように考えてございます。

○副町長（馬場 浩治君）

今千葉議員からのガマズミに対する思いということをお聞かせいただきました。これは、平成7年から8年に弘大の岩井教授が三戸に来て、商品として、地場産としてやっていけるかということで農家に話しかけて、それからずっと来ているのですが、やはり生産としてというか、商品として多分減っていつているのは、農林課長が言った収入が少ないとか、そういうふうな人手不足だとか、私も11月1日、2日、参加させていただきました。初めて収穫に参加させていただいたのですが、枝から実がなったその枝を切って、来年出る芽を取らずに枝から実を取るのです。取ったのを、その次が今度、その後の手間が大変かかるのだという話を農家のほうから聞きまして、では町でも今後相談しながら、どうすればガマズミの農家が増えるのかも話ししながら、先ほど言われました3月に話し合いをして、これからみんなで頑張っていこうという話をさせていただきましたので、11月に私も農林課の職員と行って、収穫をさせていただきましたけれども、やはり今後どういうふうな商品を作って、どういうふうな収益を農家たちが得られるかというのが課題なのかなと。それが果たして、協力隊員の方々の募集に当たって、自慢できる商品になれるのかなとは思いますが、そういうふうな任用型と委託型という、自分で発案をしながら、ガマズミに興味を持った方が来てもらえれば、やる気を起こすのではないかなと思っておりますけれども、まず町といたしましても、もしガマズミの協力隊が、もし自分でお願いをして来てもらえるのであれば、そういう方々も採用できるのかなとは思いますが、町でもこれから何かと地場産のためにも頑張っていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願ひします。

○10番（千葉 有子君）

町長、副町長、ご答弁ありがとうございます。町長のお答えは、私も十分理解できます。弘前大学と連携を取って、課題を検証して、次につながる応援ということで、これからも注視して、期待していきたいと思います。

副町長のほうからは、担当課長のほうからもありましたけれども、収入不足、収入につながらないとか、これは今の地域おこし協力隊の方もそうだと思うのですけれども、やってみないと分からないということもあるし、町長もおっしゃったように、いろんなことを議論して、議論して、あれが必要なのだということで、協力隊の発案があるのですよということは理解できます。ただ、ガマズミがなくなってからでは遅いので、あとガマズミの畑ももう荒れていますし、ホップのほうも休耕地の利用ということでしたので、ガマズミもそういう熱意のある方が来て、休耕地を活用して、町に活気を寄せてくれないかなと、どうしても思っています。

ちょっと私の調べで間違っているかもしれませんが、協力隊には起業型地域おこし協力隊というのもちよっと見ました。いろんなことを駆使して、これから協力隊の活用をガマズミにもちよっと視点を当てていただけたらなと思います。

これは、全く私の考えですが、ガマズミの実は重いものでないので、大変だけれども、比較的軽作業だと。ただ、根気が要るし時間がかかる。その時間の割りの対価がないということを生産者の方からお聞きしました。以前もちよっと話させていただいたと思うのですけれども、高齢者の方で、何か町の役に立ちたいという元気な高齢者の方もおりますし、これは本当に全く私の考えで、実現というか、可能性があるかどうか分からないのですが、大勢の中で働くことはできないけれども、自然を相手にすることで働けるといって、ちよっとなかなか外に出て働けない若者もいらっしやいまして、そういう方たちの雇用というのですか、そういうことにも広げられないものかなと、私自身思ったりしています。先ほど副町長も探っていってくださいということでしたので、頭に置いていただければありがたいなと思います。

質問を続けます。協力隊の募集がサイトとか、いろいろそういう、ちよっと私は詳しくは分からないのですが、配信で行われていたようです。もちろん要件の中に、都市圏都市部から地方の市町村に移住できる人とあることからだと思いますが、回覧板での周知もあっていいのではないのでしょうか。このところ、地元出身者の地域おこし協力隊という記事をよく目にします。回覧板によって町外の家族に情報が伝えられ、Uターンのかきかけとなるかもしれません。町外に出た若者が当町のミッションとマッチすれば、人口増加のみならず、家族の形の広がりになるかと思えます。大きい言い方では、家族が一緒になれば、介護とか、そういうことにもつながっていくかと思えます。先日総務課長のほうから、町有地の売却ですか、そのとき回覧板が回りました。そのときもたしか回覧板が回ることによって、町内から町外に情報が行って、そういうこともつながるとかとお聞きしていました。協力隊の町民への周知は、協力隊への理解も進むことから、回覧板の活用もいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

協力隊の募集につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、ホームページ、あとおんでニャさいとであるとか、あとはJOINというサイトのほうで掲載させていただいて、募集をしたところでございます。これまでに応募されたという方の多くは、地域おこし協力隊として活動を希望する方が検索するサイトのほうに、そ

こからつながっている場合が多く、また移住フェアで実際にお話を聞いて興味を持ったとか、そういうところでのつながりがあったところで、外へ向けての発信というところで行ってございました。

議員おっしゃったとおり、町内の方は応募することはできませんけれども、その家族の方が遠方において、帰ってくることを考えているとか、そういうところで町の課題解決のために活動したいというふうなことであれば、十分可能性はあろうかと思えますので、回覧板等で今後お知らせ等、募集の期間とか、そういうところもございましたけれども、検討してまいりたいというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。情報共有で家族の会話が広がり、Uターンに発展するかもしれません。実際先日都会に出ている娘が、きっかけがあれば三戸に戻りたいと話していると町民の方から聞きました。これが即協力隊となると、いろんなスキルも大事ですから、即それにつながらないとは思いますが、ちょっとそういう声も聞きました。

続けます。教育分野は、高校、学校関係だけでなく、全国的に調べてみると、学童保育のほうにも協力隊の登用をしている自治体があります。様々な年代、多様性のある人的環境がますます大事になってくる学童保育です。もちろん今一生懸命学童保育に勤務されている方には感謝していますが、公立学童として、これからもずっと続くということを以前町長から伺っていますので、人的環境、それから時々起こる保育士不足、何よりも外部からの新しい視点も協力隊の活用です。

先ほどもUターンの話をちょっとしましたが、町外へ出ている若者が資格と経験を持って活躍してくれるかもしれません。まだ全国では学童保育のほうに登用している自治体は少ないのですが、これもまた自治体の長の考えによるものが多いようです。今後学童保育関係のミッションでの協力隊登用も視野に入れていただけたらと思えますが、町長はどのように考えますか。町長、お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの学童保育に対しての協力隊の募集ということでございます。

先ほどもご答弁を申し上げましたが、町の様々な課題に対して、そのことについて取り組んでもらえるということであれば、町としてもありがたいなと思っております。学童保育の部分については、その部分での必要性等、そこはよく吟味をして、考えていかなければならないところもあるのだろうというふうに考えてございます。まず、いずれにしても、地域おこし協力隊、これは何人でも募集しておけるかというのは、町の財政状況との兼ね合いもございますので、そういった部分も含めて、総合的に考えていくしかないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○10番（千葉 有子君）

町長のお答え、理解できました。もちろん国が増やす目標を打ち立てているから何でもいいということではないですし、町の課題がどういうことなのか、それを十分に吟味してからの協力隊の登用かと思えます。いらっしゃるとなれば、住居の整備もありますし、いろんな問題があると思えます。

ただ、隣の県の1万2,000人ほどの人口の近隣自治体です。9名の地域おこし協力隊が任用され、そのうち3人が教育に関わるミッションとのこと。それぞれの自

治体の課題や目標があるので、軽々にこうだからこうだというのは言えないのですが、地方への人口増と、それから地域活性化の国の制度ですが、教育、学童は今のところは保育なのですが、共に育てる共育と、それから教える教育の分野でもあると私は思っています。ぜひいろいろ議論して、有効活用して、町の活力を盛り上げていただきたいと思えます。

これは参考までなのですが、協力隊の方の活動とか、それから今起業なさった方の紹介も広報とかでしてくださっているのですが、ほかの自治体ではこういう地域おこし協力隊かわら版で、その方の赴任してきたきっかけとか何か、ちょっとほほ笑ましいものも載ったり、それからいろいろこういうことをやっているのですよということの、こんなかわら版を出しているところがあって、私はすごくいいなど。まだまだ協力隊という認知は、そんなに高くないと思っています。地域おこし協力隊の方は、今いらっしゃる方も、これからいらっしゃる方も、やっぱり町の人々の温かい目、温かい協力が定住につながるものも含め、大切と私は思っていますので、そんなこともぜひ試みていただければなと思っています。

2. 18歳成人若者への支援について

○10番（千葉 有子君）

続いて、2項目めの質問に入ります。2項目め、18歳成人若者への支援について。2001年、絵本のまちづくりとして、心を育てる第一歩と、馬場のぼる先生の絵本でのブックスタート事業が始まり、絵本の人づくりが今日の11ぴきのねこのまちとして定着したと考えます。20年以上の長きにわたり関わってくださった皆さん、そして今現在も町長をはじめ職員の方々のご労苦があつてのことと感謝申し上げます。このような背景からも、18歳成人の大人の入り口としての自覚を持ち、また社会参加への入り口ともなる町への愛着心を育み、郷土に誇りを持てるメッセージ性のある馬場のぼる先生の絵本を次世代を担う18歳成人の記念品として贈呈することは、当町にしかできない若者への応援になるものと考えます。町長はどのようにお考えか、伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

18歳成人若者への支援についてでございます。町では、馬場のぼる氏に関連する事業として、平成13年度から絵本のまちづくりに取り組んでおります。絵本の読み聞かせや新生児への絵本プレゼントを中心に行っているところでございます。また、平成23年度からは、馬場のぼる氏が幼年期から青年期までに描いた絵やスケッチブックなどが町へ寄贈されたことを契機として、11ぴきのねこを主体とした各種のまちづくり事業に取り組み、石像の設置やラッピングバス、トレインの運行など、様々な成果を上げているところでございます。

ただいま議員からご提案のありました18歳成人となる方への絵本の贈呈であります。町では親子が触れ合い、情緒豊かな子供を育てることを狙いとして、平成13年度以降、新生児に対し、絵本プレゼントを行ってきたほか、町内ボランティア団体による絵本読み聞かせを通じて、プレゼントの相乗効果を図るなど、取り組んできております。このほか三戸高等学校では、教員が生徒に対し、読書への興味を持ってもらうため、読み聞かせを行っているとお伺いをしているところであり、町としても、このような機会を通じて、馬場のぼる氏の絵本を取り上げていただき、読み聞かせを通じて高校生としての視点や絵本に対する愛着、郷土の誇りを再認識し、感じてもらうこと

が効果的であると考えております。

このようなことから、町としては、ご自身が幼少期に読み聞かせをしてもらった記憶や思い出が詰まった絵本を大切にさせていただくとともに、ご自身の子供がお生まれになった際に絵本を読み聞かせさせていただき、世代を引き継いでいただくことが肝要と考えておりますので、現時点での絵本の贈呈は予定していないところであります。

○教育長（慶長 隆光君）

ご質問のありました18歳成人若者への支援につきまして、ご答弁申し上げます。

今回議員からご提案のありました18歳成年への絵本の贈呈についてであります。成年となる年齢については、民法により20歳と定められていたものが、令和4年4月1日から18歳を成年年齢とすることと改正されております。これに伴い、町では成人式の取扱いを検討した結果、これまでどおり20歳の年に記念式典を行い、記念品を贈呈することとしているところであります。先ほどの町長からの絵本贈呈に対する答弁の趣旨及び町の成人式に参加する年齢を20歳とすることなどを総合的に捉え、18歳成人者に対する絵本の贈呈は、現段階では考えていないところであります。

しかしながら、開校から10周年を迎えた小中一貫三戸学園では、町への愛着心を育み、郷土に誇りを持つことを目指し、町独自教科であります立志科において、馬場のぼる氏を学ぶ機会を設けているところであります。同様に、三戸高校においても馬場のぼる氏と11ぴきのねこを取り上げていただき、幼少期の絵本の読み聞かせから高校卒業まで絵本のまちづくりができることは、三戸町唯一の取組であると認識しておりますので、今後におきましても、郷土の学びを対象とする学習の充実を図ってまいりたいと考えております。

○10番（千葉 有子君）

町長、教育長、お二方からそれぞれご答弁いただきました。町長の説明で、絵本のまちづくりに平成13年から取り組んでいる。実は私も、絵本のまちづくり推進委員会の委員として活動させていただいていました。それがずっと続いているということは、本当にうれしいことです。教育長のほうから、町への愛着心や郷土愛については、馬場のぼる先生についても、立志科やその他で学習をしている。それは、私も承知しております。町長が今ご説明くださったことも承知しております。

私の提案は、これで前回に続き2回目なのですがけれども、絵本をあげること、絵本の読み聞かせを広めたいことが目的ではありません。本年4月1日から施行されたばかりの18歳成人年齢引下げに、まだ18歳の若者が認識するに足らず、自分事とすることと、一番は町として大人の仲間入りだよと示してあげることがとても大切なことと、その象徴として、様々なことがメッセージとして絵本に表れている記念品の贈呈をと考えたからなのです。絵本がちょっと前に出てしまっているのですが、成人を祝う会の記念品とは全く意味合いが違うのです。国の全国調査で、18歳成人式を行う自治体が2市町あるということです。反対意見や課題はあるようですが、民法改正により成人本人が社会的責任を持ち、一人の大人としての自覚を祝福するため、節目として開催するようです。これも自治体の長の考えのようです。

本年4月からの成人年齢の引下げに、18歳の若者は心構えが追いつきません。もちろん先ほどのご答弁の中にもあるように、学校などで周知や学習を行っていますが、学校からだけでなく、町としても大切な取組であると私は考えます。18歳は、これから進学、就職等で町を出る方も多いかと思います。大人の仲間入りのお祝いと、大切に思っていることを節目として表していきたい。できないと答弁いただいたのですが、

例えばこの間10周年記念で頂いてきましたが、町からの気持ちを表すのに、こういうのに今年の3月に成人の特集を組んでくださっています。私、30人ほどの18歳ですけれども、三戸の広報見たことありますかと言ったら、1名の方でした。今若い人たちは、紙というよりもそっちを見ているので、そうかと思うのですが、町としてこういう広報のこれをちょっとした冊子にして、まず18歳おめでとうということもできるのかなど。これは、私の勝手な、今申し上げたことなので、できるのではないかなと思ってしまいました。

できないということは今お聞きしたのですが、今年の成人を祝う会でも、町長の企画が光っていました。何かできることを探っていただくこと、考えていただくことはできないものでしょうか。町長は、何かこれをしなくてはいけないということになったら、やぶさかでないというご発言を時折なさっています。できないものはできないのかもしれませんが、18歳節目だよと、絵本をあげることは私は一番の目的ではありません。町長のお考えを再度お聞かせ願えればありがたいです。お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

千葉議員からの再度のご質問でございますが、町としての考え方とすると、18歳のお祝いではなく、二十歳のお祝いということでやるというところに一旦決めたところでございます。将来的にどうこうという部分については、常に考え方は柔軟に、その時々状況をしっかりと考えていくというのが私のモットーでございますので、それに固執する考え方は、今のところは持ってはございません。

ただ、先ほど千葉議員からもお話がございました、全国で2つの自治体が18歳での成人式を行っているということでございますが、その2つの自治体の背景であるとか、そういったところまで、残念ながら、私ども現在のところ知る由がございませんので、どういったことでこういうふうな形になったのか、またどういったことでできる状況が整ったのかというところは、現在のところ分かりませんので、これは十分な答弁はできません。そのところは、ご了承いただきたいと思います。

○10番（千葉 有子君）

ご答弁ありがとうございます。先ほどの2市町のことは、こういうところがあるから参考にしてくださいということでなくて、こういうほとんどが進学とか就職で子供が集まらないということが一番の20歳を祝う会というふうになっているのですが、そういうところもあるということだけでお話ししていました。

先ほど、これからいろいろそのとき、そのときで考えてくださるということでしたのですが、今の18歳成人というのは、将来というよりも今が大切なのです。まだ子供たちが自分事として考えていないので、もちろん学習とかはしていますし、成人を祝う会と町でやっているから、もうやらないのだということじゃなくて、四、五年もすると浸透すると思うのですが、今の時期をいわゆる子供に寄り添うというのですか、そういうことで、何かしらできるのではないかなど、どうしても考えてしまうのです。町長が常々おっしゃっています。絵本から来る世界観、教育観、11ぴきのねこの力、馬場のぼる先生の偉業などなど、町民の心に浸透してほしい、ふるさとを忘れないでほしい、様々な場面で伺っています。恐縮ではありますが、立場は違うものの、私もそのような思いを持ってございます。だからこそ、みんなで力を合わせる三戸町ですから、三戸町らしい、三戸町にしかできない18歳成人、節目の記念品にならないものかと。前回の答弁で教育長が、今のところ考えていませんと、町長が私も教育長と同じです、でも私の心に留めておきますとおっしゃってくださいました。正直ちょっと

考えてくださるのかなと思って、2度目の質問をいたしました。

先ほど三戸高校でも読み聞かせの時間を取っているということで、この質問を再度行うに当たり、私も子供の意見を聞きたいと。というのは、絵本をもらったって喜ばないよという周りの声もちょっと聞こえて、絵本を喜ぶか喜ばれないかではないのかなと思いつつ、ちょっと意見を聞きたくて地元の高校にお願いしたら、学校で授業の時間を下さいました。子供たちから聞きました。もちろん私はこういうことを思うのですが、あなたはどう思いますかということなので、それに対することなのですが、町民の声として、ちょっと届けさせていただきたいと思います。

18歳成人祝いの記念として、絵本は形に残る。三戸町と馬場のぼるさんのことを思い出せる。文字だけでは伝わらない思いも、絵があることで伝わりやすいものになるため、教えに気づかされる。記念品をもらうことで、成人となった自分たちを町が大切にしてくれていると感じることができる。まさに私の提案の目的でもありました。大人の方からは、生まれたときに絵本を頂き、18歳成人となったときにまた絵本を頂く。思い出や節目になる。一部ではありますが、町民の方々の声も聞いて質問した次第です。期待できる答弁はいただけませんでした。地元の高校に行って、子供たちと先生方とお話しして、先ほど教育長の答弁にもありましたが、読み聞かせをして、それから先生がこうおっしゃってくださいました。高校の生徒から、幼児施設に行って読み聞かせをできるグループが出てくればいいと思っています。うれしい言葉でした。

答弁には至りませんでしたけれども、私もとてもいい勉強をしました。町民の声を聞くこと、それから若者の声を聞くことというのは、本当に大事なというものを実感しています。18歳のリアルな声です。18歳になり、これが変わったという実感が無い。正直なところ、大人との境目は分からない。町民の一人として、18歳成人が若者に浸透していく時間を見守り、応援していきたいと考えます。町長の、何かこういうことがあるよというのをいつでも話に来てくださいという姿勢も聞いてございますので、折に触れ、町長とも会談できたらと思っています。

これで私の一般質問を終わります。

(何事か言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質問ではありません。

午後1時再開予定をもって、休憩いたします。

(午前11時49分)

休 憩

(午後 1時00分)

<8番 藤原 文雄議員>

1. 学校安全・危機管理について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

通告書に従いまして、質問いたします。

本日の質問事項は、1項目でございます。学校安全・危機管理について。学校教育において、子供たちの安全を脅かす出来事は、学校事故や自然災害、交通事故など多岐にわたり、教育委員会や学校でも従来からそれらへの対応を実施しています。しかしながら、2000年代に入り、様々な事件や災害の多発により、学校安全に関わる取組の見直しと、さらなる充実が求められるようになっていきます。当町では、学校統廃合による学区の拡大や部活動のスポーツ少年団等への移行などの変化が見られる中で、どのような危機管理がなされているのか、以下について質問します。

- 1、登下校時における安全確保の取組状況。
 - 2、学校施設の防犯対策の状況。
 - 3、学校事故の発生状況及び体制整備状況。
 - 4、外部指導者との安全確保に向けた取組や計画はあるか。
 - 5、今後の安全上の課題抽出に向けた取組や計画はあるか。
- 以上、5点について伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それではまず、藤原議員の質問に私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

学校安全・危機管理についてであります。自然災害のみならず、無差別殺傷や児童生徒の集団に車が接触をする交通事故、地震によるブロック塀の倒壊、通学バスへの取り残しなど、登下校中の児童生徒が死傷する痛ましい事件や事故が各地で発生をしております。登下校を含む学校管理下の事案は、主に教育委員会や学校が担いますが、町といたしましても、これまで各種の取組を行ってきたところであります。関係機関による通学路合同点検での危険箇所把握と改善、早朝街頭指導、防災無線などによる広報活動、通学路へののぼり旗の設置などによる交通安全啓発活動や、交通指導隊、交通整理員による街頭指導や見守り活動など、実施してまいりました。

今後におきましては、県道榊引上名久井三戸線の拡張工事に伴う歩道整備と併せ、県警や交通安全協会、防犯協会など関係機関との連携を強化し、より一層安心安全な通学環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

学校の安全・危機管理対策につきましては、平成21年4月に施行された学校保健安全法に基づき、危機管理マニュアルの作成が義務づけられており、町内小中学校においても作成済みとなっております。このマニュアルは、事故の発生を予防する観点からの体制整備といった事前対応、実際に事故が発生した際の個別の対応、事故後の報告、心のケアといった事後対応といった点に留意して作成されており、各学校においては、それぞれの実情や社会情勢に合わせて作成、見直しがされております。また、このマニュアルは会議や訓練等を通じて、全教職員に対して周知が図られております。

それでは、ご質問のありました学校安全・危機管理についてご答弁申し上げます。初めに、1点目の登下校時における安全確保の取組状況についてであります。町では通学路の危険箇所などについて、学校、道路管理者、警察等の関係者による合同点検を定期的実施しております。令和3年度に実施された点検においては、町内24か

所について対策及び検討が行われたところであります。このほか、学校では毎年教職員による通学路確認や、登下校指導の際、警察による交通安全教室などを実施し、関係者と連携しながら安全確保に努めているところであります。

次に、2点目の学校施設の防犯対策の状況についてであります。不審者対応として、さすまた、防犯ランチャー、防犯チャイム、防犯カメラなどを設置し、年に1度の不審者対応訓練などを通じて、職員及び児童生徒の防犯意識を高めているところであります。

3点目の学校事故の発生状況及び体制整備状況についてであります。今年度11月時点においては、三戸小学校3件、斗川小学校なし、三戸中学校14件となっており、その内容は主に部活動中の骨折や捻挫などのけがとなっております。学校では、負傷者が発生した際は、危機管理マニュアルに基づき、教職員、養護教諭が連携して応急対応をするとともに、教育委員会や保護者等との連絡体制を構築するなど、必要に応じて医療機関へ搬送する体制を整備しております。これらについて、町では緊急搬送の際のタクシー費用や治療費に対する給付事務を行い、児童生徒の学校における事故対応に努めております。

次に、4点目の外部指導者との安全確保に向けた取組や計画についてであります。毎年4月に部活動に係る外部指導者を委嘱する際、部活動に係る活動方針を説明し、部活動を実施する際の児童生徒の安全確保についての指導確認を行っております。その際は、事故発生時の学校との連絡、調整だけでなく、指導の際の暴言などのハラスメント行為を防ぐための確認を行うなど、児童生徒の精神面での安全確保にもつながるよう努めております。

最後に、5点目の今後の安全上の課題抽出に向けた取組や計画についてであります。現在は専門家、教職員による安全点検のほか、毎年保護者アンケートを実施しており、危機管理の項目を設けるなどして、保護者目線からの安全課題の抽出に努めております。特に施設上の課題については、随時対応を行っているところであり、今年度は駐車場への区画線等安全施設の設備や危険木の伐採などを行ったところであります。

また、今後の新しい動きとして、令和5年度から学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティースクールを導入することとしております。コミュニティースクールは、学校運営協議会を構成する多様な人材が学校運営に参画するもので、保護者や地域住民、関係機関等の意見をより身近に伺うことで、安全・危機管理における課題の抽出や対処に効果的につながっていくものと考えております。来年度からは、新制度である学校運営協議会とも有機的に連携を図りながら、常に状況に応じた児童生徒の安全安心に資する学校管理に努めてまいります。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま町長並びに教育長から、質問に対する答弁をいただきました。そもそも今回の私の質問でございますけれども、去る11月21日に議会全員協議会において、令和5年度の4月からコミュニティースクール、いわゆる学校運営協議会制度を導入する旨の報告がございました。そのことには、私としては好意的に捉えているところですが、地域に開かれた学校教育を実施するという内容だと思っておりますけれども、今まで取り組んできた自治体の事例等を見ますと、大前提としてしっかりと危機管理体制が、まずはしっかりした話合いを持っておかなければいけないということのように記憶しております。それを踏まえて、今回の学校安全・危機管理についての質問ということでございます。そういう考えで進めていきたいと思っております。

まず、先ほど1点目の登下校時における安全確保についての対応、取組状況について説明を受けましたけれども、これまでも取り組んでいる状況は、十分に把握をしているつもりではございますけれども、ちょっと気になるところについて質問したいと思います。まずは、児童生徒の登校、三戸町の場合はスクールバス、タクシー会社等を利用していることが多いわけですが、そのところの運行に携わっている会社等のマニュアルであったりといった整備状況については、どのようなことがなされているかということが第1点と、第2点として、自家用車で通われている児童生徒の今の時点での問題等がないのかというところについて、これ2点、先に質問いたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、1点目の登校時のバスまたはタクシー、それに対する運行マニュアルがどのようになっているかということですが、まず教育委員会のほうでは、運行に当たりまして毎年バス会社、それからタクシー会社のほうに、役場のほうまで来ていただいて、運行に当たっての打合せを行っております。その際には、登校時、下校時の安全面についての配慮事項ということで、各種事項をお願いしているところでございます。また、それぞれの運行に対しましては、バス会社、タクシー会社、それぞれマニュアルのほうを持っておりまして、例えばですけれども、先日静岡県での置き去りの事故がありましたけれども、そういったことについてもバス会社等で対応マニュアルを持っているということで、対応していただいております。

また、2点目の自家用車の問題ということですが、それについては特に今指摘されているのが三戸小中学校のほうになります。登校時非常に自家用車が集中するところで、そこでの混雑、また駐車場内でのスピードが出し過ぎになっていないかとか、そういった課題がありますので、今年度三戸小中学校の駐車場については、安全区画線と、あと徐行の標示をしたところであります。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

ただいまスクールバス、タクシー会社のマニュアルのことについて説明をいただきました。確かに今問題になっている置き去り事件等々あってということで、それに対する会社側のマニュアルはきちんとあるということなので、少し安心はしております。

2つ目の、自家用車で登校時のことで、まず混雑があるということで、それに対する対応をやるということでございましたけれども、ここのところでもう一点確認というか、質問をしますけれども、今の時期、日が短くなっている、いわゆる蒸発現象という現象があります。暗い中、雨降りなんかのときに、車のライトが両側から当たると姿が見えなくなるといった状況のことを蒸発現象と言うそうですけれども、これに対する対応等、関係団体でも反射材とかは従来から児童生徒に配ったりはしていませんけれども、その使用状況等について教育委員会、また学校等で指導なり調査等が行われているかについて伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいま質問がありました日が短くなってきて蒸発現象等が起きる中において、反射材の使用状況ということでございますが、反射材の使用状況といったものはちょっと学校のほうでは現在調べておりません。また、教育委員会のほうでも調べておりませんので、今後どのように使用されているのか、またしっかりと使用するよう呼び

かけてまいりたいというふうに考えております。

○8番（藤原 文雄君）

反射材の使用等については、まずこれしっかりと、もう児童生徒には十分にそういった反射材は届いていると思われま。要は、そのところをどう使っていくか、そういったところが問題になっていると私は思いますので、そのところを学校にお願いして、きちんと使用される状況をつくるのが現時点で……蒸発現象といった事故、これ道路に限らず駐車場内でも起きますので、その対応はお願いしたいと思。い。

2番目の質問に移ります。学校施設の防犯対策について、先ほど教育長から説明をいただいて、不審者の侵入の対策等について説明をいただきました。まず、これも国の法律上のことをきちっとやっていたら、多分対応はなっているはずということで理解はしてはいたけれども、ここでちょっと、今までの地域の状況から少し質問をしたいと思。い。三戸小中学校と斗川小学校、今2つの施設で学校運営がなされていますけれども、斗川小学校の入り口のところに、今までは斗川駐在所があったわけですが、これが移転になったということで、これは町がどうのこうのということではないと思。い。防犯の観点からした場合、今まで学校のすぐ前にあったわけなので、その状況が今年から変わってしまったということで、安全に対する安心感みたいなのがちょっと変わったのかなと。考。え。て。お。り。ま。す。

先ほどの町側の説明では、まず関係機関とも連絡等は取っているということでございましたけれども、斗川の駐在所移転に対して、地元から何かしらの相談なりがあったのかといった点についてお聞きします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

斗川の駐在がなくなったことに関して、何かしらの相談があったのかということですが、学校のほうには、今回特別な相談といったものは来ていない状況であります。駐在がなくなっても、警察のほうには学校の周辺の管理のほうは、見回りと。い。っ。た。と。こ。ろ。は。お。願。い。し。て。い。る。と。い。う。こ。と。で。ご。ざ。い。ま。す。

○8番（藤原 文雄君）

斗川駐在所の件については、まず相談は今のところはなかったということですが、日々社会の状況も変わっている中で、ちょっとしたことでござ。い。ま。す。けれども、やっぱり安全上、今まで安全が守られていた部分に移転であったり、警察署も動きましたし、そういった中で問題等が起きないように対応が必要だということでお聞きしました。

もう一点だけ、このことでお聞きしますが、先ほど学校内に不審者が入った場合の対応ということで、さすまた等を配置して、教職員でも年に1回使用方法等の講習みたいなのをやっているということだと思。い。ま。す。けれども、普通に考えて、教職員の方も大変だと思。い。ま。す。けれども、一応使用法は覚えておかなければならないのですけれども、これちょっと調べてみたら、さすまた自体は防犯上の時間稼ぎということみたいです。大事なのは、通報を速やかにするというのが前提になるということ。で、この場合、学校が警察なり教育委員会なりに通報をするといった具体的なシステムというのがどのようになっているのか。例えば電話連絡であった場合に、ワンプッシュでできるのかといった点の整備状況について伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

不審者の侵入事案があったときの通報の体制ということでございますが、さすまたは時間稼ぎということでございますけれども、まず三戸小中学校のほうで申し上げますと、不審者が入ったとき用に、犯人にばれないように、隠れた場所に職員室への通報装置がございます。その通報を受けて、職員室から警察など関係機関に連絡するようなシステム、そういうシステムを改修時に整備しております。また、斗川小学校についても、即鍵を閉めるという策もございますので、まず教室内の鍵を閉める、また連絡するといったような対応もございますので、斗川小学校も職員室のほうに連絡し、すぐ通報するといったような連絡経路で関係機関へ連絡するというようになっております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

連絡方法についての整備状況ということで、三戸小中は通報の装置といったものがあるということで、それは正解だと思いますけれども、斗川の場合は通報装置はまだないということではよろしいですか。これに対しても、普通に考えて電話連絡といっても、これ1秒、2秒を争うものだと考えます。なので、斗川小学校に今現在ないのであれば、やはりその連絡をいかにスムーズに、早く警察署に通報が行くようにするというのは大前提のように思いますけれども、これについても一度伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

斗川小学校のほうには、そのような三戸小中のようなシステムがございませんで、マニュアルによりまして、それぞれ電話なり口頭で、連絡体制に沿った連絡をしていくというようなことになっておりますので、斗川小学校でも三戸小中のようなシステムの導入などができないかについても、今後検討していきたいというふうに考えております。

○8番（藤原 文雄君）

不審者の対応について一番大切な部分ではないのかなと思いますので、対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

3の質問でございます。これについても先ほど説明をいただきましたけれども、学校事故の発生状況、主に三戸小中で、小学校では3件、中学校では14件ということで、主に部活動での事故があったということでございますけれども、学校事故ということに対して言えば、物すごく範囲が広いわけでもございまして、先ほど言った部活動であったり、児童生徒の学校内での接触事故、あとはいじめであったり暴力行為、ハラスメントといった類い、様々あって、今日これ全部質問をしていくと、多分時間が足りなくなるので、これもちょっと今現在で気になっている点について、2点ほど伺いたいと思います。

まず、先ほど説明によって教職員の方々も様々研修なりをして、体制をつくって対応しているということでもございましたけれども、単純にこれを考えますと、学校の中で生活をしている児童生徒、そしてそれを指導する教職員が安全安心に生活できるのが一番いいということなので、その中で教職員の方の職場の立場だったり職場環境といった点で、どのようなことがなされているのか。実際に安全安心ということだけを取ってみても、かなり様々な対応を迫られる教職員の方でございますので、その精神的なケアであったりといった点について、どのような対策がなされているのかという点が1つと、あと今の学校事故の中でちょっと見落としがちになるのかなと思うの

が、身体的な危険ではないのですけれども、個人情報流出等の問題等もこの頃騒がれているところで、ちょっと失敗すると精神的なダメージにもなったりする部分であろうと思いますので、その個人情報の対策がどうなっているのか。ここ2点、説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、1点目の教職員の職場環境ということで、教職員の精神的なケアというところになってくるかと思いますが、1点やっているのがストレスチェックです。それぞれの教職員が業務の中でストレスを抱え込んでいないかといったところで、ストレスチェックを行っております。ストレスが高い者については、指導をしていただくといったようなことになっております。またもう一点は、やはり教職員は残業時間が非常に長いというのがこれまで指摘されているところでありますので、働き方改革というところで、残業時間を少なくしていただくといったことをお願いしております。

また、2点目になります。個人情報の流出ということですが、様々な報道でそういったものが見られますけれども、町内の小中学校においては、個人情報については自宅に持ち帰らないと、校内でのみということでは対応をいただいているところでございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

教職員の環境の部分での質問に対してですけれども、ストレスチェックをやっているということ、あとは残業が多いので、それを改善していくということ、前々から取り組んでいることだろうと思いますけれども、基本的にはこのところが一番大事なのかなということを思っています。先ほど申し上げましたけれども、学校事故は様々な範囲が広いという中で、それを取り組まなければならない教職員の方々の職場環境ということなのですけれども、基本的には体制整備の中で一番大事なところだろうと思っ

て質問をさせていただきました。学校教育でございますので、例えばストレスチェックなりというのも、これ国の指導等にあるものだと思いますけれども、法令に基づいてさえいけば、学校教育がうまくいくかということ、必ずしもそうでもないというのがこの対応の難しさだと思いますので、そのところはこれからの状況をしっかりと捉えて、対応のほうをお願いしたいと思います。

2つ目の質問の個人情報の流通のことに対する説明でございましたが、これタブレットの使用のことについての説明だったのかなと。私が質問で聞いたのは、様々な情報が学校内にあるというのが学校外に漏れる可能性はないのかなというところの質問でございます。ちょっと私の質問の仕方が悪かったのですけれども、もう一回ちょっとこの個人情報の流出について、教職員だけの話ではなくて、全体の話ということで、対応のことをもう一回説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

個人情報の取扱いということですが、まず教職員のほうについては、当然児童生徒の個人の情報があるものについては学校外には持ち出しませんし、インターネット等を通じて、そういったもののやり取りといったものは実施させないということにしております。また、児童生徒の部分についても、それぞれの個人情報を外部に漏らすということは、自分のタブレットを持ち帰るといったように、自分のIDがあり

ますので、ほかの子は入れないというようなシステムにはなっております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

もう一回説明をいただきました。大変ありがとうございます。私の質問の仕方が悪くて、お手数をおかけしました。3番目については了解しました。

4番目の外部指導者との安全確認のところの取組や計画の質問でございますけれども、先ほども説明をいただいて、まず様々4月初めに活動方針とかをきちんと伝えて確認作業をしているということで、了解をしましたけれども、ここで3点ほどもう一回聞きたいのですけれども、教育委員会であったり、学校であったり、活動の動きをしっかりと把握しなければならないのが鉄則かなと思いますので、そのところ遠征時の活動の把握とかというのは、これは逐一学校に届けるのか、教育委員会なのかということと、自然災害がもし発生した場合、様々な場所で部活動なり、スポーツ少年団の活動が行われている中で災害が発生したときに、こういった対応が具体的に取られるのか。これ大変難しいことだと思うのですけれども、指導者の判断が大切になってくるものと思いますけれども、基本的にはその動きを把握する努力が必要ではないかということで、どのような対応が取られるのかということ。

あと一点は、具体的に熱中症の事故等が頻繁に起きている中で、熱中症の事故に対するのマニュアル等は整備されているのかということ。3つお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、1点目の遠征の把握ということでございますけれども、遠征については各部の顧問のほうが校長のほうに届出をして遠征をするということになっておりますので、学校のほう、校長が把握した中での遠征という対応になってございます。

また次、自然災害がもし発生したときの対応ということでございますが、まずは学校のほうに連絡をしていただくということが、まずは連絡というか、現場のほうで児童生徒の安全確認に動いてもらう、プラス学校のほうに連絡していただいて、その指示に従って動いていただくといったような流れになってくると思います。また、教育委員会のほうにも随時報告をいただいて、学校と情報共有しながら対応を進めていくという対応になってくるかと思えます。

また、熱中症に関しては、教育長の答弁でも申し上げましたマニュアルのほうに全て、対応をどのようにするかといったものは記載されております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

3点について答弁をいただきましたけれども、遠征についての活動把握は、取りあえずは学校長が行うということ。学校が行うか、教育委員会が行うか質問をしたのですけれども、基本的には体制がどうなっているかということの確認でございましたので、安全が保てる体制になっているかということの質問でございました。

自然災害の発生時の対応も、これも学校に連絡をするということで、安全確認をしてというようなこと。これも教育委員会なのか、学校なのかというようなところの判断を確認したということでございます。

熱中症については、マニュアルがきちんとあるということなので、適正に動かれるものと確認をしました。

これから外部指導者の方の意欲によって、部活なり活動の仕方が変わってくるのだ

ろうなという思いがありますので、そのこのところに対しましても、やはり緊急時の安全の方針というのは、町として、教育委員会として、きちんと把握できるような体制になっておかなければならないのかなということでお聞きをしました。

5点目の安全上の課題抽出に向けた取組や計画ということで、説明を先ほどいただきましたけれども、これについては保護者からのアンケートを行ったり、専門家からのお話を聞いたりというようなこと、あとは県警との連携を軸にして、様々な対応をしていくというようなこと。来年度から導入されるコミュニティースクールにおいて、様々な情報を抽出する準備ができていくのだというような内容だったと思います。これについては、なるほどなということ、コミュニティースクールの利点というのは、やはり学校教育だけではなくて、先ほども言いました学校安全の部分でも十分にこれから活用される活動であるということ、その部分については大変期待もしています。

今まで5つの点について質問をしてきましたけれども、冒頭でお話ししたとおり、これからどのような学校安全を築いていくのか、危機管理がどうなっていくのかについて、改めて確認をさせていただいたということなのですけれども、学校の広域化がここ10年で進んだということで、まず中学校が今現在1つになったというので、これは町全体が学区ということになると。その中で、従来先生方も4月当初には安全確認等について、確認作業をしているということでお聞きしましたけれども、この作業もなかなか全部になるということは、すごく大変なことなのだろうということのちょっと心配がございます。なおかつ小中一貫教育が始まって10年がたって、その中でコロナ前とコロナ後、今もコロナ禍ですけれども、そういった状況の変化がすごくあったということで、従来危機管理に対してあったものが、果たして機能されているかというところの状況変化に対して、マニュアルであったりというのが、果たして今の状況に合っているかといった点検は、これはやはり頻繁に話し合いを持っていただいて、直すべきところは直していくというような体制を取らないと、コミュニティースクールを実践するに当たっても大変なのではないかなということ強く思ったところでございます。

学校設置者は町長でございますので、町長にちょっとお聞きしたいのですが、先ほど説明をいただいた中で、学校はその学校の独自の危機管理、校長先生を中心として進めていると。学校組織内部でも、まず教職員の役割分担がきちんと決められて進められている。さらには、外部機関との連携もきちっとやっていくというような説明をいただいて、まさしく危機管理に関しては体制づくりということを考えて、そのとおりだなと思うのですが、報告、連絡、これ一番大切な部分かなと思っているのですが、町全体の危機管理の体制と学校の危機管理の体制、これ全部町長は最終的な判断を下すのであろうと思うのですけれども、そのこのところの町の危機管理と学校の危機管理がどのようにつながって連絡等がなされるか、具体的に組織内でどのような考えで動いていくのかという点を、設置者は町長ということなので、町長にお聞きをしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

学校の中で、あるいは学校に関わる部分で、そういった危機管理の場面というのになってくるとすれば、そこはまず一旦学校内のことは校長のところできりまわすことになるかと思っております。その上で、教育委員会、そして教育長という形で上がってきて、副町長あるいは私のところに最終的にはその情報が入ってくるものだというふうに思

っております。

町全体のことで考えますと、それぞれ道路であれば建設課を通し、そこから総務課長を通して私のところに上がってくる。農林課であれば、同じように農林課の中で取りまとめをした上で、最終的に私のところに上がってくる、そういう形で危機管理は進められていくものだというふうに考えております。

○8番（藤原 文雄君）

今町長から説明をいただきました。取りあえずは学校、そして教育委員会、最後に副町長なり町長が判断を下す体制を取るということだと思います。私がこの質問をしたというのは、役割、役割で切っていくのであれば、児童生徒の動きに対して対応ができるのかなというのが少し不安があったので、この質問をしました。やはり自然災害でいうと、いつ災害が起きるか分からない中で安全対策を取らなければならない、体制を取らなければならないといった場合に、学校は学校で取る対応を、マニュアルであったりとかできちんと取るはずではございますけれども、自然災害が発生していたというような場合には、児童生徒のおうちまで送り届ければそれで終わりかという、そうでもないというような部分も出てくるのではないかと思って、あまり広げてしまうと大変なことになるのですけれども、イメージとすれば、学校の危機管理と町全体の危機管理の部分が重なって動く部分というようなイメージを持っていかないと、対応はすごく難しいのではないかなということで、町長のお考えを聞いたということでございます。

これから多様性の時代と言われるような時代になってきていると思います。コロナがあってから、今までコロナ前に行われていた学校活動というのができない中で3年間を過ごしてきて、そろそろということで、前向きな議論としてコミュニティースクールというような提案がなされているものと思いますけれども、この10年間で多様性というのを重視しなければならぬというようなことを言われる時代になってきて、保護者の方の考え方も10年前とは少しずつ変わってきたように思います。さらに、コロナを経験したことによって、地域の皆さんの考え方も10年前とは変わってきた部分があると思います。

そういった中で、学校安全をきちんとやるためには、しつこいように言いますけれども、状況に応じてマニュアル等も変えていく、話し合いを十分にやっていくというような体制を取っていかなければならないと私は考えております。最後、これ教育長に今後の方針について、そこのところをお伺いします。

○教育長（慶長 隆光君）

学校においては、子供たちの安全安心が確保されなければならない、それが大前提でございます。先ほど来子供たちの安全安心のためにいろいろなマニュアル等の作成、それがあっても完全ということではございません。やはり随時見直し、現在はコロナ対応が中心となっておりますが、この後また通常の学校運営がなされる場合、いろいろな課題も見えてくると思いますので、そういった意味でも、まず状況、地域の考え、親御さんの考え、その他本当に変化が出てくると思いますので、そこは学校のほうとも連携しながら情報共有に努めていく、これは今後とも続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

今教育長から前向きな意見をいただきました。学校の安全・危機管理、今後とも十分に進めていかれるようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって、休憩します。

（午後 1時58分）

休 憩

（午後 2時08分）

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. 姉妹都市との交流のあり方について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

通告に従いまして、4項目質問させていただきます。

1項目め、姉妹都市との交流のあり方について。国際化が進む中、将来を担う子供たちへの国際理解教育が求められています。姉妹都市であるオーストラリア、タムワース市との交流の在り方について、国際理解教育の観点で、これまで以上に有用性の高い交流をすべきであると思いますが、これについて町に考えはございますか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川議員の質問にお答えを申し上げます。

姉妹都市との交流のあり方についてであります。私からは姉妹都市交流全般について、まず述べさせていただきます。タムワース市との交流は、1970年代以降、三戸町とタムワース市の両ロータリークラブの青年交流から高校生交換留学が始まり、ビル・フォレスト氏と故松尾市兵衛氏との深い友情と、両ロータリークラブのメンバーの信頼関係による固い絆が姉妹都市締結の礎を築き上げ、平成13年7月5日には正式に姉妹都市として締結をし、昨年には20周年を迎えるまでに至っております。

姉妹都市締結を契機として、中学生のタムワース派遣による異国文化の体験やホームステイでの国際理解教育などを進めているほか、行政の長双方が定期的に相手方へ訪問するなどの交流も行われ、年明けの早い時期においては、町からタムワースへの訪問も予定しているところであります。

今回ご質問のありました、今以上に有用性の高い交流ということについては、まずはこのコロナ禍にあっても、町を挙げてしっかり交流を続けていくこと、またこれまでタムワース市との交流にご尽力をいただいた皆様の思いを深く理解し、行動することが、これまで以上にお互いを結びつける絆となるものと考えております。年明けのタムワースへの訪問において、タムワース市の皆さんとお会いした際には、このこと

を念頭に置いて意見交換をしてまいりたいと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

姉妹都市との交流のあり方についてであります。教育委員会では国際理解教育の観点に基づき、昭和63年以降、中学生等の海外研修派遣事業を実施しており、現在まで総勢145名の中学生がタムワース市を訪問し、タムワース高校の同世代の生徒やホームステイ先の家族、現地の様々な方々と交流を重ねております。また、参加した生徒は姉妹都市での海外体験を通じ、異国の文化に触れるなどして国際的な視野を学んでいただき、研修終了後は体験発表会を通じ、参加できなかった生徒への報告を行うなど、中学校全体としての国際理解の醸成に貢献しているところであります。

新型コロナの世界的流行により、タムワース市への派遣は令和2年度から現在まで中断しておりますが、この間オンラインによる対応が可能であったフィリピンの八戸学院グループの語学学校のCNE1の協力により、オンライン英語学習を行い、国際理解教育に努めているところであります。

今後におきましては、相手先であるタムワース市をはじめ、交流先の学校とも協議を進め、派遣事業の再開や様々な交流方法を模索し、国際化に対応した人材育成を見据えた姉妹都市交流を引き続き進めてまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

小中一貫三戸学園の特色の一つに、小学校1年生からの英語教育に取り組んでおりますし、中学校や高校も、先ほど説明を受けましたが、タムワース市への海外派遣事業も行っていましたし、そして八戸学院関連でフィリピン、CNE1とのオンライン留学プログラムに参加していることも承知しておりますが、せっかくのタムワース市との姉妹都市関係にございますので、もっとこの関係をぐっと生かして、さらに踏み込んだ関係の構築を望みます。

タムワースの子供たち、三戸の子供たち、共に未来を担う子供たちでございますので、もっと日常的にズームなどのオンラインを活用して異文化に触れて、自国文化を深く認識する仕組みを三戸町で用意して、国際理解教育に役立てることができたなら、姉妹都市関係としては非常に、さらに喜ばしいことで、これまで以上に濃密な関係を構築できるのではないのでしょうかと思います。

そこで質問です。三戸の子供たちができるだけ小さいうちから、家族ぐるみで日常的に、週に1回とか月に1回、オンラインでざっくばらんにタムワースのファミリーたちと顔を合わせて、交流できるような仕組みをつくれませんか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

三戸の子供たちが家族ぐるみでタムワースのファミリーと一緒にオンラインで交流するような仕組みづくりができないかということでございますが、現在町内の小中学生はフィリピンとのオンライン学習、とても楽しそうにやっております。今現在は、タブレットが1人1台ということで、ズーム等によりまして、海外とも気軽にオンラインにより交流ができるという体制となっておりますので、また8年生でタムワースに実際行くのですが、ぜひその前の段階で現地のファミリーと事前に交流をすると、交流をして、その後実際にタムワースに行って交流を深めるというのは、相乗効果が非常に高いものというふうに考えておりますので、タムワース市、また高校のほうと、どのような交流の仕方、オンラインを活用した交流ができるのかといったところを今後協議して、より有用性の高い交流となるように進めていきたいというふうに考えて

おります。

○7番（栗谷川 柳子君）

今のご答弁で、私が提案したかった理由を全て言われてしまいました。これで完璧に言葉が通じない状態でも、お互いにお父さんも、お母さんも、子供も一緒になって、時差はおおよそ1時間程度ですので、夜の交流というか、できると思います。家族ぐるみで、身振り手振りで頑張ってお互いに通じさせようということが非常に楽しく交流できる理由の一つになると思いますので、実際にズームなど、オンラインシステムを、今無料である程度の時間利用できますので、ぜひ構築していただきたいということと、それは先ほど町長の答弁にもございましたが、タムワースに次回行かれた際には、今の具体的な話もちょっとしてきていただけるものではないでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川議員の思いに応じてお話を申し上げたいと思います。

今回タムワースに行った際には、この何年間か交流というと、メールでのやり取りしかできなかったのですが、子供たちがお邪魔をするのはタムワース高校になりますので、タムワース高校での引受けの体制であるとか、あるいはロータリークラブのご家族の方が、要はホストファミリーとしてどれだけ受入れがしていただけるかとか、やはり現地の状況をよく知ることが大事だということに思っています。その上で、今栗谷川議員からお話があったことをロータリークラブ、あとはタムワース市、そしてタムワース高校と、そういったそれぞれ関連づけた中で、向こうの市長ともお話ができればいいのかなというふうに考えております。

タムワース市は、ほかの世界中の自治体とは、ビジネスといいますか、商業的な目的での交流がほとんどであります。三戸町においては教育がメインということで、世界中の交流している都市の中では非常に珍しい、そういう交流になっております。ですので、その珍しい部分をとても我々も大切にしながら、有意義な交流につなげていきたい、そしてまた発展させていきたいというふうに思っております。そういう状況が可能であるかどうか、まずは現地にてしっかりと確認をしてきたいと思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

力強い答弁をありがとうございました。実際に、こういった環境を整えることができれば、これは小さいうちからというのがポイントですので、小さいうちからこういう環境で海外の方と交流できる環境をつくっていただきたい。そうすることで、日本人以外の人と接したり、今後海外へ行くことへの緊張ですとか不安、苦手意識といったものを軽減できて、将来の生き方ですとか、職業の可能性を大幅に広げられる、すばらしい試みになると思いますので、どうぞよろしくお祈りいたします。

2. 三戸高校全国募集への支援について

○7番（栗谷川 柳子君）

2項めの質問です。三戸高校全国募集への支援について。

1、全国からの入学者募集のために、オンラインによる合同説明会など、町による粘り強い支援が行われてきました。12月に入り、入学希望の可能性も現実味を帯びる時期であると思っておりますが、現況と課題はどのようなのでしょうか。

2、今後さらなる支援策は検討されておりますでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、三戸高校全国募集の支援についてご答弁を申し上げます。

高校の全国募集については、高校生段階での都市部から地方への新たな人の流れを生むことによる地域の高校存続と、将来的な地域の担い手の育成確保とともに、関係人口の創出、拡大や、移住につなげることによる地域活性化や地方創生を目的に行っているもので、県内では4校が募集を行っており、このうち三戸高校では、令和5年度募集から実施をすることとしております。

三戸高校の全国募集の現況については、これは願書の提出は2月となっておりますので、現在確定した段階にはございませんが、各種説明会などの結果、前向きに出願を考えている生徒が数名いらっしゃる状況となっております。

課題につきましては、三戸高校は普通高校ということもあり、他校に比べ全国から多くの生徒を集められるような特色を出しづらいこと、魅力化に向けた取組のほか、各種説明会、入学者の生活支援を行う人員が不足していることや下宿先の確保などが挙げられると捉えております。

2点目の今後のさらなる支援策についてですが、町ではこれまで三戸高校への支援として、三戸高校魅力化推進事業を創設し、資格取得事業、遠距離通学者支援事業、進路達成支援事業、部活動振興事業の4つのメニューによる支援を行ってまいりました。今後におきましても、支援内容をさらに充実させ、中学生から選ばれる魅力ある高校として存続していけるよう、三戸高校ならではの魅力創出への支援を行ってまいりたいと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

私からは、三戸高校全国募集の活動状況、課題への対応方針、今後の支援策についてご答弁申し上げます。

1点目の全国募集の活動状況については、6月からこれまで、オンラインによる説明会を全国の高校との合同説明会で8回、青森県内の高校との合同説明会で3回、三戸高校単独の個別説明会で12回、合計23回の説明会を行っており、参加者は延べ300組600人となっております。また、9月に東京で行われた対面での説明会にも参加し、11月には入学希望者が町を訪れ、高校や町を見学するオープンスクールも開催しております。

次に、課題への対応についてであります。高校魅力化や各種説明会、入学者の生活支援を行う人員の不足については、三戸高校魅力化コーディネーターとして、来年度から地域おこし協力隊1名の採用を予定しております。また、下宿の確保については、次年度に向け、現在調整をしているところであります。

最後に、今後の支援策については、三戸高校のさらなる魅力化に向け、町がどのような支援ができるかなど、高校側との協議を行っているところであります。

○7番（栗谷川 柳子君）

現況のところ、23回の説明会で600人への対応をしたと。複数名の反応があるようだということで、当初の想定よりは手応えががとあったと捉えてよろしいのでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

手応えががとあったのかということでございますけれども、当初進めていく中で、

実際なかなか正直厳しいのかなというところで、思いながら進めてきたところもございました。先進地の高校においては、もう既に実際に現地の高校で生活している子供たちが説明を行うということで、先輩が行うといったところもありまして、うちのほうは今回初めてというところで、厳しいのかなと思っておりましたが、現在のところは数名の方が、三戸高校はもちろんですけれども、三戸町自体が非常に楽しそうなところだ、面白い、魅力があるところだといったことに興味を示してくれているというところで、今手応えはあるということでお答えさせていただきます。

○7番（栗谷川 柳子君）

課題についても具体的にきちっと捉えられていて、対応する姿勢が見えておりますので、引き続き、どうかこれが実際に入学につながればいいと願うばかりでございます。

そして、今後さらなる支援策という点に関して、実業高校ではありませんし、今年度初めての試みということで、非常に難しい、支援策を考えるにもちょっと難しい部分があるのだとは思いますが、高校生が求める充実した高校生活というのは、実際学習面だけではないというふうに、私の高校生活を振り返って、学習面だけではないというふうに感じております。例えば部活動ですとか愛好会、放課後の過ごし方など、過ごし方の満足度ですとか、そういったことも大きく影響してくると思います。

先日の三戸高校文化祭のポスター展示のときにも、まちづくり、SDG s等々提案として、高校生自身の目線で様々な提案がポスターで掲示されておりました。現役の高校生本人らが必要としている支援の内容というのを拾う努力をしていただければなと思います。そして、あるアンケート調査では、学習だけではなく、社会に出たときに役立つことを身につけたいという意見も何%かあったようですので、そういった調査のほうもしっかりとされて、支援策を、実際に中高生のハートをぐっとわしづかみにするような、心を揺るがす、三高いいかもというような支援を、三戸ならではの支援というのを考え、検討して実行していただきたいと思っております。お考えをお聞かせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

三戸高校への支援ということでございますが、確かに学習面だけではないというふうに捉えております。部活動や放課後の活動など、そういったところへの魅力というのを高めていく必要があると考えております。以前中学生に聞いたアンケートでも、やはり部活といったところを高校選択の理由にしているという生徒も多いというところがございますので、その部活といったところにも力を入れていければなというふうに、今三戸高校のほうともちょっと協議をしているところでございます。

また、部活動を通して、社会に出たときに役立つようなものをというところは、部活だけではなくて、さらに未来につながるという部分では大きなものと思っておりますので、そういったものを考えていければなというふうに思っております。また、部活動について、行く行くは学習のほうに組み込んでいくとか、そういったところまで考えていければいいのかなというふうに、今町側としてはそのように考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

了解しました。

3. 可燃ごみの減量化対策

○7番（栗谷川 柳子君）

3項目めです。可燃ごみの減量化対策。環境への配慮はもとより、ごみ処理施設設備の延命化のためにも、可燃ごみの減量化が求められています。当町では、古着回収や資源ごみの集団回収支援などの取組にも力を入れておりますが、さらなる可燃ごみ減量化への取組について、町では何か考えがございますか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

可燃ごみの減量化対策についてであります。初めに現在取り組んでおりますごみ減量化についてお知らせをいたします。家庭から排出をされるごみの中には、資源物が混入しており、その資源物を分別収集することが減量化につながるものと考えていることから、雑紙類、ペットボトル、瓶をそれぞれ月1回、個別に収集しております。また、燃やさないごみとして排出されたものの中には、リサイクル可能な缶類が含まれており、個別に収集することで、リサイクル率の向上につなげております。

このほか町独自の取組といたしましては、今年度も衣替えの時期に古着回収を2回実施しており、1回目は三戸高等学校のご協力の下、三高祭会場と町民体育館の2か所で行っております。2回目は、町民体育館と斗川支所の2か所で行うなど、より多くの町民の皆様に参加していただけるように、工夫をしながら取り組んでいるところでございます。また、町内会などが行う資源物の集団回収では、令和3年度から新たに集団回収を始める団体に対し、施設整備費用の補助を行っており、昨年度は新たに1団体が開始し、実施団体数は14団体となっております。また、今年度におきましても、新たに1団体が開始に向けた準備を進めていることから、リサイクル推進の意識が浸透しつつあるものと考えております。

今後の取組といたしましては、家庭における可燃ごみの約3割を占める紙類の分別を徹底するとともに、同じく約3割を占める生ごみ減量のため、水切りや食品ロス削減の意識啓発に努めるほか、古着の回収方法につきましても、工夫してまいりたいと考えております。また、ごみ減量化には、町民一人一人が減量の意識を持ち、分別の徹底はもとより、ごみを出さないための工夫が必要であることから、これまでも行ってまいりました三戸高等学校や三戸小学校などへの出前講座を継続し、子供のうちからごみ減量に対する意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

かなり力を入れて三戸町でごみ削減に関して、取組を具体的に方法を増やして取り組まれているということは、今の答弁で非常によく分かりました。

前回3月の第502回定例会の際に、古着回収の件について質問いたしまして、今現在町民体育館になっておりますが、その前は役場庁舎前での回収でした。このときから、出したい古着はたくさんあるのだけれども、車がないので運べないとか、透明または半透明の袋に入れますので、私の場合だと7キロから10キロくらいの1袋になります。そういったものを、車がないとか場所が遠いので運べないという方が非常にたくさんいますというお話をしました。なので、収集場所を増やすことも検討して、考えていただけないかというのの答弁で、収集場所を増やすとして、仮にごみ集積所で古着を回収するとした場合に、収集委託料を支払って、1か所にまた集めてからの業

者引渡しになりますので、経費が発生することを考えますと、今後も現在実施している拠点回収により対応してまいりたいと答弁をいただいております。そして、その後、前回、11月29日から12月1日までの回収のときには、体育館に加えて、斗川支所も収集場所になりました。これは、何か試験的にやってみたということなのかもしれませんが、これで斗川でも回収してみて、今後もっと収集場所を増やす検討をするとか、そういった前向きな検討につながるような実績は出たのでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

ご質問であります、今回町民体育館のほうと斗川支所のほうの2か所で古着の回収のほう実施いたしました。議員からの前回のご質問がございまして、近くに収集場所がなくて、足がなくて出せないという方がおられるということをお伺いいたしまして、同じ場所ではなくて、ローテーションといいますか、何か所かで、異なった場所で増やしながらか、増やすといいますか、別な場所を回りながら回収できれば、現状と同じような経費のかからない方法で、また同じくできるということもございまして、そういう形での回収箇所の増ということで、今回やってみたところでございまして、今回斗川支所のほうと町民体育館での収集ということで、収集量につきましては、前回と同程度の収集となっておりますので、今後もこういった形での実施のほうを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

三戸町で古着回収があることを知らない方とか、古着を車でしか運べない方というのは、まだまだたくさんいると思います。この何年かでこれだけの燃やせるごみを古着回収によって減らすことができたということだと思いますので、逆に言うと、古着回収に運べる人がもっともって増えれば、かなりの燃やせるごみを減らせることにつながると思いますので、まだまだ減らせる可能性があるということで町も捉えているということでよろしいですか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議員のおっしゃることも一つあるかと思っております。もう一つ、町長の答弁にもございましたが、燃やせるごみ、こちらの組成の問題でございまして、大きく分けますと、紙類が3割、あと生ごみ、厨芥類という表現になりますけれども、こちらのほうが3割弱となっております、あと布類につきましては7%程度というふうな状況となっております。

現在のところ、町といたしましては、ごみの組成として多いごみのほう、紙類ですとか、あとは生ごみですとか、そういったものを減らす手段といいますか、方法をちょっと強化していきたいというふうに考えておまして、今現在は古着回収も行うのですけれども、そちらのほうにちょっと力を入れて、分別をさらに徹底していただくですとか、あと生ごみにつきましては、燃えるごみとして出さないような方法で行っていただくとか、そういった方面にちょっと力を入れて進めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、生ごみと雑紙の分別率を高めることについて、何か具体的にお考えはあるのでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

現在行っておりますのは、意識改革ということで、小さいうちからごみの分別意識の醸成を図るということで、出前講座等を行っているということですが、そちらのほうの強化ですとか、あと実際の分別に当たっての支援となるような取組というものを今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

おっしゃるとおり、ごみの分別ですとかごみ削減に取り組まれる方というのは、私を感じるにかなり差がありまして、関心がない方はもうほとんど関心がないとか、関心が高い方は非常に細かく協力の姿勢が見えるというふうに感じています。結局ごみを減らしましょう、減らしましょう、ごみダイエットに三戸は一生懸命取り組んでいて、時々広報でもごみダイエットについて掲載をしていたりとか、ごみダイエットのコンテストをしていたりとかいう姿勢は見えてはいるのですが、そういった紙媒体ですとか、そういったものを見ない方にどうやって啓発的な活動をするかというところも課題になってきていると思いますので、その辺についてもちょっと今後踏み込んで検討していただければと思います。

私、古着を出したときに県のパンフレットを頂きましたけれども、ここでごみを減らさなければこんな問題があるのです、こんな問題が起きてくるのですよというところを、やはり町民の皆さんに伝える何かしら方法というのが大事になってくるのではないかなと思いますので、その部分もよろしく願いいたします。

それと、私も以前そうでしたけれども、経験上申し上げますけれども、自分の分別の仕方が正しいのかどうか、細かいところ、不安だったり迷いがあって自信がなかったりして、もう面倒くさいので燃やせるごみにそのまま出してしまった、分別しないで出してしまったという方も声をかなり聞きます。そして、古着回収やっていたのという、知らなかったという方も、終わってから聞いたとかという方もかなりいますので、告知等々これからも頑張って、よろしく願いしたいと思います。

そして、前回触れました燃やせないごみ削減に関連しまして、前回役場のセロハン小窓つき封筒の雑紙分別への配慮として、リサイクル可能なグラシン紙の小窓に変更できないかと質問しましたところ、総務課長のほうから、調査して適切に対応してまいりたいと答弁いただきました。その後グラシン紙の小窓つき封筒に変更していただいたようですので、それについてはありがとうございました。

4. 安全・安心のための防犯カメラ設置について

○7番（栗谷川 柳子君）

次、4項目めです。安全・安心のための防犯カメラ設置についてです。

人口減少や過疎化により、人の目による犯罪の抑止力が低下している中、犯罪抑止や安全安心な地域づくりのために防犯カメラを設置する自治体が増加しています。登下校の見守り、行方不明者の捜索、犯罪の抑止など、子供から高齢者まで安心して暮らせる地域づくりのために、町では町内に防犯カメラを設置する考えはありますか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁申し上げます。

安全・安心のための防犯カメラ設置についてであります。民間会社の2020年調査によりますと、世界には7億7,000万台のカメラが設置されていると伺っております。日本は、世界第5位の設置数と報告されております。

防犯カメラの設置に当たっては、犯罪抑止効果や犯罪検挙につながる手がかりとなるなど、一定の効果があるとされているところであります。しかしながら、一方では設置の効果があるものの、公共の場における設置に関しては、不特定多数の住民を撮影、記録することとなり、プライバシーの侵害にも及ぶケースもあり、知らない間に自分の姿が撮影された映像が流出し、悪用されるのではないかとといった不安を抱える方も存在しており、実際の判例などでは、防犯カメラが撤去された事例も見受けられるところであります。このようなこともございますので、防犯カメラの設置に当たっては、ニーズやプライバシー保護の観点から、条例、規則やガイドラインの制定など、利用に関する基準を明確にした上で、地域の皆様の合意を得た上での設置、運用が必要となるものと捉えております。

現在町の防犯対策といたしましては、人口の減少などにより、人目につきづらい場所などが増加しているところであり、このような危険箇所について、警察や関係者などと連携した合同点検を行い、情報共有を図るとともに、必要と思われる場所への防犯灯設置など、犯罪を未然に防ぐための対策を講じているところであります。また、このほか町内関係機関による巡回パトロールや研修会の開催、啓発品の作成、配布など、活動への支援を行っているところであります。

町といたしましては、今後も引き続き地域の皆様のご協力、ご尽力をいただき、防犯対策を講じてまいります。また、今回ご提案のありました防犯カメラ設置について、現在のところは予定をしておりますが、設置に当たっての方策など整理してまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

設置に向けての方策を検討してまいりたいというのは、設置に向けて前向きに、将来を含めて前向きに検討していくという解釈でよろしいのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほどもご答弁申し上げましたが、設置に当たっての方策などを整理してまいりたいということがございます。前向きとか後ろ向きとか、そういうことではなくて、先ほども説明したとおり、いろいろ町内とのすり合わせであるとか、様々な判例に当たらないように、十分プライバシーの部分も考えながらということになりますので、前向きとかそういうことではなしに、しっかりと整理をしていきたいというふうに考えてございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

私の感覚では、これは非常に効果の高い防犯対策になりますので、ぜひ前向きに検討すべきことではないのかなと。後ろ向きにとは申しておりますが、前向きに検討すべきことなのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほども申し上げましたが、行政としてできる範疇の中ではしっかり進めていきたいということがございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

青森県警のほうでも、設置、運用も無償で防犯カメラを貸しますというのが昨年度行われましたということですか、八戸でも防犯カメラの設置を推進して、団体と連携協定を締結して取り組んでいますと。2020年度からは、市の補助金を活用して、様々な団体がカメラを設置していますですか、実際に青森県警が県民に対して調査、アンケートを行ったところ、防犯カメラがついていれば安心という方が8割いましたよということですか、プライバシーについてやはり心配なところだと思うのですが、それに関しては先ほど町長もおっしゃっていたガイドラインとか運営規程とか、そういったことをもちろんつくって、策定して、町民の方、住民の方に理解を得ながら進めていく努力を、大変なことのようですけれども、努力をしながらやっているということですので、他の自治体の取り組み方の情報も拾いながら、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そして、私は別に町で防犯カメラを購入、設置して、管理してほしいと申し上げているのではなくて、そういった方法だけではなくて、例えば商店街ですとか町内会の単位で相談して設置して、購入、管理、運営のための補助金を町が支援するという方法ももちろんあると思いますので、例えば現在のパワーアップ補助金は、防犯カメラの購入、設置にも充てることができますよといったような設置の啓発ですとか、そういったことは考えられないのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

防犯カメラ設置に商工業のフォローアップ事業費補助金が使えないかというようなご質問かと思います。本来は、商工業パワーアップに使うための目的というところもございます。商工業の振興であるかというような目的がございますので、その目的に沿った形ということであれば、今回のパワーアップというものは当てはまらないのかなというふうには考えます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

パワーアップ補助金を防犯カメラの購入、設置に充てられますかという質問したつもり、微妙にそれとは違って、例えばですけれども、現在のパワーアップ補助金のようなものを防犯カメラの購入に充てられるような補助金で支援するということは考えられないのでしょうかという質問でした。新しい補助金なり、防犯のための新しい補助金制度なりで設置を促すことはできないのでしょうかという質問でした。

○総務課長（武士沢 忠正君）

商工業パワーアップ事業の補助金については、現在の補助金の目的の中には入ってございませぬので、対象にはならないということで、まちづくり推進課長のほうからの答弁でございます。

では、あと次の対応として、新たな補助金を組むのか、もしくはパワーアップ補助金の目的を一部修正して、対応するようにできるかということについては、補助金ありきということではありませんので、先ほど町長のほうから答弁も申し上げましたとおり、まず地域の皆さんへ説明して合意をいただくこととか、あと防犯上ということなので、ではどこに何台設置するかということとか、様々予想があつて、町としての判断ということになると思います。町として必要だという判断になるのであれば、新たな補助金が設置になると思いますし、あと先ほど県警から機械の貸与をしていただ

けるという話もありましたので、そういったところの手配も可能なのかというところも調査をしていきたいなと思います。また、あと国の補助金とかでも、防犯上の必要な機器の整備というところで補助金の対象になるのであれば、財政負担のほうは軽減されますので、そういったところも含めて検討させていただきたいなということでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

ですので、個人ですとか商店ですとか、そういったところにつけている方も多くいると思うので、町が検討して町が設置するとなると、非常に大変なことだと思いますので、例えば商店街単位、町内会単位で相談して、町内会で何か所かにつけるかというふうになったときに、町が何らかの支援をすとか、そういった方法もあると思うので、どういった方法がいいのかということも含めて、ちょっと考えて設置、とにかく町の中に防犯カメラを、通学路もそうですし、幾つか設置したほうがいいのか悪いのかとか、どこが主になって町内会単位にしたほうがいいのか、町が全部設置したほうがいいのかとかも、全部丸っと含めて検討していただけないかなと思ったので、質問しました。

なぜかという、我が家も実は関係各所、我が家の中でも3か所様々なところに設置しているのですけれども、直近2年間だけでも、どの場所の3台のカメラも警察の捜査に情報提供を求められまして、結果全て事件解決の役に立つことができておりましたので、我が家の3台のカメラだけでもかなり有力な手がかりというふうに警察のほうでは捉えられておりましたので、やっぱり特に通学路ですとか、高齢者がちょっと出ていってしまっ、どこに行ってしまったか分からないといったときにも非常に役に立っている、本当に検討していただきたいということと、あと三戸警察署の生活安全課の方に防犯カメラについてお話伺ってきましたけれども、その方が三戸警察署長の許可を得て、三戸警察署として回答いたしますというコメントをいただきました。令和4年5月末時点での町内防犯カメラ設置数は、約15か所確認しております。町内での交通事故、窃盗、行方不明者の捜査において、設置者に協力してもらって、解決に非常に役立っています。県警も設置の拡充に力を入れています。公共空間の安全を地域で守る、自主防犯の意識の向上、犯罪抑止にも役立つのが防犯カメラです。三戸警察署としても、町内設置数が増えてくれれば、大変ありがたいことですのでコメントをいただいておりますので、町のほうでも何らかの検討をして、将来的にでもしていただきたいと思いますなと思います。

そして、費用の面ですが、防犯カメラの価格自体は、ここ5年から7年の間で10分の1程度安くなっています。さらに、最近のモデルは、ここ何年かで非常に急速に、急激に機能が向上していて、例えば家庭でも使える、女性でも簡単に設置できるようなこういったカメラが、暗い中でもこれくらいはっきり映りますとか、あと記録した情報は、今までみたいにSDカードに保存されるのではなくて、クラウドに保管されるので、かなり多くのデータがそのまま保管されていますということですか、これ実際にうちの前の画像ですけれども、真っ暗い中でもこれだけ、見えないと思いますけれども、暗い中でもこれくらい鮮明に映りますと。それが何と15%オフで5,590円というような値段にも、ちょっと昔だと5万幾らだったはずなのですが、今5,590円で購入できる時代になっているということも参考にさせていただきながら、十分検討を重ねていただきたいと思います。何かコメントがあればお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

なかなか丁寧に説明をいただきまして、誠にありがとうございます。栗谷川家での防犯カメラの設置状況であったりとか、本来はそういうのも人前で教えるものではないのではないかなというふうに思いながら聞いておりましたが、個人での肖像権の管理と、また企業であったり、町内会であったり、複数の中での肖像権の管理ということは、しっかりしておかなければなりませんので、先ほどもお答えしたとおり、設置に当たっての方策の整理というのをしっかりやった上でないと、町内会から相談を受けた場合でもいいお答えができませんので、町としてはそこはしっかりと整理をして、考えていきたいというふうに思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

方策の整理はしていただけるということで、承知しました。

これで、今回の私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時6分 散会

第6日目 令和4年12月13日（火）

○議事日程

第1 一般質問

- 久慈 聡議員
1. 城山公園下山道について
 2. 農業法人の推進について
 3. 町有施設の光熱水費について

第2 議員提案第2号 三戸町議会基本条例の制定について

第3 議案第67号 三戸町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

第4 議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第5 議案第69号 三戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

第6 議案第70号 三戸町立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案

第7 議案第71号 三戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

第8 議案第72号 財産の減額譲渡について

第9 議案第73号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

第10 議案第74号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第10号）

第11 議案第75号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

第12 議案第76号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第13 議案第77号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

第14 議案第78号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）

第15 常任委員会の所管事務調査の報告について

- ・総務文教常任委員会
- ・民生商工常任委員会
- ・建設農林常任委員会

第16 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

第17 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 一部事務組合の報告
 - ・三戸地区環境整備事務組合
 - ・田子高原広域事務組合
 - ・八戸地域広域市町村圏事務組合
3. 視察報告
 - ・総務文教常任委員会、民生商工常任委員会
 - ・建設農林常任委員会
 - ・三戸町活性化対策特別委員会

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13人）

1 番 柳 雫 圭 太 君
2 番 小笠原 君 男 君
4 番 越 後 貞 男 君
5 番 乗 上 健 夫 君
6 番 山 田 将 之 君
7 番 栗谷川 柳 子 君
8 番 藤 原 文 雄 君
9 番 番 屋 博 光 君
10番 千 葉 有 子 君
11番 久 慈 聡 君
12番 澤 田 道 憲 君
13番 佐々木 和 志 君
14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（1人）

3 番 和 田 誠 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（税務課長事務取扱）	遠山潤造君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬場均君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	総務課財政指導監	下村太平君
	三戸中央病院事務次長	松崎達雄君
	総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員	会 長	梅田晃君
委任説明員	事務局 長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員	教 育 長	慶長隆光君
委任説明員	事務局 長	櫻井学君
	史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）

主 幹

貝 守 世 光 君

櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

1. 城山公園下山道について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

現在私たちを取り巻く環境は、日々変化しております。AIの活用など、私たちの生活に便利なものが増える中、世界で起きている問題の影響が日本に、そして私たちの生活にも影響が出てきております。ゆえに、私たちの近い将来の動向までもが想定できないことが起き得る可能性を秘めていると感じているところでございます。私たちの生活を守ることを目的として、政府は負担軽減の経済対策を行っておりますが、十分ではないと考えております。町という組織が今後どのように経済を回し、安心して暮らせるようになっていくのかを考え、今回3点質問いたします。順次質問いたしますので、執行者側の皆様におかれましては、誠実かつ明瞭な答弁をよろしく願いいたします。

1、城山公園の下山道について質問いたします。道路というインフラは、生活の基盤でもあり、その整備によっては不利益も起き得ることがあります。現在町が取り組んでいる関根1号線については、八日町県道との接続部分の整備などが進み、今後完成に向けて進んでいくと認識しているところであります。しかし、走行している車の速度が速くなり、危険増を懸念されるという部分があります。このように、安全安心のために道路をどのように利用するかがより重要になってくると考えています。

さて、今年3月15日、国の史跡指定を受けた三戸城跡城山公園の裏を通る町道であります下山道についてであります。今回まで何度も一般質問を行って、質問や提案等してまいりました。それにより、これまで危険木の撤去などの対処をしていただくことが、やっつけていただいているというところでもありますけれども、現在下山道としては、対面通行する際道路の幅が狭く、崖などがあり危険な道路であると認識しております。この町道の今後の整備計画についてお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、久慈議員の質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず、城山公園下山道についてでございます。国史跡指定を受けた城山公園には、現在5つの町道があり、下山道と言われる町道城山2号線は、城ノ下地区の留ヶ崎1

号線との接触部分を起点として、公園内の鶴池、亀池付近を通る町道城山公園周遊線に接続する延長729.4メートル、平均幅員5メートルの道路であります。町道城山2号線に係る安全確保、整備につきましては、これまで2回の一般質問のほか、建設農林常任委員会所管事務調査などを通じ、ご指摘をいただいているところであります。

当該町道における安全確保対策といたしましては、これまで日常における公園管理人による目視点検のほか、道路の穴埋め補修など、一般的な対策を行っているところでありますが、道路幅員が狭く、対面通行時において脱輪事故に及ぶ場合も想定されるところであります。

今後における整備計画であります。掘削を伴う道路の拡幅など、土地の形状を変えるような大規模な改良工事などは、今後策定される史跡三戸城跡保存活用計画との整合性を図る必要があることや、国、県との協議を経る必要があるなど、時間が長期にわたる可能性があります。このようなことから、現時点で取れる安全確保の対策として、下山道麓から登る車両へ注意喚起を促す看板を新たに設置することや、大雨、台風時における通行止め、カーブミラーやガードレールの更新などが考えられますので、史跡担当である教育委員会と協議しながら、引き続き対応を検討してまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

続いて質問させていただきます。

まず、この一般質問に関して、2度ほどやらせていただいています。あと、答弁にもありましたけれども、建設のほうでもお話しさせていただいております。これは、史跡指定の前の部分で指摘させていただいていることだと認識しています。3度目、今回私この質問をさせていただいて、事前通告いたしましたけれども、今の現状というのは把握されましたでしょうか。現場に行かれましたでしょうか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

久慈議員から質問のお話をいただきまして、日頃から城山の道路については私も行っておりますが、改めて拝見してきているところでございます。あと、担当課のほうも見ていると思いますので、またそちらからご答弁申し上げます。

○建設課長（齋藤 優君）

城山公園の下山道、城山2号線の現地を事前通告後に確認しているかどうかというところでございますが、事前確認をいたしておりまして、現状車両の転落、道路が狭くて擦れ違いの際に転落とか、そういった危険性があるかないかというところの観点から見まして、ガードレールの未設置箇所が3か所、36メートル程度、あと既設のガードレールがありますが、改修とか交換が必要かなと思われるところが2か所の44メートルの計5か所というところを確認させていただいております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。先ほど答弁にもカーブミラーという話がありましたけれども、カーブミラーに関しては、位置とか適正だったと判断されていますか。

○建設課長（齋藤 優君）

現地を見させていただいた際にカーブミラーのほうも見ています。3か所カーブミ

ラーがついているところがございますが、1か所はもう古くて、曇っていて見えなくなっているようなところもございます。あとは、支柱が若干曲がって立っていて、ミラーの角度も変わっているようなところもあるというところで、そちらのほうはミラーの角度の変更とか修正とか、あとミラーが曇って見づらくなっている部分には交換が必要かなと考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

一番入り口のところ、鶴亀の池のすぐのところ1か所、それから下って行って3か所ほどカーブミラーがあります。一番下のところにあるのですけれども、計5か所あるのですけれども、そのうちの3か所はぼこぼこになっていたりとか、見られないような状況、あとは曲がっているというところがありますので、ちょっと対面という形で考えた場合には、危険なのかなというふうに感じています。実は、私も何度かあそこの場所は通ります。今まで何回か質問させていただいているので、結構通るのですが、春夏秋冬と、冬は通行止めという形を取られているようですけれども、春先と秋に関しては、崖から砂利が道路のほうに落ちてきたりとか、倒木、あとは枝が落ちてきたりとか、見つけたときは私のほうで撤去をして、道路の脇に捨てたりとかしていましたけれども、車であれば安全かもしれないのですけれども、バイクや自転車だったりの場合は、転倒の可能性があるというふうにも考えます。公園の管理ということもされているようですけれども、どのような形で具体的に管理されている、要は危険防止のための管理というのですか、そういったことに対して、下山道について何か取り組んでいることって何かありますでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

下山道の管理の方法というところがございますけれども、城山公園を管理している管理人の方からパトロール等で情報をいただいたりとか、その場で撤去していただけるものはやっただいていると思います。あとは、建設課といたしまして、大雨とか強風とかがあった場合には、枝が落ちていたりとか、砂利が道路に流れているとかといった場合も想定されますので、そのときにはパトロールを実施させていただいております。その場で対応できるものについては砂利の撤去であったりとか、木の枝の散乱しているようなものは、そういったものも撤去するようにしております。今後このようなパトロールや各方面からの情報をいただきながら、対処していきたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

パトロールも分かるのですけれども、その頻度だったりとかもそうですけれども、大雨、強風の部分ということだと思います。実は、ここに来る前、私今日また9時20分ぐらいかな、行ってきました。また枝が折れたものが落ちていて、それは捨ててきました。やっぱり皆さん気をつけて歩いているのかもしれないのですけれども、そういった部分ってあるのではないかなというふうにも思います。実際に通行する側の目線で考えていただいて、今後のパトロールもそうですけれども、気をつけていただきたいなと思います。定期的なものというのか、考えてもらいたいなと思います。

先ほど町長の答弁では、看板をつけてくれるという話をされました。その部分に関しては、よいかなと思います。

ちょっと皆さんと、今建設課と話ししていましたが、共有の状態をしたいので、鶴亀池からの道をちょっと簡単に説明しますので、イメージをつくっていただき

たいと思います。鶴亀池から下りていきますと、鍛冶屋御門の入り口までのガードレールは落ちています。鍛冶屋御門入り口から右カーブになります。そのガードレールはありません。次の左カーブの近くには、危険木は撤去してもらいましたが、大雨の際は土砂や枝が路上にある状態になります。次の右カーブの手前からガードレールはありません。この右カーブには、若干のスペースがあり、黒と黄色のストライプバリケードが3つ置いてありますけれども、あまり機能しているとは思いません。次、崖側からは土砂が道路まで落ちてきています。その後、若干のストレートの部分がありますけれども、その道路ぼこぼこの状態です。また、道路に木がかぶっているため、折れた枝が落ちてきています。次の左カーブも最初の左カーブと同様に、ガードレールはありません。次の右カーブを過ぎての直線、左のガードレールは欠如しております。そして、黒と黄色のストライプがあり、バリケードが2つ置いてあります。次、緩やかな右カーブを経て直進にて、左のガードレールはゆがんで落ちています。最終の左カーブの手前にはガードレールがなく、カーブには土のうが置かれた状態が続いています。その先の道路はぼこぼこしており、最終の右カーブ手前の道路は草で覆われて、舗装されていないというふうな形になっています。さらに、最後のカーブミラーの部分、これ車両が駐車しておいて、道路部分にはみ出ているのではないかなというふうに見えます。

これが現状です。皆さんも通られたことがあると思うので、想像もつくのかなと思いますけれども、先ほど建設課長のほうからも何か所か、計5か所あるよということがありました。ただ、町長からは大きな工事はできないよという話をされています。この計5か所の中で、大きく工事しないで対応できる箇所というのはあるのですか。そこを質問したいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

ガードレールの状態がよくなくて、そこを工事することができる箇所は何か所あるか、できるのかということだと思いますが、現在城山公園は史跡に指定をされているというところで、これから掘削を伴う工事であったりとか、それ以外に現状を変更するような物を置いたり、看板を置いたり、そういったものをする際も、教育委員会を通じて県、国と協議をして、やっていいことや、これはやってはいけないですよといったものが出てくるということになります。ですので、こちらのほうから、このガードレールを新たにつけ直したいので工事をしたいといったものを教育委員会のほうに協議させていただいて、国、県のお話をいただいて、やれる工事をするというようなことになっていくと思います。

○11番（久慈 聡君）

話をぶり返すようで申し訳ないのだけれども、2度質問しているわけです。今回が3度目なのです。史跡指定したので教育委員会に上げてみないと分からないというのは、ちょっとどうなのかなと私は考えます。教育委員会が道路のことを話しすべきものなのですか。国史跡指定地域で現状変更する場合は、文化庁のほうに現状変更と許可申請書を提出することになっています。これは、教育委員会が出さなければならない書類なのですか。それとも、建設課が出すべき書類なのですか。

○建設課長（齋藤 優君）

城山公園の史跡の保存というところの観点から、そういったルートの手続ということになるのですけれども、それは建設課、町のほうから教育委員会を通じて、県、国

のほうに協議をするということになりますので、建設課のほうから直接県、国のほうに協議を求めるということではなくて、教育委員会を通じて行うというものになります。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、書類は建設課でも書けるということですね。時間たってしまったので、戻せとは言いませんけれども、今現状に関して話したとおりです。なので、対応してもらう部分に関して、城山公園内でやるのは難しいのではないかなと私も認識はしています。ただ、本当にそれでいいのかといった場合に、非常に問題視させていただきたいなという部分は、時間の部分です。今まで何回も指摘していますし、その部分に関して、どうすべきなのかという明確な対応表が出てこなかったというところから今に至るのではないかなというふうに思います。これ以上話ししてもちょっと難しいのかなと思いますけれども、まずは点検の部分、それから今後に向けてどうするのかというのを、教育委員会のほうでもたしか来年、再来年に関しては保存計画、6年に関しては整備計画を立てるということだったと思います。それに向けて、教育委員会のほうに関しては、城山公園に向けて、史跡指定に向けてやってきたわけですから、今後はそれに対応していきながら、どう安全性を確保するのかというのを考えていっていただきたいと思います。

町長に最後ちょっと質問させてもらいます。1年を通しての城山公園の活用を考えていただきたいと思います。小さな子供を持つ家族は、イベント広場で遊んで、小中学生に関しては、自転車で登ったりしています。最近では、車のイベントもあります。さらに、中高年は散歩したりとか、春の季節では桜の観光やイベントだったりとか、あとは史跡指定を受けての観光客も今後多くなっていくのではというふうに考えます。観光整備は、インフラ整備を含むというふうに私は考えています。下山道に関して、街灯はない、道路はぼこぼこして、車道に草も生えている。天候により崖の土や枝が折れ、ガードレールがなく、黒と黄色のバリケードがあります。そのバリケードも、たしか真ん中のほうが、ガードの部分がない状態のものになっています。これも意味がないと。そして、ガードレールがあっても車道の脇が沈んでいて、ガードレールごと崩れているという状況です。

今後の下山道活用方法を考えるべきなのではないかなと私は個人的に考えています。1つ目、使うか使わないのか。2つ目、車両通行させるのかさせないのか。3つ目、車両通行させるのであれば、対面通行なのか片側通行なのか。車両通行させないのであれば、歩行者のみにするのか。あとは、何もしない、現状のままかという選択肢になるのかなと思います。

私たちの世代は、三戸小学校のとき、教育長とか分かるかなと思うのですが、週末城山マラソンというのがありました。そして、下山道を小学生のときに走って登って、そういうふうにしていたものです。私は、個人的には非常に思い出深い道路でもあります。そして、この道路を使って散歩したり、歩いている方を度々見かけます。鍛冶屋御門があることから、下山道で上り下りする方もいらっしゃると思います。この道路に関して、いろいろ難しい部分があると思いますけれども、整備を行う方向で考えてもらえないかなというところ、答弁いただきたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

先ほど冒頭の私の答弁の中に、城山公園には現在5つの町道があるというお話をさ

せていただきました。この一つの中には、久慈議員からの今回のご質問があって、いろいろ担当課とも話をして、私も今知り得たというところがあるのですが、鍛冶屋御門から下がっていく歩道と申しますか、そちらも町道として登録になっていることでもありますので、最近だとナビを使って城山公園に向かってくる人が留ヶ崎の、そちらのほうから車で上がってこようと途中まで来たり、あるいはやっぱり下山道を下から上がってくるというの、もしかすればナビを使ってきている人たちも相当いるのではないかなというふうに想像もします。

今何を言いたいかという、これまでは町道という認識で城山公園にある道路を利用していただけなのですが、これから国史跡指定となると、公園管理道路というふうには、この用途の切替えというものも利用に即した形で考えていかなければならないことなのだろうと思います。まさに今の国史跡指定を取ったことによって、まず先人の方々が町道をできるだけ延ばして、交付税をたくさんもらいたいと、そういう地道な作業の中で、もしかすれば町道ということになっていたのかもしれませんが、時代もいろいろ変わっていきますと、そういうところもやはり見直しをしていく必要もあるかと思えます。その部分については、担当課同士しっかり相談をさせながら、今後の管理あるいは活用という部分で、しっかりと考え方をまとめてやっていかなければならないというふうに考えております。

整備をするかしないかということになれば、やはり安全性を考えた整備というのは、公園を管理する上で、必ず必要なことだというふうに思っておりますので、ただ、今すぐできることは今すぐやりつつ、いろんな整備に向けて準備を進めながら、しっかりと国とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

留ヶ崎に行く鍛冶屋御門のところも町道というところですが、あそこも細い道路で、いろいろ上がってくる場所もありますから。

ちょっと話はずれますけれども、プールのあったところからの道路に関しての整備も必要だということも指摘させていただきます。同じです。要は、そこを歩く人たちがけがすることがなければいいなというふうに感じているところなわけで、それは冬だけでなく、春や夏の部分も考えながら整備していただきたいと思えますし、今後に向けて進めてもらいたいと思えます。

2. 農業法人の推進について

○11番（久慈 聡君）

では、次の質問に入らせていただきたいと思えます。

農業法人の推進についてであります。農業従事者の減少に伴い、後継者不足が深刻化する中、天候による農作物への影響などから十分な収入が得られないなど、小規模農家や兼業農家の皆さんは、農家の経営に苦慮されております。収益を増やすために、作物づくりから加工販売まで行う6次産業化の取組もありますけれども、現状思うように成果が上がっていないというふうに感じています。

農業の事業継承や人手不足の解決の一つの方策として、農業法人化への取組が考えられるものと思えます。これを町はどのように分析しているのか、また現在の取組や今後の目標についてお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

近年農業生産の現場では、スマート農業の開発、導入など、作業の省力化に向けた機械化が進んでいますが、依然として人手に頼る作業が多く、人口減少に伴う農業従事者の減少は、耕作されない農地の発生につながるなど、全国的な課題となっております。農林水産省では、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者が、20年後には現状の4分の1に減る可能性があるとしており、当町の農業においても、農業従事者の高齢化や減少により、これまでの経営規模を維持できなくなるなどの課題が急速に顕在化してきている状況にあります。

今回議員からご質問のありました農業法人化の推進についてであります。初めに農業法人に対する町の分析は、2020年農林業センサスによりますと、当町では6つの経営体が法人化しております。法人化することのメリットといたしましては、社会保障制度が適用可能となり、農業従事者が安心して就業できる環境が整備されること、後継者を法人構成員から選出できることなどにより、人材の確保、育成の面から有利であると捉えております。他方では、社会保障制度加入による法人の負担義務や、法人住民税の納付義務などの経営面での費用の増額のほか、労務管理や会計処理などの法人運営面での負担が発生すると考えているところであります。このようなことから、法人化については農業経営の規模や収益性、事業の継続性など、十分に検証した上で取組が必要であると捉えているところであります。

次に、現在の取組や今後の目標についてであります。これまで町では町内農業者を対象にした農業法人化に向けた研修会の開催や、県内の先進事例の視察のほか、集落単位での説明会を開催しております。町では、これまでの研修会や説明会に参加した農業者の意見を踏まえ、法人化に向けた前段階として、集落を単位とした任意の組織である集落営農への取組を進めております。集落営農は、農業生産過程を共同で行い、農業機械や設備の台数及び規模の適正化、労働力の集約化による農業経費の削減と作業の効率化が期待できます。農業法人化は、農業従事者及び補助労働力の確保と農業生産の維持発展に対し、重要であると認識しております。

今後は、農業法人化の前段階となる集落営農の組織化を目標とし、法人化に際して有利となる点、また不利となる点を十分に整理し、地理的要因などから大規模経営が難しく、農業法人化のメリットを受け難いと考えられる中山間地域においても、安心して農業経営を営める法人の育成につながる情報の収集を進めていくとともに、当地域における農業の維持発展の体制構築に尽力してまいります。

○11番（久慈 聡君）

非常によく分かりました。集落営農の取組もしているということ、法人化に対しての規模や経営に対して難しさ、メリット、デメリット、全て分かりました。それを踏まえて質問させていただきます。

まず、農業センサスに6件の農業法人、これは現在も順調に生産されておりますか。

○農林課長（極壇 浩君）

ただいま農業センサス上、6つの法人があるということで、町長から答弁あったと思います。それが順調かどうかということでございます。一つ一つの法人の経営状況とか、確認しているわけではございませんけれども、例えば認定農業者の更新とか、そういうときには経済状況を確認しております。見ている限りでは、順調かどうかかえらると思います。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。順調という言葉がちょっとうまく適さなかったかもしれないのですが、問題があるかどうかという意味合いでは、特にないというような認識だなと思います。

今の町長の答弁の中で、メリットに関しては、社会保障制度だったりとか、後継者を選択できるようだったりとか、デメリットとしては法人住民税だったりとか、会計委託だったり労務関係をやらなければならないということがなると思うのですけれども、基本的にはそれが一番のメリット、デメリットだと思います。ただ、三戸町の農業従事者の目線で考えたときのメリットとデメリットってどのように考えていますか。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいま農業従事者のメリット、デメリットでございます。まず、働く側としましては、通常通年雇用していただければ安心して働けると。そしてまた、生産法人等で農業に携わって、農業の技術、知識等を養うということが、まず第1にはメリットと思われれます。デメリットというものについて考えますと、あまりないのかなと。ただ、法人に行って3年、5年と勤める。若いうちはいいかと思えます。ただ、家族を持って子供を養うとなったときに、いつまでもその雇用でいいのかというのは考えられると思えます。そのうち、多分自分で農地を持って、自営で営農していきたいという気持ちが出ると思えますので、そのときにどういうふうに動いていけるか、町としては支援ができるかということを考えていかなければならないのかなと考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

そのとおりだと思います。非常に働く側としてはそのように感じて、安全があるということ、ちゃんとお金が入るといこと、それから生計を立てるに当たって、今後どうしていくかといったときに、そういう法人の中でのいることによって、自分たちの自助努力で、自分たちが経営をしていくという方法に変えるということも視野に入れていかなければならないなというところが共有化していただければいいなというふうに思っていました。

ちょっと集落営農の件なのですが、集落営農に関しては、将来のためというもののワンステップというような答弁が今ありましたけれども、実際は集落営農の考え方というのは、現状維持のものになるのかなというふうに思います。集落営農ができた状態の中から法人化するというのは、やっぱりちょっと難しいのかなと。ワンランクもツーランクも難しいのかなというふうに考えます。そこに行かないと難しいという部分もあるのですけれども、その部分に関しては、集落営農の推進がよいかというと、私の中ではちょっと疑問符ではあります。

ちょっとどこに書いてあるか分からなかったのですが、町から出ている文書、どの文書を見たかあれなのだけれども、町では盆地型の気候の特性を生かし、米、リンゴ、葉たばこ、畜産を中心に生産しています。最近ではニンニク、黄桃、ブドウ、トマトなども組み合わせた複合経営をしております。全国的に問題になっている跡継ぎの件など、若者の定着を推進して安全に生活できると。社会的仕組みとして、農業所得の向上のための対策、集落営農の組織化や法人化についてを課題として取り組んでいるところでありますが、現状は非常に厳しく、進んでいないのが実情ですという

報告をちょっとどっかで見ても、メモしていたのですけれども、これは平成30年ぐらいから行ってきた、農業法人化の説明会や研修会の、こういうふうな対策の結果、難しい実情が進んでいないということを記載してあるのですけれども、今現在もやられている中で、その対策の結果として、説明会や研修会を行った結果として、これは納得いくものだと課として考えられていますでしょうか。

○農林課長（極 檀 浩君）

今まで農業法人の説明会等やってきた取組ということについてでございます。

まず、集落営農というものについてでございます。これ私が役場に入った当時、その頃からも話になってございます。もちろん諸先輩方も取り組んできた問題でございます。それがなかなか町では進んでこなかったということがございます。それをなぜかなというふうに考えますと、やはり当時は米とかも高い値段であったということで、各個人でやっていけるという状況であったと。最近になってくると、米も安くなったりとか、いわゆる米とか大豆等の土地利用型農業というのが、単価が上がらないということで、休んでいる土地が増えてくる、また継続できない農家も増えてくるということで、集落営農と、地域で何とかしようという考えがまた出てきているかと思いません。

ただ、平成29年、30年頃から説明会等をやっておりますけれども、その中で出た意見でも、まだ比較的規模の大きな農家が個々でやっていけるという集落もございません。また、地域によってはたばことか米、その他やっている。いろいろ複合経営してきている中で、それをまとめるというのもなかなか難しいということです。単一経営であれば、同じ作物で取れたものを販売して、皆さんで分けて配分して営農していくというのがやりやすいということもございますけれども、町としては今言ったように、複合経営が進んできてまいりましたので、それもちょうと進める点でのデメリットというか、不利な条件になっているかと思いません。

ただ、実際の話しますと、例えば機械ですとかも隣り合った農家3軒程度で組んで、共同購入で共同利用というふうなことも今までやってこられております。横の小さな単位で組んでやっているというところもございますので、それは同じ作物同士という形でやってきて、そこまで集落としてというふうな意見が出てきていないというふうな状況であると思われまます。

これについて、町としてどうかなというふうに思いますけれども、やはり今、作物を作付できない農家が増えてきて、そうするとそこに空いた遊休農地が出てくると。それを地域で何とかカバーしていただきたいというところがまず一つありますので、まだ組織が立っていないというところでは、ちょっともどかしい感じがしてございます。まだこれから法人化もありますけれども、これについて今国のほうでもまた協議しています。基本法の見直しとかも20年ぶりにやっておりますので、成果も出て、それを見ながら、また新しい取組ができるのであれば、三戸町でできるもの、小さな規模でも、例えばハウス栽培等で法人ができるものがあつたりとか、そういうのがあれば見つけていって、皆さんに紹介していきたいと思っております。

以上です。

○11番（久 慈 聡君）

非常に苦しい状況下の中で、何回もずっと長年やられているということが非常に理解できました。端的な質問で申し訳ないのですけれども、集落営農って今現在何個ぐらいあるのでしょうか、団体。

○農林課長（極 檀 浩君）

今集落営農でやっているというようなところはございません。きちんとした集落で組んでいるというところはございません。ただ、さっき言った機械の共同利用とか、そういうものについては、例えば果樹、リンゴの組合とか、そういうものでやっているというふうなことはあると聞いております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。難しいですね。

ちょっと話をリセットというか、ちょっと変わりますけれども、本年11月に常任会の視察で、青森県営農大学校に行ってきました。全国的に問題になっている跡継ぎの問題、若者が定着して、安心して生活できる社会的仕組みとして、農業所得の向上のための対策、集落営農の組織化や法人化について、これを課題とした訪問でした。その中で教授から、生徒の現状を教えてくださいました。報告書について記載してあるので、ここであえて話す必要はないかもしれないですけども、共有のために話させていただきます。

教育の目的は、農業に関する知識や技術、経営管理能力の取得、社会経営情勢に対応する応用力と実践能力を養い、地域農業の中核的担い手となり得る農業経営者及び農業を支える多様な人材育成であり、そのカリキュラムが座学と実践で半々に教育されている学校です。生徒は、主に農業法人に就職する方が多くて、自宅が農家でない方も新規就農に取り組んでいる方が多いという報告を受けています。今後農業の在り方も変わってくると私は考えていましたけれども、現実では既に農業法人化の中で、経営学を学んだ生徒が輩出されているというのが実情です。青森県農業大学校の卒業生の約40%が企業に就職しています、農協だったり家畜改良センター。その残りの60%が就農者になっています。就農者になっている60%の半分以上が農業法人に就職しています。農業法人に就職する人材は、増加傾向にあるということでした。理由は、就業の環境にあります。福利厚生、雇用保険、定期給与、賞与、昼休み、休日であり、安定を求めているというふうに考えております。この件に関して、どのような認識をお持ちかどうか、お伺いしたいと思います。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの営農大学校卒業後の進路と、あと若い方の農業に対する携わり方ということだと思います。

まず、営農大学校は私も一緒に視察で行きまして、話を聞かせていただいたと。そのときに、卒業生がまず就職する。その後の継続調査というか、していますかということでも聞いたところ、まだしていないということでもございました。例えば営農大学校を出て直接就農する、自分の家で農家になるという方もいらっしゃる。その間に、とは別に、1回農業生産法人に就職して、家とは違う場所で農家をする。そして、勉強して、その後にも多分自分の家に帰ってくるというパターンもあると思います。また、企業という農協とか農機具メーカーというのもございます。そこに行っても、やはり農業に携わる仕事、農機具メーカーになると、機械をそこで勉強して、また栽培等についても農家に指導する立場ということで、農家をやる下地といえますか、そういうのには十分役立つということもございます。ですので、就職とかした後でどういうふうにしていくのか。こちらちょっと興味深いところかなと思ってございました。

また、農家で若い人、私の知り合いでもありますけれども、例えば学校卒業して、

県外に1回、県外の農家に就職すると。そこでいろいろ覚えてきて、帰ってくるのを期待しているという親御さんもございます。ということで、農家で自分の子供たちに、例えば農家を継いでいただきたい。だけれども、すぐにはちょっと難しいという環境が多いかなと思いますので、その受皿として農業生産法人とか、そういうメーカー等があるというのは、非常に心強いものだろうと思ってございます。

また、ちょっと話ずれますけれども、町内でも農業生産法人ございます。若い人を活用している方もございます。あと、リタイアした農家の土地を使って、リタイアした方を手間取りというのですか、それで頼んで働いていただくと。リタイアした方は、これまでの知識がありますので、それを法人としては活用する。手間取りの人も自由な自分の好きな時間に働けるといような環境もございますので、確かに農業生産法人というのは、これからの地域の受皿としても活用できるということなので、推進を進めていきたいなと考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

非常によい話は分かるのですが、それがなかなか進まないというのに関しては、やっぱり地域性の問題が大きいのかなと思います。学校の先生の情報の件で、今後に向けてのその後の継続調査というのは、今後に向けてまた農林課のほうで調査した場合には、また報告いただければなと思います。

教授の話をちょっと続けさせてもらおうと、新規就農者が、自宅が農業でない方も多かったということだと思います。耕作放棄地を探すのに苦労しているという話もしていたと思います。私たち三戸町は、耕作放棄地の活用について検討しているというふうな形は知っていると思いますけれども、これというのは何かマッチングだったりとか、そういったことができないか、また何らかのアクションというのは、こちらから起こしているのでしょうか、お伺いします。

○農林課長（極檀 浩君）

新規就農者と耕作放棄地の関係でございます。現在町のほうで、新規就農の方で農家出身でない方、こちらが1名ございます。そのときにも農地のほうのご相談を受けてございます。マッチングということでは、農地中間管理機構という農地の貸し借りを請け負う機構がありますので、そちらを通してやっていくということがあって、やっております。また、最初の年は農家等知り合いのところへお願いして、1年間ピーマンでしたか、やって、その後管理機構を通してきちんと貸し借りをしたものについて、今度ニンニクを作付してというふうになってございます。

町内の方で新規就農というと、ほとんどが農家出身の方でございます。農家出身ではない方でも、興味がある方でも相談が来てやっていますけれども、例えば農家で生活していくためには、どのぐらいの反別で、どういう作物でというようなことから考えていただくと。自分はどういうふうにしていけば生活できるのかなというところまでご相談に乗って、指導していきながら進めている現状でございます。

○11番（久慈 聡君）

それは、相談あつてのアクションですよね。私が聞いているのは、こちら側からのアクションということで、何かありますか。

○農林課長（極檀 浩君）

町からのアクションということでございます。まだ新規就農とか、そういう制度に

については、春先とかの水田の営農計画の受付のときとか、農家が比較的集まるときを使ってPR、周知をしています。それも2月と6月と2回やってございますので、それで話ししていると。また、そのほかにも農家は今補助事業とかにたくさん申請来られますので、そのときにも1回お話をして、こういうのあるよ、近くにいたら相談に来てくださいというのでお願いしてございます。

今現在新規就農者については、2件相談はありますけれども、そのときには農地のことについても、もちろん話がございまして、こういうものがあって、例えばこういう近くであれば、ここの農地が今空いていますよというようなことはお知らせして、では何をどうしていきましょうというふうな話まで相談体制を取って、こちらからお知らせしていくというような形に持って行ってございます。

以上です。

〇11番（久慈 聡君）

分かりました。いろんな形で耕作放棄地の活用のための推進を行っていただきたいと思います。多くて困っているという話も聞くし、そういう場所があるという話も聞くので、何らかのアクションを起こして、またプラスアルファで活用してもらいたいと思います。

現状高齢者の小規模農家の方の法人化というのは、難しいのかなというふうには考えています。農林課でもそうだと思いますけれども。また、業務管理の合同事業を推進しても、なかなか難しいのかなというふうに思っています。世代交代をしている事業者では、現在のニーズに合う形に独自に変化、対応するなど、事業形態を変えて対応しているというふうに思います。集落営農の組織化というものを進めて、相互に助け合うということは理想だなというふうに思いますけれども、今後の事業者の継承だったりとか、農業事業所の従事者の確保というのはちょっと難しいのではないかなというふうに思います。新規就農者に関しては、やっぱり安定な収入だったりとか、その確保だったり、安全な部分というのか、また明確な労働条件が必要なのかなというふうにも考えています。現状維持ということではなくて、現状維持というところとちょっとまたあれかもしれないですけども、私のイメージでいうと、現状維持ではなくて、新規に図らせてやっていくべきなのではないかなというところの中で、モデル事業として町がある程度主宰をして考えることというのはできないのかなと。簡単に言うと、町の中でそういった農業法人をつくって、そしてその中で就農者を受け入れ、そして育成して、その人たちを配置していただくだったりとか、もしくは集落営農の方々の団体をきちんとした団体として登録するだったりとか、そういったところの仕組みづくりというのにも必要なのではないかなと思いますけれども、その辺についてどう考えていますか。

〇農林課長（極壇 浩君）

ただいま町として受入れする法人とかという立ち上げ、あと集落営農組織の立ち上げ等に支援できないかということだと思います。町単独でというのはなかなか難しいものかなとございます。全国には、町と農協とほかの団体で社団法人を立ち上げたという事例も1件たしかあると聞いてございます。それを立ち上げてから結構何年かたっているかと聞いてございますので、その辺の情報も聞きながら、できるかどうか、町だけではなかなか難しいかなと思います。特に農に絡むものですので、農協ですとか、そういうふうな団体、土地であれば土地改良とか、いろいろな絡みが出てくるかと思えます。その中で協議というか、相談しながら進めていければいいのかなとは

思います。

あと、集落営農の立ち上げに関しましては、国のほうでも集落営農を立ち上げる際に必要な経費、例えば税理士を頼むとか、そういうような部分についても定額補助というのがございます。これは、もう10年来続いている事業でございます。これも紹介はしてございますけれども、なかなか手を挙げてくるところがないということで、もう少し強く紹介していこうかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

難しい部分もあると思うのですが、公益農業法人をつくっているところもあります。集落営農の団体をまとめて、そして法人化して、そのことによって定款をつくったり、運営に関しては運営基盤が行うと。それに対して、集落営農の組織として団体が一つの団体として動いていくというような仕組みづくりだったりとか、そういった部分に関しても、今後考えていただければなというふうにも思います。

では、最後にちょっと町長のほうにお伺いしたいと思います。今一般質問で話をしている中で、将来を考えると、農業法人化はメリットが大きいというふうに考えます。しかし、現状のハードルが高くて、事業主間との問題、それから組織化に向けての労力、費用、経営に関する知識と資料作成など、簡単にできるものではないというふうに考えています。しかし、農業法人化が進めば、雇用の受皿ができて、新規就農者の期待ができるというふうに思います。近年「移住」というテレビもあります。移住に関しての情報も多くなってきました。集落営農組織も集めて、公益農業法人を立ち上げる場所も、先ほどもお話ししたとおり、あります。組織化をすることによるメリットを有効に活用していただくために、もう一步踏み出して、モデル事業などというような考えを推進して、人材確保、雇用保険、移住、定住につなげていくというふうな思いが私のほうではあるのですけれども、その辺についてどうお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの農業法人を町で立ち上げるなり、モデル事業化をしながら、新規就農であったり、移住であったりと、そういったものにつなげていく考えはないかということだと思います。先ほど来農林課長のほうから、町が関わっていく中での難しさとか、やはりそういったところではご説明があったとおりでございます。直接の経営に携わるという形であれば、これはやはり役場としてのやり方というのは、非常に難しいことだというふうに考えております。ただし、今後そういったご提案をいただく企業であったり、要は担い手の方々の思いに対して、私どもはしっかりとそれを支えていくということは、していかなければならないと思っております。

質問からは少しずれるような気はするのですが、町とすると、今集落営農であったり、農家の方々がもう少し収入の安定であったり、経営感覚というものを持ってもらうために、収入保険の加入も進めてございます。それについての予算を持っておりますので、そういったものを使いながら、どういうふうになれば、安定してこの土地を守り、また農業での生活ができるかというものをやはり考えていただきながら、将来的にはそういう経営規模というものが非常に大事になりますので、企業化をしていく際には、そういったまとまりを本当つくってもらえれば、町としては応援しやすいというふうに思います。

○11番（久慈 聡君）

保険の予算があるということも話が出ましたので付け加えると、保険でもらえる方ともらえない方があったという事例もありますので、平等な感じでやるというのに関しては、やっぱり保険を掛ける側、掛けない側というのでは、お金が出てこないとなると。その事例があったときの問題といえば、大きくなってしまったりするのかなという感じがします。町としては、そういったものの予算を取ってあるということは、非常にありがたいなというふうには感じています。

モデル事業ということで、町が独自にやるというのはやっぱり難しいのは分かります。ただ、そういった組織をつくって行って、やっている事業もあるということ念頭に置いて、逆にそういった事業やらないかというアクションを起こしたりとか、そういった部分というのは、町の中でもできるのではないのかなと。説明会をやって、こういうことをやるとメリットがあるよということも言ったとしても、なかなか進まない現状があるということも理解していますし、それは担当の方も分かると思っています。その中で、新たな取組として違う角度から切り込んでいかなければ、何も変わらないと思いますので、そういった目線が必要なのかなというところで、今回質問させていただきました。

やはり人は安全安心を求めます。だから、そのの部分に関して、どうやって安心を与えるのかという部分の仕組みづくり、もしくは枠組みをつくるということに関しての第一歩を行政のほうだったり、つくるのではなくて、受皿をつくれる仕組みづくりをつくるということが今後必要なのではないかなと思っておりますので、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

3. 町有施設の光熱水費について

○11番（久慈 聡君）

では次に、町の施設に関しての3つ目の質問に移らせていただきます。

先日東北電力から、令和5年4月から32.94%電気料の値上げをするということ産業省のほうに申請したというふうな報道がありました。非常に大きな値上げになります。私たちの生活にも影響が及ぶと考え、これは町が維持経営をする施設においても同じなのではないかなというところから、現在の町の施設の電気使用状況、今回は電気に特化していますけれども、そのの部分に関しての料金の値上げについての対策など、どのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁申し上げます。

町有施設の電気使用状況、料金値上げへの対策についてであります。電気料金につきましては、東北電力から高圧部門の値上げが7月に発表され、それ以外の部門の値上げについても先日発表されたところであり、町の施設におきましても、大きな影響を受けるものと考えております。また、電気料金には、基本料金と使用した電気量に対する電力量料金に加え、再生可能エネルギー発電促進賦課金と、電気事業者が調整する燃料価格や為替レートの影響を調整するための燃料費調整額が含まれております。燃料費調整額は、原油価格や液化天然ガス価格などが算出される時々の平均燃料価格により、毎月変動する調整額であり、これまでマイナス調整を維持しておりましたが、昨今のウクライナ情勢による燃料費高騰や円安の加速などにより、令和3年12月からプラス調整に転じており、各施設の電気料金は増加傾向にあります。

ご質問にありました各施設の電気の使用状況であります。外灯などを含めた町有

施設全体の電気料金は、令和元年度で約1億2,100万円、令和2年度で1億1,300万円、令和3年度では1億2,300万円と推移しております。また、今年度は燃料費調整額の増額の影響で、1億6,600万円となる見込みであります。

令和3年度の主な内訳といたしましては、三戸中央病院が年間218万キロワットアワーで4,464万円、三戸小中学校が76万キロワットアワーで1,750万円、役場庁舎が37万キロワットアワーで950万円、ふくじゅそうが17万キロワットアワーで407万円となっております。また、外灯に関する電気料金は910万円となっております。統計データを取っております役場庁舎で見ると、ここ数年の年間使用量は約38万キロワットアワーで、ほぼ横ばいとなっており、空調が必要となる夏、冬に多くの電力を使用する状況となっております。

次に、料金値上げへの対策であります。これまで一部の施設において、新電力への切替え、太陽光パネルの設置、風力発電付きの街路灯の設置を進めてきたほか、昼休み時間の消灯、使用しない会議室の消灯の徹底を行っております。また、毎週水曜日をノー残業デーと設定し、早期退庁を促し、業務時間外の電気料削減に努めております。このほか、システム関係につきましても、クラウド化を進めており、庁舎内にサーバーを設置しないことなどにより、電気量の削減を図っているところであります。

今後の取組といたしましては、照明設備や空調設備の更新の際に、省エネ効果の高い製品を選定するなど、随時省エネ対策に努めてまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

外灯の件でちょっとお伺いしたいのですけれども、たしか城山公園のところはLEDに全部替えたと思うのですけれども、その交換前と交換後と、どれぐらい変わったかお知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

城山公園の外灯につきましては、平成28年度の冬に公園内のほぼ全部に当たる104本の外灯をLEDに交換してございます。電気料金年間で比較いたしますと、LED化前の平成28年度は約54万6,000円、LEDに交換しました平成29年度は47万3,000円で、約7万3,000円の削減が図られているものでございます。

○11番（久慈 聡君）

約13%、14%ぐらいの削減ということになるのでしょうか。分かりました。

新電力等に切り替えている部分もあるかということでしたので、ちょっと個々にお聞きしたいと思います。まず、一番大きいところ、病院のほうからお伺いしたいと思いますけれども、218万キロワットアワー、4,464万円使っていると今報告ありましたけれども、現状の電気使用量だったりとか、今の電気料金の近況、ここ1年前後のところの状況をちょっと、詳細のほう教えていただきたいと思います。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの久慈議員のご質問にお答えいたします。

三戸中央病院における電気使用量及び電気料金の状況でございますが、まず昨年度でございますが、令和3年度は9月支払い分から電力単価が上がり始めておまして、1年間トータルでは使用電力量が、キロワット数でございます、町長答弁にございましたとおり、217万7,000キロワット、月平均でいいますと18万1,000キロワットとなっております。これは、令和2年度と比べ、3.6%の削減ということでございませ

た。にもかかわらず、料金は6.7%アップの280万円の増という結果でございました。

今年度につきましては、4月から11月までの7か月間におきまして、使用電力量はほぼ前年度並みで推移しているところでございますが、電気料金は36%アップ、額で申し上げますと1,023万円の増となっている状況でございます。既に昨年度からLED化等の節電の取組を強化、開始しておりますので、今年度の残り4か月分につきましては、前年同月比で使用電力量の大幅な削減は見込まないで、前年度並みだとすると、1年間で1,900万円の増になるものと見込んでおります。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

一部LED化はしているということで、その認識でいいのかなと思いますけれども、LED化に向けての予算というのは、一番最初に投資をしますよね。それは大体幾らぐらいかかったのでしょうか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

これまでLED化に要した費用というご質問でございます。トータルで、今手持ちに総額がございませんが、これまで進めてきたLED化といたしましては、院内の蛍光灯照明のうち、点灯時間の長いものから優先いたしまして、LED化を進めてまいりました。現時点でのLED化率は、約20%でございます。この20%というのが院内に蛍光灯照明が930基あるもののうちの20%ということで、約190基がLED化済みとなっております。これにつきましては、今、年度内に30%ほどまで引き上げるような計画を立ててございます。そういった状況で、費用については後でお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。今後も進めていくということですが、LED化の計画だったら、予算に対しての見積りだったりとか、そういった部分のアクションというのは取られていますでしょうか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

LED化に関する予算等の要求とかアクションはあるかというご質問でございます。本日も補正予算のほうで審議していただきます予算の中に、電力高騰に対するという補助金がございますが、予算要求の際にも、検討のためということで見積書を徴収したりしてございます。来年度に向けてLED化に要する費用、昨年度も取りましたが、これが約1,000万円ほどということになっておりましたが、現行をさらに進めていく場合には幾らかかるかというのを、今見積り依頼しているところでございますが、LED化プラス太陽光の発電とかも予算要求の際には参考にしたいと思って、見積り依頼をかけているところがございますので、そういったもろもろの調査研究は続けているところがございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

では次に、小中学校が大きいので、そこのほうの電気使用量だっりの詳細と、電力削減等の計画があるかお伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

小中学校のほうの電気料の状況ということでございますが、令和3年度と今年度の比較でご答弁申し上げたいと思います。10月までの電気の使用量ですが、三戸小中学校のほうにつきましては、昨年度と比較しまして、4月にエアコンを活用しながらということでの節電ということをしたというところで、10%の減となっております。また、斗川小学校のほうにつきましては、ホールの部分が深夜電力を活用した床暖房になっているのですが、そちらのほうの活用があったということで、逆に10%の増ということになっております。

電気料金につきましては、三戸小中学校、使用量は10%程度減っておりますが、逆に20%程度増加しているという状況になっております。10月までの段階で、既に140万円ほど増になっているということでございます。それから、斗川小学校につきましては、使用量10%増で、料金については30%程度の増ということになっております。2万5,000円ほどの増ということになっております。

まず、今後の削減計画ということですが、小中学校のほう、特に三戸小中については、暖房のほうが深夜電力を使った蓄熱暖房ということですが、厳冬期についてはちょっと難しいのですが、エアコンのほうヒートポンプ方式ということで、エネルギー効率が高いということもありますので、4月など、比較的厳冬期でないところはエアコンを使いながら削減に努めたいということと、あと教育活動はまず優先しなければならないということですが、暖房区画の変更というところの工夫をしながら、削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

暖房区画の変更ですか、ちょっと聞き取れなかったのだけれども、その部分、もう一回お聞きしたいです。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいま申し上げました暖房区画の変更というところは、使用しない教室については暖房を切るといったような対策でございます。

○11番（久慈 聡君）

今後の計画で、LEDだったりとか、太陽光も含めてですけれども、予算化につけて何か見積りだったりとか、何かアクション、小学校というか、教育委員会で動いていることはありますでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、太陽光につきましては、三戸小中学校のほうは平成23年度の高等部校舎建設の際に、高等部の屋根に20キロの太陽光がついております。そちらのほうにつきましては、大体今22万円ほどの年間の削減額であります。また、斗川小学校のほうについては、太陽光はないということでございます。

次に、LEDについてですが、LEDについては三戸小中学校の第1体育館、それから第2体育館のほうはLED化しております。その他については、まだLED化をしていないというところで、一応事業費のほうは既に見積りのほうは取っているということですが、かなり多額の費用になるという結果が出ているところでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では次、役場について電気量の詳細と電力の削減計画等があるか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

役場庁舎における電気使用量の詳細と、削減の計画があるかということでございます。役場庁舎におきましては、記憶が残っている範囲でお知らせをしたいと思っております。平成27年度以降は、使用量がおおよそ38万キロワットないし37万キロワットで推移をしております。電気料については、900万円前後ということで推移をしております。ちょっとお調べをしたのですが、手元に残っていた一番古いデータがありまして、こちらのほうをお知らせいたしますが、平成19年度の電気の使用量は50万キロワットアワーというところのデータがありましたので、こちらのほうが古い状態で見つかったということでございます。令和3年度は37万キロワットアワーということで答弁をいたしておりますが、比べると約25%ほど削減ということになってございます。

こちらの削減の理由ということで、ちょっと関連性の検証まではしていないのですが、平成27年度に補助金を活用して、役場の庁舎の屋根に太陽光パネルを設置しております。発電の規模は、20キロワット規模のものとなっております。大体一般家庭であれば、3キロないし5キロ程度ということでございますので、5倍か6倍程度の発電量となるというものを設置しております。この影響かどうか、ちょっと検証はしていませんけれども、こういったことで削減のほうに取り組んでいるということになってございます。

あと、電力の削減の計画等については、具体的な計画は今ありませんので、答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、役場のほうは今はないということですか。分かりました。

では、ちょっと町長のほうに質問させていただきます。設備投資をしなければ、ランニングコストは安価にならないというところがLEDだと思います。しかし、LEDになってから約7年ぐらいの中で、代金の詳細が出ると思うのですが、燃料調整単価の変動によって、費用対効果が望まれるか否か、今現在見えない状況にあります。これ行政としてどう考えるかが問題になってくるというふうに考えます。今回一般質問させてもらっていますけれども、決断をしてやるのか、やらないのかという決断をするかどうか、もしくは先送りにするのか。これって大きく影響が出ると思うのですが、その辺に関して、今現在決断する時期なのか、時期尚早なのか、どうお考えかをちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

町といたしましては、国が2050年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指す取組に係り、地方公共団体にその実行計画、これを策定し、公共施設の排出削減に係る計画を策定する予定としております。この計画を策定いたしますと、温室効果ガス削減

への取組の一環として、電気使用の削減に寄与するLED照明の導入や太陽光パネルの設置など、導入の検討をすることとなるものと考えております。また、この計画策定をすることにより、事業を行う際財源となる国補助金が受けやすくなるなど、そういう効果もあると伺っております。

役場で行う事業の全般に言えることではありますが、町単独の費用で行うのではなく、財源を見つけて、それによって行うことが後々の町の財政に対しても、与える影響は少なく済みますので、LED化、太陽光パネルなどの事業もそうですが、補助金、交付金を活用した事業ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。町のお金を使わないでということが一番になるのかなというふうに考えます。

行政に関して見ると、今話の中で、お金を使わない部分ということもあるかと思えます。その中で、対外部に対しての予算取りだったりとか、使う、計画するところが主な仕事になってきているのかなと思うのですけれども、しかしやっぱり足元見ていただいて、今現在の町の財産の中で、維持継続するための改善等の計画も進めるべきではないかなというふうに考えます。将来を見据えて決断をするときなのかもしれないし、今助成とか補助金等も考えながらやっていくということがありましたけれども、今各セクションの方に聞かせてもらいましたけれども、各施設の管理者が、自分たちが経営を行っているというふうな自負を持って、経営についての考えを提案して、それを実現してもらいたいというふうに思っています。学校関係であれば学校教育関係、病院関係であれば病院だったりとか、あとは福祉関係であればふくじゅそうだったりとか、そういった部分の考えを一度提案して行って、それを実現してもらうためには、やっぱり町長の考え方だったりとか、試算時の考え方ということがあるかと思えます。

今現在の予算はいろいろ取り組んでいる中で、実現されていない部分もあるかと思うので、そこについて来年度、再来年度の予算の中で、少しずつ計画もあるかと思えますけれども、それについて前向きに考えていただけるでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

お尋ねの今後のLED化という部分についてでございますが、先ほど来担当課のほうからもご説明もありましたが、町の財政の状況も考えながら進めていくということになります。まずは一番消費電力の高い部分とか、やはりそういう部分を優先的に更新して、費用の削減に努めていきたい。あるいは、計画になくても、故障をして交換しなければならなくなったという部分については、もうそこは率先的に切替えをしていきたいと、そのように考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

大きく変更はできないけれども、直していくよという前提でいるということも確認できました。まず、組織の皆さんがそれぞれ考えを持って、予算取りしていただきながら、町の財源をうまく使っていただきながら、LED化を実現していただきたいというふうに思います。

今回は、市がどのように経済を回して、安心して暮らせるようになっていくかということを考えて、今回3つだけ質問しました。三戸町のまちづくりについて、私たち議員はもっと視野を広げて、かつ現場に近いところに重点を置いて考えていかなければならないというふうに私は思っています。実務を行う執行部の皆さんは、知識もあ

って、自分の業務の一つ一つが町のためになっているというふうに思っています。だからこそ、いろいろなところに関して一緒に考えて、実行していかなければならないというふうに思います。

町長におかれましても、町の担い手として、今回私のほうで質問した部分、答弁していただいた部分に関して、前向きに考えていただきたいと再度お願いしまして、今回の私の質問を終わりたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

日程第2 議員提案第2号 三戸町議会基本条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議員提案第2号 三戸町議会基本条例の制定についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

議員提案第2号 三戸町議会基本条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、議会及び議員の活動原則と役割を定め、議会機能を強化し、町民の負託に的確に応え、もって町民の福祉の向上及び町政の発展に寄与することを目的として制定するものであります。

○議長（竹原 義人君）

本案は、議員全員による発議でありますので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

これより議員提案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議員提案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第67号 三戸町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第67号 三戸町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第67号 三戸町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、国の自治体DX推進計画を基に、総務省自治行政局地域情報化企画室から通達のあった行政手続のオンライン化について示された、子育て、介護保険関係の26手続について、令和4年度末までに、書面により行うこととされている行政手続をオンラインでも行えるようにするための特例規定及び処分に係る通知、手続関係を電磁的記録により行うことができるなどの共通事項を定めようとするものであります。

なお、オンライン行政手続をするに当たっては、国のマイナポータルサイトからマイナンバーカードによる認証を行い、手続をすることとなります。今後、町広報等での周知を行うほか、必要となるシステム改修及び職員操作研修を行い、令和5年3月からの運用開始を予定しているところであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

久慈議員。

○11番（久慈 聡君）

3月1日からスタートということですがけれども、サポート体制というのはどういうふうな形になっていますでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

サポート体制ということですが、対住民に対するサポート体制ということではよろしいですか。先ほども補足説明で申し上げましたが、まず町の広報等で周知を図ると、こういった手続がネットを通じた手続ができるということのお知らせをさせていただき予定としております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

手続上の問題だったり、操作の仕方だったりとか、そういったものに関してのサポートみたいなものというのはないという考え方ですか。何かそういったサポートみたいなものというのは、準備する形を取られるのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

現在のところ、手続をやるに当たってスマホの基本的な操作ですとかというのは、できることが前提で考えております。もし全然やったことがなくて、実際マイナポイントの申請でもあったのですけれども、全然スマホを触ったことがない方がマイナポイントもらいたいからというので、スマホを役場に持ってきて、どう操作するかというところからやったこともあります。もしそういった方がおられれば、窓口のほうで

操作のやり方というのは教えられるかと思しますので、そういったところではサポートはしていきたいと思えます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に、職員の定年が令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとされ、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布されております。

本案は、当町においても法律の公布を受け、職員の定年の延長に伴う給与並びに待遇等について必要な措置を講ずるため、三戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を定め、関係する11の条例について改正及び廃止等の所要の整備を行おうとするものであります。

本条例の制定による関係条例改正の主たる内容であります。三戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、法の改正に伴う条ずれの整備のため、条例の一

部を改正するものであり、また三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例においては、新たに制度が導入される暫定再任用並びに定年前再任用短時間勤務についての規定を加えるとともに、対応する給料表について条例の一部を改正しようとするものがあります。

このほか、定年延長の制度導入に伴い、現行の再任用制度が廃止されることから、三戸町職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 三戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第69号 三戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第69号 三戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなったことを受け、当町においても職員の給与並びに待遇等について必要な措置を講ずるため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。一般の職員の定年を段階的に引き上げ、令和13年

度までに65歳とすること、三戸中央病院の医師については、定年年齢を現在の65歳から70歳に段階的に引き上げることにより、医師の確保に取り組むこととしております。

また、管理職手当が支給されている管理監督職の勤務上限年齢について、60歳を基本とする役職定年制を設けること及び定年前再任用短時間勤務制度を導入することなど、国家公務員の制度と同様の給与体系並びに職員の待遇について整備を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

久慈議員。

○11番（久慈 聡君）

今回定年に関する条例の一部を改正するということですが、現在のルールに、今改正するルールに沿っていない雇用の事例だつたりがあるのかどうか。もしそういう事例があるのであれば、その理由と、今後どのような対応になるのかお知らせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、ルールということですが、60歳で役職定年になるということが大きなところでございます。そのルールに現在沿っていないということですが、現在のルールは三戸町職員の再任用に関する条例というところで定めております。こちらのほうの条例によりますと、給与月額等の運用基準表というものがあつてあります。再任用になった場合は、例えば課長級から補佐級とか班長級に降格するというのが条例で定められております。

それから、このルールから外れた職員がいるかということですが、過去には1人ということですが、条例の中でもうたつておりますけれども、職務、困難、責任の度合いに応じて別に定めることができるとされておりますので、ここの条文を参考として適用したということになってございます。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 三戸町立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第70号 三戸町立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第70号 三戸町立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、現在三戸町内の小中学校の給食を提供することを目的として設置されている三戸町立学校給食共同調理場の事業内容について、令和5年4月から青森県立三戸高等学校の生徒に対しても昼食として供与することができるよう、当該条例の一部を改正するものであります。

現在三戸高等学校の生徒の昼食については、保護者等の用意した弁当などを主に利用する状況となっておりますが、学校給食共同調理場で調理された昼食により、栄養バランスのよい食事の提供とともに、保護者の負担軽減を図ることで、三戸高等学校の魅力化の推進に資することができるものと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木議員。

○13番（佐々木 和志君）

まず、今回の条例改正の趣旨、目的に関しては、評価し、賛同するものであります。ただ、今の補足説明にあった三戸高校の魅力化という点に関して言えば、全協での説明の中にもありましたけれども、46名分、保護者に260万円強の負担金をいただいて、それで特別会計のほうで賄うということでありましたけれども、単に財政上で見れば、町の財政的な負担は実質ゼロということになります。であるのであれば、今三戸高校が置かれている統廃合に対する条件を考えるのであれば、少しでも給食の負担部分に町が支援をしていくという姿勢も検討してもいいのではないかというふうに思います。それが全額支給なのか、一部支給なのかはいろいろあると思いますけれども、そういう町が財政上の支援を行う考えがあるかどうかについて、答弁をいただきたいと思っております。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、まず私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

今回給食を高校に提供するというこの条例、保護者の負担であるとか、高校生の中でのやはり健康な食事という部分に観点を当てて、町としてできることはないかという中で、今回のこの件に至ったところでございます。佐々木議員のほうからは、これまでも高校に限らず、様々な部分で給食等についてのご意見をいただいております。今回魅力化に資する部分ということで、町としても直ちに今ここで、ここまでできるというお話はできませんが、今後何がしかの軽減策、あるいは支援策というものを町としても考えて、魅力化に努めていきたいと、そのように考えております。

○13番（佐々木 和志君）

実施に向けて、そういうことも検討をしていただけるといった趣旨の答弁だと受け止めます。説明にもあったように、本当の目的、根底にある考えというのは、地元の高校、三戸高校が恒久的に存続していくということだと、そこはそこで十分認識しているところではありますけれども、今三高が置かれている条件、2年続けて募集人員の半分を切った場合には、統廃合の対象になるというふうな明確な条件を示されている中で、あらゆる三高の魅力化対策に今取り組んでいるわけでありましてけれども、私としては魅力化が実際に、具体的に受験生への目に映って、受験生の人数が増えるというには、やはり相当な時間がかかるであろうというふうに考えています。

その中で、今回の給食の支給ということは、それだけでも相当なインパクトはあると思いますけれども、私の考えでありますけれども、給食を全額支給、支援するということは、かなりの保護者に対してのアピールになるのではないかなというふうに思います。時期的に、もう12月であります。恐らくほとんどの受験生は、希望校の選択はもう絞り込んでいる時期であるとは思いますが、その中においても、こういった町が積極的な支援を示すということは、経済的に困窮している世帯等に対しては大きなアピールになり、今後受験生の増加につながり、しいては三戸高校の存続につながっていくというふうに考えております。

まず、来年の4月1日からの開始ということでありましてけれども、何とかその前に、保護者に周知できるような、これからの対応をしていただければなというふうに思います。まず、今急に言って、はい、やりますという答弁はもちろん返ってこないとは思いますが、あくまでも三戸高校の魅力化対策の一端であるという言葉がありましたので、そこを十分考えていただいて、早急に担当課、もしくは町で考えていただきたいと思います。具体的な答弁はいただけないとは思いますが、できる範囲の中で、答弁いただきたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、まずできる範囲の中でということでございます。まずは、来年度の予算を組んで、その中での財源的なバランス等もしっかりと検討して、できるだけ早めにその辺のところは、議員の皆様はもちろんでございますが、学校関係にもお伝えができればいいのかなというふうに思っております。

また、ちょうど各課から来年度の予算編成に向けての提案が今来ているところでございますので、予断を持ってお話はできませんが、今度次の募集に係るところになりますと、6月前にはもう既に決定をしておかなければならないという、その次のステップもでございます。そういったところも考えながら、実現できるように努めていきたいと思っております。

○13番（佐々木 和志君）

念のために、繰り返しになりますが、言っておきます。私の希望としては、全額支給です。よろしくお願いいたします。

○11番（久慈 聡君）

ちょっと違う角度からになります。46名分増えるということで、安全安心を確保するために、給食を作っている委託先だっりの契約の状況に対して、人数的に問題がないのか、それに対応はどうなっていくのか。その辺の話合いがどこまで進んで、どのような結果になっているのか、お知らせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、給食のほうの契約ということでございますが、こちらは調理配送の業務ということで、民間の会社のほうと契約しております。こちらは、3年間の継続の契約ということで、今令和2年度から4年度までの契約をしているということになっております。

それで、三戸高校への給食の提供が増えたことで、人員的に不足にならないかといったところになってくるかと思いますが、まず契約の中身は調理、それから配送業務という2つになります。まず、調理につきましては、近年毎年30名程度児童数が減少している中で行っているということになりますので、三戸高校のほうが増えても、令和2年度の当時とは変わらないというところで、現在の人数での調理の対応が可能ということでございます。

それからもう一点、配送の部分になりますが、そちらにつきましては、昨年度までは杉沢小中学校、そちらのほうまでの配送をしていたというところで、そこが三戸高校のほうに変わるということになりますので、現在の人数で対応可能というところでございます。こちらにつきましては、現在の委託業者のほうに対応可能かどうかといったところをまず聞き取りした上で、高校側のほうとの協議などを進めてきたものとなります。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 三戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第7、議案第71号 三戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長(馬場 均君)

議案第71号 三戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、青森県重度心身障害者医療費助成事業市町村参考例が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。重度心身障害者医療費助成制度における対象者の居住地特例に係る規定の整備を行うための改正であります。重度心身障害者医療費助成制度における対象者のうち、国民健康保険の被保険者については、居住地特例により、施設入所等のため居住地と加入する国民健康保険を運営する市町村が異なる場合には、加入する国民健康保険を運営する自治体の実施主体になることとされております。

新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思っております。最後のページ、23ページとなります。現行では、「三戸町の区域内に住所を有し」と規定されておりますが、居住地特例に係る説明がなされていないものとなっていることから、「原則三戸町の区域内に住所を有し」と改め、制度と条例の規定の整合性を図るものであります。これに伴いまして、具体の取扱いに変更があるものではございません。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 財産の減額譲渡について

○議長(竹原 義人君)

日程第8、議案第72号 財産の減額譲渡についてを議題とします。補足説明願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村 正君)

議案第72号 財産の減額譲渡について補足説明申し上げます。

本案は、平成28年1月に移住者向けの土地活用を条件として、寄附採納により取得した町有地を移住者向け土地売却事業に応募し、仮契約を締結した者に譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

当該事業の概要であります。三戸町大字同心町字古間木平26番地6及び35番地2の一部、計330平米の土地を山形市在住の日向氏に50万円で売却しようとするものです。売却に当たりましては、所有権移転登記後2年以内に住宅建築に着手すること等を条件としており、令和6年11月の住居竣工を予定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

山田議員。

○6番(山田 将之君)

1回目、2回目と募集をかけて相手の方が決まったということでしたが、どういった経緯といたしますか、三戸町にゆかりのある方、関係ある方なのか、全く関係ない方なのか。移住、定住を目的としたことなので、そういった観点から成功の事例になるというか、効果的な施策であったのかなというところの答弁をお願いいたします。

○まちづくり推進課長(中村 正君)

ご質問にお答えをいたします。

これまで土地を公募いたしまして、平成30年度から募集のほうを実施いたしまして、今回4回目の公募となっております。1回目、2回目につきましては、公募価格が200万円で公募いたしましたが、応募数はゼロ。今年度に入りまして、価格のほう50万円にいたしまして実施した3回目には、問合せ件数が3件ございましたけれども、応募には至らず、今回4回目の応募のほうを同じく50万円でしたところ、問合せ、申込みが1件ございまして、今回の売却に至ったものでございます。

ゆかりのある方かどうかということでしたが、_____でございまして、Uターンとなるものでございます。

効果があったかどうかというところでございますが、今回の募集によりまして、今のところ住居竣工のほうは令和6年の11月となっておりますが、_____での申込みとなっております。その分の人数が人口増につながるものと考えてございます。以上です。

○6番（山田 将之君）

移住、定住の施策として、3人の人口が増となることで、効果的であったのではないかと思います。こういった町有地を利用して、今のような施策で町有地を譲渡していくというようなことは、有効的ではあると感じています。

ちょっと別の話になるのかもしれませんが、現在旧院長住宅のほうが売却になっていると思いますが、また違った形で町有地を譲渡するようなことになっているのかと思っております。担当課であったり、目的というところがちょっと違うということなのかもしれませんが、町の方向性として一貫性がないように感じております。議題外となることなので、今のところ答弁は求めませんが、今回のこういった施策というものは、町として続けていく予定があるのかということをお伺いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

医師住宅の今現在公募している内容について、ちょっとお話をさせていただきます。医師住宅の売却に当たっては、従前から購入されたい方から打診があっていたものがあります。ただ、その方に直接一対一でお売りするということは、競争入札させてやるのが原則でありますので、今回は一般の方を含めた形の入札ということに、従前からそういう計画をしていたものであります。なので、子育て住宅は同心町の、今中村課長が説明した物件については、寄附者の方が三戸町の移住、定住等に役立つようなというご意向がありましたので、そういった形で今回はお売りしたということでございますので、医師住宅とはそもそも考え方がちょっと今回は異なりますということでございます。

では、どういったとき、どうなのかということはあるかとは思いますが、効果的に、あまりあの広大な土地を、三戸中学校跡地のような広大な土地を移住、定住でお売りしますと言っても、なかなか買手がつかない場合もありますので、そこは住宅地に近いとか、商業関係が近いとかということもいろいろ考えて、総合的に考えてやっていかなければいけないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

今のは違うのだ。今のを続けていくのかという、別なこともあれば。効果が出ているから、引き続き続けるのか。医師住宅を聞いているのではない。

○総務課長（武士沢 忠正君）

大変失礼をいたしました。今回は、寄附者の方のご意向ということをお話しさせていただきました。役場にある今現在売却できる財産とは違う扱い、いただいた財産を住民の方にお売りするという形で、うまくマッチングがされたものです。子育て世帯に対する目的でやるということで、マッチングしています。それ以外の今現在町で余っていると言えればあれですけども、ちょっと不要となっている財産について

は、売却できれば子育て世帯でも使えるとは思いますが、その辺については、目的がどうなのかということところはちょっと精査しながらやっていきたいと思えます。

ただ、財産の所管というのが、今回まちづくり推進課が担当になったのですが、総務課であったりとか、担当が異なる部分もありますので、その辺はちょっと連携してやっていきたいなと思っております。

○6番（山田 将之君）

理由等、経緯等も理解はしましたが、移住、定住という部分で効果的であったということを実感したということであれば、こういった方法であれば買手がつくのではないのかな、人口が増えていく施策になるのではないかなと思っておりますので、ぜひ続けてやっていただけたらなと私は考えております。答弁は結構です。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第73号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第73号はこれに同意することに決定しました。

日程第10 議案第74号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第10号）

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第74号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第74号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第10号）について補足説明を申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額70億6,520万円に歳入歳出それぞれ2億2,618万6,000円を追加し、予算総額を72億9,138万6,000円にしようとするものであります。

初めに、繰越明許費についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用するため、予算に定めるものであります。

11款災害復旧費では、令和4年8月の大雨により被災した施設の補助災害復旧事業であります。農林水産業施設災害復旧費127万1,000円と、公共土木施設災害復旧費2,854万7,000円を追加しております。

次に、歳入の主なものについてご説明をいたします。6ページ、7ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、普通交付税6,295万9,000円を増額しております。

14款1項1目民生費国庫負担金では、765万2,000円を増額しております。障害者自立支援給付費等の増による国庫負担金の増額であります。

3目災害復旧費国庫負担金では、令和4年8月の大雨により被災した町道の災害復旧事業費に対する負担金であります。公共土木施設災害復旧費負担金1,837万3,000円を追加しております。

2項1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金4,870

万8,000円を増額しております。電力、ガス、食料品等の価格高騰の影響を受けた事業者等の負担軽減を図る事業に対し、交付金が交付されるものであります。

15款1項1目民生費県負担金では、382万7,000円を増額しております。障害者自立支援給付費等の増による県負担金の増額であります。

2項1目総務費県補助金では、新型コロナウイルス感染症総合対策事業費補助金730万円を増額しております。感染防止対策や地域経済の維持、回復に向けた取組に対し、補助金が交付されるものであります。

4目農林水産業費県補助金では、3,169万1,000円を増額しております。機構集積協力金交付事業費補助金2,993万2,000円の追加は、農地の集積、集約に対し、協力金を交付するもので、全額が県費で措置されるものであります。

7目災害復旧費県補助金では、114万円を追加しております。令和4年8月の大雨により被災した農地の災害復旧事業費に対する補助金を追加するものであります。

8ページをお願いいたします。17款1項1目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金2,000万円を増額し、3億3,000万円としております。

18款1項1目繰入金では、ふるさと三戸応援基金取り崩し繰入金500万円を増額しております。三戸高校の全国募集に係る下宿整備費用に充てるものであります。

21款1項町債では、合計1,990万円を増額しております。各事業の決算見込みにより、しによろ処理施設整備事業債530万円、急傾斜地崩壊対策事業債360万円、公共土木施設災害復旧事業債1,000万円の増額が主なものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。9ページをお願いいたします。

2款1項2目財産管理費では、1,530万円を増額しております。24節のふるさと三戸応援基金積立金1,000万円の増額が主なものであり、ふるさと納税収入額からふるさと納税業務に係る経費を除いた額を基金に積み立てるものであります。

7目企画費では1,063万8,000円を増額しており、ふるさと納税業務に係る7節、記念品、11節、郵便料、手数料等の増額が主なものであります。12節の11びきのねこ石像説明板製作委託料59万8,000円の追加は、今年度設置する石像の説明板等を整備するものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では、56万7,000円を増額しております。財政安定化支援事業分の増による国民健康保険特別会計繰出金178万7,000円の増額が主なものであります。

3目障害者福祉費では、サービス利用者の増加により、就労継続支援給付費等の障害者自立支援給付費1,531万4,000円を増額しております。

7目総合福祉センター費では、燃料価格の高騰による施設の燃料費、電気料の増額が主なものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費では、138万2,000円を減額しております。前年度繰越金の精算等により、簡易水道特別会計繰出金93万3,000円の減額が主なものであります。

6目病院費では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、施設の燃料費、電気料の高騰、機器・備品購入に対し、三戸中央病院特別会計繰出金1,534万6,000円を増額しております。

2項1目塵芥処理費では、ごみ処理施設負担金1,514万4,000円を減額しております。三戸地区環境整備事務組合の前年度繰越金の精算、入札実績により、町負担金が減額となるものであります。

2目しによろ処理費では、しによろ処理施設更新工事費の増により、しによろ処理施設負担金307万5,000円を増額しております。

6款1項3目農業振興費では、3,064万3,000円を増額しております。10節消耗品費、17節、タブレット購入費は、適正施肥による肥料コスト低減を図るため、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、土壌分析装置を購入するものであります。18節の機構集積協力金2,993万2,000円の追加は、老久保、臼久保地区において、農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約に対し、協力金を交付するものであります。

4目果樹生産振興対策費では、42万2,000円を増額しております。果樹の品質向上を図る施設整備に対する補助金であります、特産果樹産地育成ブランド確立事業費補助金90万9,000円の追加が主なものであります。

7目県営土地改良事業費では、255万7,000円を増額しております。中山間地域総合整備事業負担金231万円の増額が主なものであります。

15ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では、8,002万7,000円を増額しております。18節のエネルギー価格等高騰対策事業者支援金6,972万円の追加は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー、原材料等の高騰による事業者の経費負担を軽減するため、町内事業者に対し、一律7万円の支援金を交付するものであります。燃料価格高騰対策事業用車両支援金740万円の追加は、県の新型コロナウイルス感染症総合対策事業費補助金を活用し、事業用車両を保有する町内事業者に対し、燃料費高騰の負担軽減を図るため、支援金を交付するものであります。

2目観光費では、251万8,000円を増額しております。城山公園の鶴池、亀池に架かる橋の補修工事を実施するため、12節、設計委託料215万円の追加が主なものであります。

17ページをお願いいたします。8款1項1目道路河川総務費では、急傾斜地崩壊対策事業負担金400万円を増額しております。

2目道路維持費では、290万円を増額しております。燃料価格の高騰による街路灯電気料の増額が主なものであります。

2項1目都市計画総務費では、下水道施設電気料の増額により、下水道特別会計繰出金119万2,000円を増額しております。

18ページ、19ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費では、337万8,000円を増額しております。三戸高校の全国募集に係る下宿整備費用として、14節、住宅補修工事請負費145万8,000円、17節、住宅用備品購入費154万5,000円等の追加が主なものであります。

2項小学校費、4項社会教育費、5項保健体育費では、燃料価格の高騰による施設電気料の増額が主なものであります。

20ページ、21ページをお願いいたします。11款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費では690万6,000円、2項1目道路橋梁及び河川災害復旧費では2,924万7,000円を増額しております。令和4年8月の大雨により被災した農地、町道の災害復旧事業費を増額するものであります。

12款1項公債費は、令和4年度長期債償還額が確定をしたことにより、合計で173万4,000円を減額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

山田議員。

○6番（山田 将之君）

1点です。18ページ、10款1項2目12節委託料のところで、大学生等応援特産品贈呈事業委託料117万8,000円が減額となっていますが、これの詳細というか、原因というか、というところを説明お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまご質問のありました大学生等応援特産品贈呈事業委託料の減額についてありますが、こちらにつきましては、予算要求の際に、令和2年度に実施しました自宅からの通学者へは1人5万円、それから自宅外の方には10万円を給付した、大学生等への支援金給付事業、それから同年度に実施しました自宅外の方を対象とした特産品の贈呈事業のほう、こちらの実績を基にしまして、140名程度というふうに見込み、予算のほうを確保しておりました。しかし、今回の申請者が約半数の72名であったということから、減額となるものでございます。

こちらの周知に当たりましては、町内回覧、それからホームページ掲載をして、7月1日から8月10日までの期間ということで、まず募集をしました。しかし、申請者が少ないというところで、改めて申請期間を8月25日まで延長し、再度町内回覧、それからツイッターやインスタグラム、SNSのほうを使いながら周知を行いました。その結果、72名というふうになったものでございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

周知のほう一生懸命頑張った結果、72名ということではあったということだったので、周知が問題ではなかったのかなという印象です。内容なのか、そういったところなのかというところもあります。140名というリストは恐らくあると思いますので、そういった方にはもう申請なしで送ってもいいような感じも受けました。その辺はいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

前回140名のデータがあるのだから、それを使えばということであると思いますが、前回申請いただいたときに、あくまでこの個人情報については、今回の事業に限るということで申請をいただいていたものでございますので、今回はそのデータというものは使用できなかったということでございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

個人情報というところで、難しいのかなということで、了解いたしました。

原因として、周知というよりは内容なのかというところなので、今後やる予定があれば、そういったところも検討して実施していただければと思います。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

同じく18ページです。10款1項2目18節、コーディネーター採用配置支援事業負担金55万円について伺います。事業内容について詳しくお知らせください。

それから2つ目、コーディネーターの採用に向けての現状をお知らせください。

以上、2点です。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

1点目のコーディネーター採用配置支援事業負担金の内容ということでございますが、こちらにつきましては、一般質問でもご答弁申し上げました地域おこし協力隊のほうを活用しました、三戸高校の魅力化コーディネーターに関するものとなります。内容につきましては、この事業につきましては、高校の全国募集を行っております一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームというところがございますが、そちらのほうで行いますコーディネーターの研修費用、それから受入れ側となります町側の研修費用に対する負担金ということになります。

それから、2点目のコーディネーターの採用の状況ということでございますが、1名の申込みがありまして、現在選考をしているというところでございます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

15ページ、商工費の18節、空き店舗活用事業費補助金100万円と、商工業パワーアップ事業費補助金87万1,000円、これは補正で上がってくるというのは、当初予算の分にプラスというか、補正して、新たにということなのでしょうか。詳細、内容等お知らせください。

それともう一点、同じページの観光費、12節委託料、設計委託料215万円なのですが、これは以前に危険箇所ということで指摘しました階段の段差についても一緒に修繕というか、危険箇所を含めて、一緒に設計していただくということで、全協のときお話ししましたけれども、それも込みになったかどうか、お願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

私のほうから、1目商工業振興費の空き店舗活用の補助金と商工業パワーアップ事業につきましてご説明を申し上げます。

まず、空き店舗活用事業費補助金でございますけれども、これは空き店舗の有効な活用を促進し、空き店舗の解消、商店街のにぎわいづくりを促進することを目的にしている補助金でございます。空き店舗の改装工事等に要する経費に対して、新規事業者であれば補助率5分の4で、100万円を補助限度額として交付しているものでございます。今年度既に八日町に飲食店を開業いたしました新規事業者1件に100万円を支出してございます。今回の補正につきましては、年度内に町内で開業をしたい旨の相談がございまして、補正で対応させていただくということで計上したものでございます。

続きまして、商工業パワーアップ事業費補助金でございますが、この事業は町の商工業のより一層の活性化を図ることを目的に、3つございまして、まず1つ目がイベント出店などの販路拡大に要する経費、2つ目が店舗改修に要する経費、これらに対しまして補助率が3分の2、補助上限額が20万円で、3つ目の11ぴきのねこの活用による誘客促進を目的とする事業に対しましては、補助率は同じく3分の2で、補助上限額が2万円となりまして、交付するものでございます。

今年度の実績を申し上げますと、1つ目の販路拡大が2件、店舗改修が7件、11ぴきのねこの活用が2件ございまして、昨年度の実績額のほう108万円を上回っております。今年度は、かなりの相談件数もございまして、既に実績のほうが上がっております。

今回補正に上げました87万1,000円は、年度内に今予定されている販路拡大と店舗改修、これの5件を見込んだものでございまして、こちらにつきましては複数件の相談が来ているということから、87万1,000円の補正を計上したものでございます。

以上でございます。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

私のほうからは、15ページにございます2目12節委託料215万円につきまして、先般の議員全員協議会の際にご説明申し上げました段差について、バリアフリー仕様になるかどうかのオーダーをお願いしたかということですが、こちらに関しましては、コンサルタント業者のほうに予算の範囲内でこういった安全対策の仕方の検討が可能かというふうなことで、伺いを立てておりましたけれども、そちらの内容につきましては、現在の状況から少しでも改善できるような安全対策というふうなのは、検討していただけるというふうなことでの回答を得ております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時10分）

休 憩

（午後 2時12分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

空き店舗活用補助金の今回の補正の件につきましてですが、先ほど答弁のほうで、年度内に町内に開業をしたい旨の相談があって、今回の補正に至ったというご説明をいたしました。現在相談というところにとどまっております。既に100万円分、1件分の新規事業者に交付してございまして、予算残がないことから、ご本人の意向を確認し、年度内にオープンさせたいのだよねというお話がありましたので、このたびの補正に計上いたしまして、年度内の開業を目指す応援をしたいということでの計上でございます。今のところ交付申請等は受けておらず、これから予算が可決され次第ご連絡をして、今後の相談、進めていくというふうな形になります。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

承知しました。

橋の設計委託料の段差のところなのですが、これちょっと答弁の内容の私の解釈を確認しますけれども、相談中であって、段差の危険というのは認識されていて、何らかの対策はしてくださるということによろしいのでしょうか。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ただいまのご質問に対してですけれども、段差のあるのがいいのか悪いのかということもございすけれども、バリアフリー仕様でも踏み幅の長さだとか、高さというのの安全基準というのがあります、議員おっしゃるのは、今太鼓状のアーチのところそのまま地盤高までくっつけばいいというふうなことだと思いますけれども、そちらの内容も含めて検討していただくということで、よろしく願いいたします。

全員協議会で補足させていただいたときは、現況のコンクリートの状態も含めて、その辺ちょっと調査しなければならないということもございましたので、委託業務の成果の中で上がってくる際に、いろいろな安全対策というものをトライアルしていただいて、成果品としていただくというふうにしてございますので、そちらをもって安全対策、バリアフリーな仕様になりたいと思っております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

安全な状態にして……安全な状態ではないかもしれないという認識も少しはあるということですか。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

現状よりは踏み外しがないような配慮をして、改修のほうに当たりたいと思います。以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第75号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第75号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第75号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額7,120万1,000円に歳入歳出それぞれ71万2,000円を追加し、予算総額を7,191万3,000円にしようとするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入、2款1項1目1節繰入金では、一般会計からの繰入金93万3,000円を減額してございます。

3款1項1目1節繰越金では、前年度繰越金179万8,000円を増額してございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出、1款簡易水道施設費、1項1目一般管理費の131万3,000円の減額は、水質検査業務委託料の確定に伴う130万5,000円の減額が主なものでございます。

2項2目蛇沼地区給水費の10節需用費の修繕費113万5,000円を増額は、葛子平地区で発生した漏水箇所の復旧に要する経費でございます。

4目貝守地区給水費の10節需用費の修繕費10万円の増額は、配水池の水量を自動で制御する電磁接触器等に不具合が生じ、水の安定供給に影響を及ぼす可能性があることから、電磁接触器等を交換するものでございます。

2目蛇沼地区給水費から5目袴田地区給水費の電気料の増額は、各施設の電気料金の値上げに伴い予算不足が見込まれることから、4施設合わせて84万円を増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第76号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第12、議案第76号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第76号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町下水道事業特別会計既決予算額2億1,620万2,000円に歳入歳出それぞれ262万2,000円を追加し、予算総額を2億1,882万4,000円にしようとするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。4ページの歳入、6款1項1目1節繰入金では、一般会計からの繰入金119万2,000円を増額してございます。

7款1項1目1節繰越金では、前年度繰越金113万円を増額してございます。

9款1項1目1節公共下水道費債では、資本費平準化債30万円を増額してございます。

5ページの歳出、1款下水道総務費、2項1目維持管理費の280万円の増額は、浄化センター及びマンホールポンプの電気料について、電気料金の値上げに伴い予算不足が見込まれることから、増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第76号は原案のとおり可決されました。

**日程第13 議案第77号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第1号)**

○議長（竹原 義人君）

日程第13、議案第77号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。
住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第77号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ582万7,000円を増額し、予算総額を12億7,503万2,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。5款1項1目一般会計繰入金では、職員給与費及び出産育児一時金等に係る繰入金319万9,000円を減額し、財政安定化支援事業繰入金498万6,000円を増額しております。

5款2項1目国保財政調整基金繰入金は、前年度繰越金の増額に伴い、500万9,000円を減額しております。

6款1項1目前年度繰越金では、前年度決算に基づき888万4,000円を増額しております。

続いて、4ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目償還金、利子及び割引料では、過年度交付金等返還金560万2,000円を増額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第78号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第14、議案第78号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長（沼澤 修二君）

議案第78号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について所要の補正を行うものでございます。

初めに、第2条業務の予定量でございますが、（1）の病床数につきましては、合計96床で変更はございませんが、コロナ病床として一般病床を16床確保するため、補正予定量の欄に記載のとおり、一般病床を12床増やし、療養病床を12床減らすものでございます。

なお、16床のうちの残り4床につきましては、休床扱いの8床のうちから稼働病床に組み入れております。

（2）、年間患者数につきましては、新型コロナウイルス感染症入院患者の受入れ病床について、令和4年3月14日、その他医療機関8床から重点医療機関16床に指定変更されたことに伴い、予定量を5,110人減の2万75人とするものでございます。

なお、その他医療機関と重点医療機関の大きな違いでございますが、その他医療機関は、コロナ病床の入院がない場合は一般患者の入院に使用できるということで、病床確保補助金の額が1床当たり1日1万6,000円、一方重点医療機関は、コロナ患者を直ちに入院させられるように常に空けておく必要がございますが、補助金の額は1日7万1,000円という違いがございます。

次の（3）の1日平均患者数につきましては、（2）の年間入院患者数を診療日数365日で除した人数に改めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款病院事業収益では、既決予定額18億18万4,000円に1,285万9,000円を追加し、総額を18億1,304万3,000円に、支出の部、第1款病院事業費用では、既決予定額18億18万4,000円から87万8,000円を減額し、総額を17億9,930万6,000円にするものでございます。これにより、既決予定額で収益費用差引きゼロの収支均衡予算となっているものが、1,373万7,000円の黒字となるものでございます。

次のページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入の部の第1款資本的収入では、既決予定額2億3,786万7,000円に534万6,000円を追加し、総額を2億4,321万3,000円に、支出の部、第1款資本的支出では、既決予定額3億2,117万円に収入の補正予定額と同額の534万6,000円を追加し、総額を3億2,651万6,000円にするものでございます。

次の第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を4,029万4,000円減額し、当該流用することのできない経費を10億6,984万5,000円に改めるものでございます。

次の第6条、他会計からの補助金は、一般会計からの繰入金の額を6億3,463万2,000円に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。1ページ、予算の実施計画についてご説明申し上げます。収益的収入、1款1項医業収益では、年間入院患者数の補正に伴い、1目入院収益を1億4,282万円減額するものでございます。

4目その他医業収益では、室料差額収益を550万円、1行飛びまして、受託検査施設利用収益を50万円、その他医業収益を80万円、合計で680万円を減額する一方、新型コロナウイルスのワクチン接種事業による公衆衛生活動収益は330万円を増額し、合計で350万円を減額するものでございます。

次の2項医業外収益、2目他会計補助金1,000万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計からの繰入金でございます。

次の3目補助金、県補助金1億7,560万5,000円の増額の内訳は、新型コロナ病床の確保に対する補助金等で、コロナ病床16床及びコロナ病床の確保に伴い、使用できず休止となる病床3床分に受けられることとなった4月から9月までの交付決定済みの補助金1億6,432万4,000円と、新型コロナワクチン接種補助金及び新型コロナ対策設備等整備事業費補助金など1,128万1,000円でございます。

次の6目長期前受金戻入2,482万6,000円の減額は、医療機器等の取得に伴い交付された補助金一般会計繰入金について、減価償却費に見合う分を収益に計上する帳簿上の処理で、前年度以前に交付された補助金等の額の確定に伴い減額するものでございます。帳簿上の処理のため、現金の動きはございません。

次の2ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項医業費用、1目給与費4,029万4,000円の減額は、職員の異動等に伴い、当初予定の174人分を4人減の170人分とすることによるものでございます。

2目材料費1,092万9,000円の増額は、新型コロナ治療に係る患者1人当たりの薬品費及び診療材料費の単価のアップによるものでございます。

3目経費、合計2340万円の増額のうち、1行目の旅費につきましては20万円減額、2行目の光熱水費では、水道及び下水道の使用料については、合計170万円の減額を見込んだ一方、電気料につきましては値上げが著しく、1,970万円の増額を見込んだ結果、光熱水費全体で1,800万円を増額するものでございます。

また、3行目の燃料費は、重油価格の値上げに伴い290万円を増額、4行目の委託料は、コロナ対応のため使用する使い捨てエプロン、手袋、その他、感染性廃棄物の廃棄量の増加に伴い、処理業務に係る委託料を270万円増額するものでございます。

5目資産減耗費、固定資産除去費480万円の増額は、廃棄する固定資産の残存価格について帳簿上の処理を行うもので、現金の動きを伴うものではございません。

次の3ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款1項負担金、他会計負担金534万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による、シャワー入浴装置の更新に伴う一般会計の負担金でございます。

次に、資本的支出でございます。1款1項建設改良費、1目有形固定資産購入費534万6,000円の増額は、先ほどご説明申し上げましたシャワー入浴装置の更新によるものでございます。現在使用中の機器が平成11年度の購入から24年目を迎え、一部不具合が生じているため、更新するものでございます。

4ページ以降、最終ページまでは、職員給与費の明細でございます。

以上説明となりますが、本補正によりまして、既決予定額で収益、費用の差引きゼロの収支均衡予算となっているものが1,373万7,000円の純利益となるものでございますが、引き続き収入確保の取組を進め、黒字額のさらなる拡大につなげてまいります。以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

澤田議員。

○12番（澤田 道憲君）

私からちょっと聞きたいのですけれども、2ページの収益的支出なのですが、2目の9,340万6,000円、薬代だと思いますが、町民何人ぐらいを見込んでいるのか、そして町民に注射を打った場合、薬品代がどのぐらいの金額なのか、そこを聞きたいと思えます。

○病院事務長（沼澤 修二君）

澤田議員のご質問にお答えいたします。

2ページの1款1項2目材料費のところということでお答えいたします。薬品費につきましては、当初7万1,355人分ということで予定しておりましたところを6万6,245人の患者数に修正いたしまして、1人1日当たりで言いますと、単価はアップして1,240円から1,410円の単価になるということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第78号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 2時40分)

休 憩

(午後 2時46分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の取消し

○議長（竹原 義人君）

まちづくり推進課長から発言の議事録からの削除について申出がありましたので、発言を許します。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

議案第72号 財産の減額譲渡についての質疑中、世帯の構成等財産取得者の個人情報が含まれる答弁があったことから、当該部分の議事録からの削除をお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

まちづくり推進課長の申出について、会議録から削除することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、会議録から削除することに決定しました。

日程第15 常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第15、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

10番、総務文教常任委員会委員長、千葉有子君。

○総務文教常任委員長（千葉 有子君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、10月31日委員会を招集、教育長のほか関係職員の出席を求め、学校施設の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりでございます。

以上で報告を終わります。令和4年12月13日、総務文教常任委員会委員長、千葉有子。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。
7番、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、12月1日委員会を招集、史跡ボランティアガイドの活動について調査いたしました。その結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和4年12月13日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。
11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、11月17日委員会を招集、建設課長並びに農林課長のほか関係職員の出席を求め、大雨災害復旧状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和4年12月13日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第16 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第16、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第17 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第17、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

2. 一部事務組合の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、一部事務組合について報告を求めます。

最初に、三戸地区環境整備事務組合について報告を求めます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

三戸地区環境整備事務組合の業務概要について報告します。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和4年12月13日、三戸地区環境整備事務組合、藤原文雄。

○議長（竹原 義人君）

次に、田子高原広域事務組合について報告を求めます。

9番、番屋博光君。

○9番（番屋 博光君）

田子高原広域事務組合の業務概要について報告します。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和4年12月13日、田子高原広域事務組合、番屋博光。

○議長（竹原 義人君）

次に、八戸地域広域市町村圏事務組合について報告を求めます。

4番、越後貞男君。

○4番（越後 貞男君）

八戸地域広域市町村圏事務組合の業務概要についてご報告します。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和4年12月13日、八戸地域広域市町村圏事務組合、越後貞男。

3. 視察報告

○議長（竹原 義人君）

次に、視察研修の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会及び民生商工常任委員会の視察研修の報告を求めます。

7番、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

総務文教常任委員会及び民生商工常任委員会の合同視察研修について報告します。

視察研修の概要につきましては、ご手元に配付しております総務文教常任委員会及び民生商工常任委員会視察研修報告のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和4年12月13日、民生商工常任委員会、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会の視察研修の報告を求めます。

11番、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

建設農林常任委員会の視察研修について報告いたします。

視察研修の概要につきましては、お手元に配付しております建設農林常任委員会視察研修報告書のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和4年12月13日、建設農林常任委員会、久慈聡。

○議長（竹原 義人君）

次に、三戸町活性化対策特別委員会の視察研修の報告を求めます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

三戸町活性化対策特別委員会の視察研修について報告いたします。

視察研修の概要につきましては、お手元に配付しております三戸町活性化対策特別委員会視察研修報告のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和4年12月13日、三戸町活性化対策特別委員会、栗谷川柳子。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

第507回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月8日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに可決を賜りまして、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございました。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算執行につきましても慎重を期してまいる所存であります。

結びに、いよいよ厳冬に向かいます折から、皆様には切にご自愛くださいまして、ご多幸な新春をお迎えくださるようお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第507回三戸町議会定例会を閉会します。

午後3時1分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
